

目次

はじめに	3
第1章 中小会社の資金調達の実態とキャッシュ・フロー情報の有用性	6
第1節 中小会社の資金調達の実態とキャッシュ・フロー情報の有用性	6
1. キャッシュ・フロー情報の有用性	6
2. 中小会社の資金調達の実態	7
第2節 会計の目的から見る中小会社の実態と特質	9
1. 会計の目的	9
2. 中小会社の実態	10
3. 中小会社向け会計基準の要請	12
第3節 小括	13
第2章 中小会社の区分とその類型	16
第1節 中小会社等の定義と区分	16
1. 会社法における中小会社の定義	16
2. 中小企業基本法における中小会社の定義	18
3. 諸外国における中小会社の定義	19
第2節 大小会社区分立法における区分の議論	20
1. 大小会社区分立法の公表	20
2. 外部監査の議論	23
第3節 小括	26
第3章 中小会社向け会計2基準の制定とその特徴	29
第1節 中小会社向け会計基準の制定	29
1. 中小会社向け会計基準の公表	29
2. 中小企業の会計に関する指針の制定	30
第2節 中小企業の会計に関する基本要領の制定	31
第3節 中小会社向け会計2基準の差異	32
1. 中小指針及び中小要領の体系と相違点	32
2. 目的の取扱い	38
3. 収益、費用の取扱いの取扱い	39
4. 各勘定科目等の取扱い	40
5. 注記の取扱い	45
第4節 小括	47

第4章	キャッシュ・フロー情報の歴史、規制及び運用.....	51
第1節	キャッシュ・フロー計算書の必要性.....	51
1.	キャッシュ・フロー計算書を取り巻く財務書類の位置付け.....	51
2.	現金主義と発生主義からみるキャッシュ・フロー計算書の必要性.....	52
第2節	我が国におけるキャッシュ・フロー計算書の導入に至るまでの経緯.....	53
1.	資金繰表.....	53
2.	資金収支表.....	54
第3節	アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書の公表.....	56
1.	アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書の公表と目的.....	56
2.	キャッシュ・フロー計算書の活動による分類.....	57
第4節	我が国におけるキャッシュ・フロー計算書.....	60
1.	キャッシュ・フロー計算書の公表.....	60
2.	キャッシュ・フロー計算書の目的.....	60
3.	キャッシュ・フロー計算書が示す資金の範囲.....	61
4.	キャッシュ・フロー計算書の表示区分.....	62
5.	キャッシュ・フロー計算書の表示方法.....	64
第5節	小活.....	75
第5章	中小会社向け会計基準におけるキャッシュ・フロー情報のあり方.....	79
第1節	中小会社向け会計2基準とキャッシュ・フロー計算書.....	79
第2節	直接法、間接法の論点からみる有効な表示方法.....	80
1.	直接法と間接法の論点.....	80
2.	中小会社がキャッシュ・フロー計算書を導入する際に有効な表示方法.....	84
第3節	中小要領で示すべきキャッシュ・フロー計算書の附属書類としての資金繰予定表の作成.....	89
第4節	小活.....	95
おわりに	99
参考文献等一覧	102

はじめに

本論文では、「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」といった中小会社向け会計基準におけるキャッシュ・フロー情報のあり方に関する研究を行う。

日本には 386 万社の会社があり、そのうち 385 万社（99.7%）が中小会社及び小規模事業者である。そして、385 万社のうち 334 万社（86.5%）が小規模事業者となっている。更に大会社、中小会社の全従業員数 4,013 万人のうち、2,784 万人（69%）が中小会社で労働に従事している。すなわち、この数値から理解できるように日本経済の下支えしているのは中小会社及び小規模事業者であるといえる。

政府は、中小会社及び小規模事業者の経営活力を高めるための諸政策を立案し実施しており、安倍内閣でも中小会社の振興・支援は重要な政策課題としている。しかし、中小会社の振興・支援の政策の実施が効果を上げるための前提として、中小会社及び小規模事業者が適切に経理処理をして決算書類を作成する会計・税務面の基盤整備が不可欠であった。その一環として、中小会社及び小規模事業者の実態に見合った、会計処理・決算書類作成のルール作りの必要性が強く叫ばれ、作成の努力がなされてきた。

我が国では、現在、企業会計基準委員会（ASBJ）の作成した「企業会計基準」、国際会計基準審議会（IASB）が作成した「国際財務報告基準」（IFRS）及び「国際会計基準」（IAS）、米国財務会計基準審議会（FASB）が作成した「米国財務会計基準」のいずれかが、「一般に公正妥当と認められた企業会計の基準」として、上場会社を中心とする有価証券報告書提出会社を中心に選択・適用され、有用な会計報告が作成公表されている。「企業会計の基準」を設定することの有用性は、計算書類・財務諸表の作成に際して、多くの場面で見積もりや判断が必要とされるので、恣意的な選択や会計処理を通じて利益操作の恐れを排除することができ、共通のルールである「企業会計の基準」を設けることにより、金融商品取引上は財務諸表の利害関係者である、投資者等の理解を高めることにある。そして、監査人が財務諸表の適正性を判断し意見を表明する場合の拠り所となっている。すなわち、会計基準は財務会計が利害調節機能や情報提供機能を円滑に遂行するために不可欠な前提条件である。

大学等の教育機関でも、上場会社を中心とする有価証券報告書提出会社を中心とした大規模会社に選択・適用されている「企業会計の基準」に基づく会計教育が行われてきた。しかし筆者は、会計事務所に勤務する傍ら、大学院において会計学の研究を進めるにつれ、その扱う会社は中小会社が多いため、特に中小会社の会計に関心を持つようになった。そこで、中小会社の経営にとって貢献するであろう中小会社の会計とは何かその本質について研究を進めることになった。とりあえず、現行の中小会社向け諸基準についてみると、平成 17 年 8 月に、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の 4 団体により、「中小企業の会計に関する指針」が公表されており、平成 24 年 2 月 1 日「中小企業の会計に関する検討会」から、「中小企業の会計に関する基本要領」が公表されていた。中小会社会計基準の特徴として挙げられるものは、「中小企業の会計に

関する基本要領」の目的において、「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」と示している点にある。

しかし、これらの 2 基準が実務運用レベルまで本当に機能しているのか、中小会社の経営にとって貢献できているのかに疑問をもつようになった。そこでさらに研究を進めたところ、キャッシュ・フロー計算書から得られるキャッシュ・フロー情報の有用性が中小会社の管理会計にとって大変機能するように思われた。キャッシュ・フロー計算書は、資金の管理情報を 3 つの区分に分けて示し加減算することによって、一会計期間の現金の流れを把握することができる会計書類である。会社経営を行う上で特に問題となるものは、資金調達を如何に行うかである。一般的に中小会社の資金調達は金融機関に依存しているため、金融機関からの資金調達が滞れば倒産に陥る可能性がある。一方で損益計算書上利益を上げていたとしても、資金の回収が間に合わず倒産に陥る黒字倒産といわれる中小会社も近年特に多く見受けられる。

このような状況を回避するため、中小会社におけるキャッシュ・フロー計算書の必要性について着目し、中小会社がキャッシュ・フロー計算書を作成することによってキャッシュ・フローの有用性を認識し、経営の指標として活用することが可能か否かについて示すこととする。更にキャッシュ・フロー計算書の表示方法には、直接法と間接法があることから中小会社におけるキャッシュ・フロー計算書の適切な表示方法についても検討を行うこととする。しかし、中小会社といっても千差万別であるので、中小会社の区分と類型化も試みた。次に中小会社の定義や、中小会社に関連する法の規制について再確認することにした。

本論文は、以下のような構成をとっている。

第 1 章では、「中小会社の資金調達の実態とキャッシュ・フロー情報の有用性」をサブテーマとして、中小会社における資金調達の実態やキャッシュ・フロー計算書から得られるキャッシュ・フロー情報の有用性及び中小会社の会計処理の特質を示すこととする。

第 2 章では、「中小会社の区分とその類型」をサブテーマとして、会社法における中小会社の区分を確認する。なお、それ以外にも中小会社の定義は、旧商法特例法や、中小企業基本法等で示されていることから、これらの定義についても併せて確認する。さらに、中小会社の区分問題として、昭和 59 年に公表された「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題」は、現在公表されている中小会社 2 基準と密接に関わっていることから、本節においてその経緯を確認する。

第 3 章では、「中小会社向け会計 2 基準の制定とその特徴」をサブテーマとして、現在公表されている中小会社向け会計基準すなわち「中小企業の会計に関する指針」「中小企業の会計に関する基本要領」といった二つの会計基準が制定されるまでの変遷を整理する。さらに、二つの会計基準の制定趣旨からみた目的の相違をあげた上で、日本で多くを占める中小会社すなわち中小企業基本法という小規模企業者に対しては、各会計処理・表示の簡便性からみた「中小企業の会計に関する基本要領」へのシフトが有効であることを強調す

る。

第4章では「キャッシュ・フロー情報の歴史、規制及び運用」をサブテーマとして、我が国においてキャッシュ・フロー計算書が導入されるに至った経緯を確認する。また、キャッシュ・フロー計算書は、アメリカにおいて財務会計基準審議会（Financial Accounting Standard Board）（FASB）が1987年に財務会計基準書第95号（Statement of Financial Accounting Standard No.95）にて“Statement of Cash Flows”を公表したことに端を発することから、FASBが示すキャッシュ・フロー計算書についても確認をする。そして、我が国におけるキャッシュ・フロー計算書の目的・資金概念・表示区分及び表示方法について示す。

第5章では、「中小会社向け会計基準におけるキャッシュ・フロー情報のあり方」として、中小会社向け会計2基準がキャッシュ・フロー計算書をどの様に取り扱っているかを確認する。そして、キャッシュ・フロー計算書の表示方法である直接法、間接法の論点を挙げ中小会社向け会計基準の一つである「中小企業の会計に関する基本要領」において取り扱うべき中小会社に有効な表示方法を示す。最後に、将来の資金管理情報を示すことができる資金繰り予定表について触れ、具体的展望を示すつもりである。

第 1 章 中小会社の資金調達の実態とキャッシュ・フロー情報の

有用性

我が国でキャッシュ・フロー計算書が公表されたのは、1997年のことである。これまで、キャッシュの実態を把握するための計算書類として、大規模な会社では任意で資金収支表が作成されていた。しかし、第 4 章で詳述するように、資金収支表には様々な問題があったことから、当期純利益とキャッシュの差異を正確に把握することが可能となるキャッシュ・フロー計算書の導入は、有用であった。一方、キャッシュ・フロー計算書は、金融商品取引法の適用を受ける会社のみをその作成が強制される対象としていることから、中小会社においてはキャッシュ・フロー計算書が作成されることはなかったが、当期純利益とキャッシュの差異を把握することは中小会社においては特に重要である。本章では、これらの理由を探るために、中小会社の資金調達の実態やキャッシュ・フロー情報の有用性、会計の目的から見る中小会社の特質等を考察する。

第 1 節 中小会社の資金調達の実態とキャッシュ・フロー情報の有用性

1. キャッシュ・フロー情報の有用性

我が国はこれまでメインバンク制により、会社への資金供給が行われていた。これらの背景には高度経済成長とインフレが挙げられる。具体的に物を作れば売れ、土地を買えば地価も上昇し、そこから利益をあげることが可能であったため、会社はメインバンクから資金調達を行い貸借対照表、損益計算書から導き出される売上や利益のみを追求していった。しかし、高度経済成長、インフレが終わりこれまでのように物を作ったとしても売れることがなくなり、地価についても大幅な下落が重なり結果的にメインバンクから計画性のない資金調達を行った会社は倒産に追い込まれていった。また、これらに関連し取引先の倒産による不良債権の多発のため、売上げに計上しても最終的な回収が行われないうちが、営業成果とは認めにくくなり、消費者ニーズの急速な多様化で棚卸資産の陳腐化と在庫リスクが増大し、在庫に残っているうちは営業の成果に貢献したとはいえ、さらに重要予測の誤りや製品のライフサイクルの短期化により、生産設備の不対応や陳腐化が激しく、資産価値の維持が困難になった。(注1)

会社の経営状態を読み解く場合に、単に利益をあげているので健全な経営をしていると判断することはできない。利益とは、収益(売上)から費用を減じて求められるものである。仮に売上が掛取引である場合、仕入がキャッシュである時は損益計算書上に利益が出ていたとしても、キャッシュは減少していることとなる。これでは適正な財政状態を表示しているとはいえない。すなわち、利益が計上されていても、その基になる売

上高（収益）が現金の形でタイムリーに回収されなければ「資金のショート」という原因から倒産に追い込まれることもあるため（注2）、損益計算書から導き出される会計上の利益は必要十分な経営上の管理指標とはなり得ない。損益計算書で利益を計上することは当然重要なことであるが、キャッシュ・フローも同様に管理しなければ会社の存続という会社にとって最も基礎的な前提が崩されることになる。（注3）

日本の企業会計制度では長い間、会社が公表すべき主要な財務諸表（注4）としては、貸借対照表と損益計算書だけであった。資金流れを示す計算書の公表は任意に作成されことはあっても、法的に強制されていたわけではなかった。その点諸外国に見られるように、資金計算書を正式の基本財務諸表として位置づける動向との間に食い違いが見られ、日本でもこれらの見直しがなされることとなり、1997年にキャッシュ・フロー計算書が公表されたことに伴い、キャッシュ・フロー計算書の作成を一部の企業に対して義務付けることとした。（注5）キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものである。そしてキャッシュ・フロー計算書はフローの状況（注6）を示す計算書として、損益計算書と同様に一時時点（期末）のストックの状況を示す貸借対照表と対峙される計算書である。（注7）すなわち、貸借対照表及び損益計算書と同様に企業活動全体を対象とする重要な情報を提供するものである。上述したように、我が国では、資金情報を開示する資金収支表は、財務諸表外の情報として位置づけられていたが、これに代えて「キャッシュ・フロー計算書」を導入するに当たり、これを基本財務諸表の一つとして位置づけることが適当であると考えられたのである（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準二）。キャッシュ・フロー計算書が提供する情報は、他の財務諸表に開示された情報を併用し利用することにより、投資者、債権者及びその他の利害関係者にとって以下のような時に役立つとしている（注8）。

- ① 将来の正味キャッシュ・フロー〔net cash flow〕を生み出す会社の能力を評価する時
- ② 会社が、債務〔obligations〕を返済する能力、配当〔dividends〕を支払う能力、外部から資金調達を行う必要があるか否かを評価する時
- ③ 純利益〔net income〕とそれに関連する現金収支との差異の理由を評価する時
- ④ 当期間の現金と現金でないものの両方に関連する投資取引と財務取引が会社の財政状態に与える影響を評価する時

これらの内、利用者の一人である中小会社経営者にとって特に有用である情報は、債務を返済する能力、配当を支払う能力及び外部から資金調達を行う必要があるか否かを評価できることである。

2. 中小会社の資金調達の実態

これまで実態的に、金融機関が提示を求めてきた書類は、その利用頻度から順にみる

と、損益計算書、貸借対照表、試算表、税務申告書一式、勘定科目明細書、経営計画書、キャッシュ・フロー計算書、部門別収支実績表などであった（注9）。

取引金融機関から提出を求められる書類では、損益計算書、貸借対照表の割合が、7割と高くなっていたが、キャッシュ・フロー計算書は、求められる割合が圧倒的に少なかった。損益計算書は、1事業年度で得られた利益又は損失を計算し求められたものであり、会社の収益や、成長性についての情報を得ることができる。ただし、1事業年度のみで判断することは危険であり、前事業年度、前々事業年度等を比較し判断する必要がある（これを動態情報という）。一方、貸借対照表は、これまで蓄積された「財産」や財政状態を示す書類である。貸借対照表は、損益計算書とは異なり、一時時点で判断することが可能である（これを静態情報という）。中小企業が金融機関に対して求められる書類を提出する理由は、融資を打ち切られる恐れを排除するためであり、また、円滑な資金調達を行うためである（注10）。資金の問題は、企業経営におけるいわば生存条件であるといえてよい（注11）。すなわち、資金は会社にとって必要不可欠なものであり、この資金の調達が円滑に遂行されなければ、倒産に陥る可能性もある。

企業の資金調達の重要性について、小川正博教授は、「資金が逼迫して支払いが滞ると、巨大な企業であれ一瞬にして破綻してしまう。豪華な建物を構えている大企業でさえ、社内の金庫のなかにも取引銀行にも、自由に支払いに回すことのできる余裕資金は限られているのが一般的である。1998年末の金融システム不安による貸し渋りのとき、また2008年のリーマン・ショックによる経済収縮のとき、支払いや借入金返済を遅滞なく行うために、大企業でさえ有価証券や資産売却を行って手元流動性の増加に走ったのである。資金の流出と流入が企業には日常的に繰り返されている。このとき決済や返済が止まると、利益を上げている企業でも倒産してしまう。それは、「勘定合って銭足らず」といわれるように、通常の営業活動を行っていても、企業の資金の流入と流出との間には、タイミングのずれがあるからである。また企業経営が好調でも不調でも、企業の資金需要は旺盛で外部に流出する資金が多いためである。反対にどんなに赤字を続ける企業でも、そこに資金が供給され続ければ企業は消滅することはない。」（注12）と述べている。つまり、会社における資金とは、経済活動を行う上で、最も重要なものであり、資金が供給され続ければ、会社は赤字会社と言えども、経済活動を継続することが可能になる。そして、同教授は、中小会社における資金調達の重要性について、「わが国の中小企業は活動に必要な資金の多くを金融機関からの借入れと、外部の企業からの信用という形で調達している。だから金融機関からの融資が滞れば、また資材や製品を購入する仕入先からの信用がなくなれば企業は破綻してしまう。支払能力に不安が生じると債権者は一斉に返済を求める。取立てが始まると金融機関の支援がなくてはほとんどの企業が対応できない。このため債務不履行（デフォルト）に陥らないように、また信用不安を招かないように、企業は支払いに合わせて資金を調達する。特に外部金融への依存度が高く、経営状態が不安定なために信用が脆弱な中小企業では、金融の問題はより深刻である。」

(注13)と述べている。大会社、中小会社に関係なく、資金は重要であるが一般的に中小会社は大会社と比べると、自己資本が低く、それを補うため、より金融機関からの借入れに依存しなければならないので、特に中小会社にとって資金調達は大きな意味を持つものと考えられる。ゆえに、中小会社においては特にキャッシュの流れを把握できるキャッシュ・フロー計算書は重要な計算書類である。また、中小会社がキャッシュ・フロー計算書を作成することで、中小会社自身の企業価値を高めることも可能である。キャッシュ・フロー計算書のメリットは、利益情報に比較して加工されない現金の流れを示す数値を得ることができる点にある(注14)。すなわち、資産、負債、利益等のように会計基準の下で測定された会計数値に比べ、同一の尺度で測定されたキャッシュ・フローに基づく財務数値のほうが、企業価値を的確に表示しているといえる(注15)。

会社の経営を行う目的は本来、自身が経営する会社の企業価値を高めることにある。企業価値とは社会的な責任はもちろんのこと、如何に利益を出すことができ、如何に利益の源泉であるキャッシュを集めることができかである。また企業価値が生まれるためには、企業価値の基となる経済的価値を作り出すために経営資源を投入し、その分配をはかり、配分された経営資源に見合うキャッシュ・フローを計上し、本質価値の創出をどのように実現していくか、道筋を見極めることも重要である(注16)。

これまで、中小会社はメインバンクによって、計画性のない資金調達を行ったとしても、好景気とインフレにより、欠点を補うことが可能であった。しかし、現在は不安定な景気が続いているため、会社が本来の企業活動によって利益を出し資金を調達することが困難になっている、その結果、資金調達を金融機関に強く頼らざるを得なくなっていると考える。中小会社自身が、金融機関から求められる書類にキャッシュ・フロー計算書が不必要であっても、キャッシュ・フロー計算書を自発的に作成し、その情報を自身で把握することが重要である。

第2節 会計の目的から見る中小会社の実態と特質

1. 会計の目的

会計情報の目的や利用方法について、基礎的確認をしておこう。会計とは経済主体が営む経済活動及びこれに関連する経済事象を測定・報告する行為とされている。そして、測定とは経済活動及び経済事象を貨幣額で計算することをいい、また、測定された経済活動及び経済事象を広く公表することを報告という。(注17) 会計が測定対象とする経済活動の担い手である経済主体は、その主たる目的が利潤追求であるか否かにより、営利活動と非営利活動に分けることができる。前者の営利組織は、一般的に「企業」とよばれ、小さなものは個人商店からおおきなものは証券取引所に上場されている巨大な株式会社までがこれに含まれる。これらの企業の経済活動を対象とする会計を企業会計という。(注18)

企業会計の基本的な目的は、一定期間における企業の経営成績と一時点における企業の財政状態についての信頼できる情報を、企業の経営者・出資者・債権者・その他の利害関係者に提供することであり、このような情報を会計情報という（注19）ことに異論はないであろう。

企業会計は、会計情報利用者の利用目的によって一般に財務会計と管理会計に分類される（注20）。財務会計（注21）は、株主などの投資者、銀行などの債権者、仕入先、得意先などの取引先、税務当局などの企業外部の利害関係者に対して、会社の経済活動や経済事象を財務諸表などの情報を用いて報告することを目的としている（注22）。管理会計（注23）は、経営者が資金を事業に投下して効率的に運用するための財務情報を経営者自身に提供することを目的としている（注24）。すなわち、財務会計は、外部利害関係者に対する報告を目的としており、管理会計は、内部利害関係者への報告を目的とするものである。特に財務会計は、利害関係者が多く存在していることから、情報提供する側が一定のルールに則って情報を提供することが重要となる。次に、これらを踏まえ大会社と中小会社の実態からみる差異を考察する。

2. 中小会社の実態

中小会社は大会社と共存する上で、経済学的側面と経営学的側面の2つの独自性を有している。中小会社が持つ2つの側面は次のようになる（注25）。

・経済学的側面

現在の大会社は、株式会社等に通して、不特定多数の人々から幅広く出資者を募り、自社の株式資本としてとり込み、自社の競争に自己資本として利用することが可能である。すなわち、元来他人の資金であり資本であるものを自己の資本として調達することが可能なのである。出資金を幅広く受け入れられるということは、金利等の支払い義務を負わない資金を調達できるということであり、収益に応じて配当することだけが義務である資金を手に入れられるということである。中小会社は、このような他人資本の自己資本化という形態での資金調達、中小規模性ゆえに、一般的には不可能である、ここに一方で大会社に対しての競争上の不利性につながる中小会社の独自性が存在する。しかしながら、このような独自性は、同時に中小会社経営者が、外部の出資者から一定の制約を受けながら経営せざるを得ない多くの上場している大会社と異なり、自らの会社の資産を経営者として外部から制約を受けずに、自由に利用できるという個人会社としての独自性を、実質的に保有できるということも意味する。

・経営学的側面

大会社は大規模であるがゆえに、組織運営のために階層的な組織を構築せざるを得ない。トップ経営者が末端の現場の被雇用者の状況まで把握することは考えられない。しかしながら、中小会社は中小規模の会社であるがゆえに、階層的な組織に依存する

ことなく経営することが可能である。このような意味で、経営組織上の独自性をもつのが中小会社である。中小会社は中間管理職を媒介することなく、トップ経営者が会社内のすべての組織構成員について把握可能なのである。このことは、組織がおかれた状況についての迅速な把握を経営者に可能にし、経営者の判断の末端までの迅速な浸透を可能にする。

このように、中小会社は、大会社と異なる独自性を持つことで、大会社とは異なる資金運用が可能になるとともに、経営方法についても経営者の考えが、末端の雇用者にも伝わるため、迅速に会社運営を行うことができる。

また、中小会社と大会社が持つ異なる性格として、大会社では、所有と経営が分離されており、所有者である株主が取締役に会社の経営を一任する。取締役が不正を行わず適切な会社の経営をしているか、株主に代わりに監査役が取締役の職務等を監視する。その主な理由として、大会社には多くの利害関係者がおり、社会的責任も大きいからであると考えられる。一方、中小会社の利害関係者は、大会社と比べると圧倒的に少ない。この見地から、大会社と中小会社では、別個の情報提供が行われることが妥当であろう。他方、中小会社の実態として、次のようなものが挙げられている（注26）。

- ・中小会社は、資本と経営が同一であり、経営者はいわゆる「所有経営者」(owner manager) がそのほとんどである。
- ・中小会社のうちでも、小零細企業のほとんどは個人経営であり、法人形式をとっていても、実質的には個人企業と同様の実態である。
- ・経営については、家計と経営が分離できていない場合や事業所と居宅が同一で、労働力は家族労働が主体であるのが一般的な特徴である。小零細では、資本と経営は同一であり、一般賃金労働者と異なり、企業はすべて自分のものであると認識している。

中小会社の経営者は自己の会社に、自己の資産を提供していることから、資本家であるといえる。また、自己の資産を提供することは、事業の盛衰が、家族生活に直接影響を及ぼすことになる。つまり、中小会社の実態とは、中小会社の経営者自身が、「資本家」、「経営者」の2つの責任を負っていることにあるといえる。

更に、中小会社の実態から中小会社の経理処理を考察すると特に以下の特質があると考えられる。

- ・「中小会社」には、企業会計に関する知見を持つ者を、専従の従業員として雇用する余裕はないこと。
- ・経理部門等の管理部門を独立して整備し、組織的且つ継続的に、経理処理をする余裕はないこと。
- ・経営者も現業に専念し、間接管理部門に労力を割く余裕はなく、企業会計に関する知見を持つ者が少ないこと。

そして、中小会社の会計情報の作成をめぐる環境の特質には、以下のようなものが考

えられる。

- ・中小会社では、所有者＝経営者が多く、財務諸表を自社に都合の良いように粉飾するリスクが高いこと。
- ・中小会社は閉鎖会社で、所有者＝経営者が多く、ディスクロージャーの対象範囲が債権者や取引先に限られていること。
- ・実行可能であり過重負担にならないルールでなければならないこと。
- ・ルールに中小会社の業種・業態・規模の多様性に対応できる弾力性が必要であること。

このように、中小会社は大会社とは異なる経済学的側面、経営学的側面、利害関係人との関係及び大会社と異なる経理処理の特質等を有していることが理解できる。そのため、中小会社会計基準を作成するためには中小会社の経理処理と計算書類の作成に内包される特質を汲取ったものである必要があった。

3. 中小会社向け会計基準の要請

これまで、大会社向けの法制度、会計基準は存在していたものの、中小会社向けの法制度、会計基準は軽視されてきた。中小会社の会計ルールの見直しが必要になった背景について、主に以下の理由が挙げられる（注27）。

- ① 不景気な経済状況により、従来の土地担保融資と経営者個人補償を重視した融資体制から、会社の業績評価を重視した融資体制に変えるべきとする動きによって、信頼できる計算書類のディスクロージャーが必要になったこと。
- ② インターネットを利用した計算書類の開示が認められ、中小会社はコスト負担をあまり意識することなく計算書類の開示が可能になった。そのため、計算書類を作成するための基準を明確にする必要が高まったこと。
- ③ 企業会計基準が IFRS とのコンバージェンスによって従来なかったような相当数の新しい会計基準が導入された。その結果、中小会社にとってどの会計基準を採用すればいいのか混乱が起こり、さらに会計基準が量的に拡大し、質的にも複雑化してきたことから、会計基準の負担軽減ということが問題となったこと。
- ④ 我が国でも計算書類を巡る争訟問題が起こるようになり、会計専門家が自己の責任範囲を画定することで争訟に巻き込まれることを回避するため、中小会社の会計基準を確執し、責任の範囲を限定しておく必要が出てきたこと。

平成 13 年 11 月 21 日に商法等の一部改正が行われ、会社は取締役会決議をもって貸借対照表またはその要旨の公告を代えて、貸借対照表に記載または記録された情報を電磁的方法により、株主総会の承認の日から 5 年間、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置き措置をとることできるとされた（旧商法 238 条 5 項）。電磁的方法（ホームページ）による開示が認められ、中小会社のディスクロージャーが従来よりも容易に行われるようになった（注28）。計算書類の電磁開示は、開示コストの負担能力の

乏しい中小会社に対しても開示を促進する道をひらいた（注29）一方で、中小規模会社はこれまで会計情報は税の徴収目的であるとする姿勢を保持していたことから（注30）、中小会社においても計算書類を含めた会社情報開示の適正性を担保する制度が必要とされた（注31）。

また、平成14年の商法改正で、会社の計算規則が法律から省令へ移行された。その趣旨は、我が国の会計基準が国際会計基準との調和を進めている折、商法もそれに弾力的に対応しようとしたためである。しかし、それが中小会社の会計処理に負担を与え悪影響を及ぼすことが懸念されたため、衆・参両院は、当該改正が中小会社に過剰な負担を課すことのないよう必要な処置を講じるよう附帯決議を行った。（注32）

中小会社の実態や特質は、大会社と大きく異なっていたことから、それまで改正を重ねてきた大会社向けの会計基準では、中小会社にとって適用可能なものではなかった。さらに、企業の国際化が進むにつれ、我が国の会計基準が国際会計基準に合わせるため、難易度の高いものになっていった。そのため、中小会社の実態に見合った会計基準の策定が急務となった。

第3節 小括

本章では、中小会社の資金調達の実態とキャッシュ・フロー情報の有用性について確認した。

第1節では、中小会社の資金調達の実態とキャッシュ・フロー情報の有用性として中小会社がキャッシュ・フロー計算書を作成することの必要性を示した。

会社における資金調達は必要不可欠であり、特に中小会社は資金調達を金融機関のみに依存している場合が多いことから、金融機関が中小会社に貸出しを行う場合に提供を求める書類を確認したところ、損益計算書、貸借対照表を求める割合が高いことが示された。一方、資金の流れを把握するキャッシュ・フロー計算書については、求められる割合は極めて低い。資金調達は、キャッシュの不足により、不足分を賄うために行われる行為であるが、金融機関から求められる割合が低ければ経営者自身もキャッシュ・フロー計算書についての関心も低くなるのではないだろうか。しかし、キャッシュ・フロー計算書を作成することで、債務を返済する能力、配当を支払う能力及び外部から資金調達を行う必要があるか否かを評価できるため、金融機関に資金調達を依存している中小会社にこそキャッシュ・フロー計算書類は必要なものと考えらる。

第2節では、会計の目的から見る中小会社の実態と特質を考察した。会計の目的は、まず財務会計と管理会計に大別することができる。財務会計は会社の経済活動や経済事象を財務諸表などの情報を用いて報告することを目的としている。一方、管理会計は、経営者が資金を事業に投下して効率的に運用するための財務情報を経営者自身に提供することを目的としている。財務会計は、外部利害関係者に対する報告を目的としているため、一定

のルールに則って情報を提供することが重要となる。大会社は、所有と経営が分離されており、監視監督機能が働いている。しかし、中小会社の経営実態は、資本と経営が同一であり、経営者は所有経営者であることや、中小会社はその大多数が小零細企業であり法人形式をとっていても実質的には、個人企業と同様の実態である。また、中小会社の会計処理の特質としては、中小会社には、企業会計に関する知見を持つ者を専従の従業員として雇用する余裕はないことや、中小会社は閉鎖会社であることが多いので、ディスクロージャーの対象範囲が債権者や取引先に限られていることである。このような見地から、大会社と中小会社では、別個の情報提供が行われることが妥当であろう。

[注]

- 1 伊藤邦夫・桜井久勝・百合草裕康・蜂谷豊彦『キャッシュ・フロー会計と企業評価』中央経済社（2004年）6頁参照。
- 2 岡本治雄『財務分析の展開〔第2版〕』中央経済社（2000年）7頁参照。
- 3 梅田誠「キャッシュ・フロー計算書の必要性」企業会計 50巻10号（1998年）46頁参照。
- 4 財務諸表は計算書類ともいわれ、現行の会社法と金融商品取引法によって内容が異なる。会社法では、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表が、金融商品取引法における個別財務諸表では貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および附属明細表が、連結財務諸表では、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結附属明細表さらに四半期報告書が財務諸表とされる。中垣昇『財務管理論の基礎〔第7版〕』創成社（2008年）16～17頁参照。
- 5 田中茂次『キャッシュ・フロー計算書』中央経済社（1999年）1頁参照。
- 6 キャッシュ・フロー計算書の原理は、基本的には現金主義に基づいて、現金及び現金同等物のフローを示すものである。久保幸年「キャッシュ・フロー計算書」税経通信 54巻14号（1999年）95頁参照。
- 7 久保・前掲（注6）95頁参照。
- 8 Financial Accounting Standards Board (FASB) „Statement of Financial Accounting Standards No.95,Statement of Cash Flows,November 1987,para5.
- 9 中小企業庁『会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果報告』平成18年6月30日参照。
- 10 なお、数百万といった小口資金の貸出しを行う機関には、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫が有効であろう。政府系金融機関は、中小企業の健全育成を目的とし、その目的を達成するために設立・運営しているからである。奥村佳史「中小企業の資金調達の実務〔公庫融資を活用する〕」税経通信 65巻1号（2010年）118頁参照。
- 11 森脇彬『資金と支払能力の分析〔四訂版〕』税務経理協会（2002年）2頁参照。
- 12 渡辺幸男『21世紀中小企業論〔第3版〕多様性と可能性を探る』有斐閣（2013）265頁。
- 13 渡辺・前掲（注12）265～266頁。
- 14 高田橋範充・鈴木一功「企業価値とキャッシュ・フロー」会計 164巻2号（2003年）230頁参照。
- 15 中垣昇『経営財務の基礎理論』税務経理協会（2007年）55頁参照。
- 16 土井秀生『企業価値分析の技術』中央経済社（2005年）2頁参照。
- 17 右山昌一郎「〔中小企業会計基本要領〕（中小要領）と〔中小企業会計指針〕（中小指針）の適用について」税研 29巻2号（2013年）16頁参照。
- 18 なお、後者の非営利組織には、個人の会計をはじめとして、国や地方自治体の行政機関および学校法人・宗教法人などが含まれる。これらの組織について行われる会計が非営利会計である。桜井久勝『財務会計講義〔第16版〕』中央経済社（2015年）2頁参照。
- 19 安平昭二『入門企業会計』東京経済情報出版（2000年）12頁参照。
- 20 畠村剛雄『体系財務会計論』中央経済社（1991年）1頁参照。
- 21 財務会計は外部の利害関係者が報告の対象であることから外部報告会計ともよばれる。広瀬義州『財務会計〔第13版〕』中央経済社（2015年）4頁参照。
- 22 広瀬・前掲（注21）4頁参照。
- 23 管理会計は、報告対象が企業内部のマネジメントであることから内部報告会計ともよばれる。広瀬・前掲（注21）6頁参照。
- 24 門田安弘編著『管理会計学テキスト〔第3版〕』税務経理協会（2003年）3頁参照。
- 25 吉野直行・渡辺幸男編『中小企業の現状と中小企業金融』慶応義塾大学出版会（2006年）4～5頁参照。
- 26 百瀬恵夫・伊藤正昭編著『中小企業論』白桃書房（1991年）209～210頁参照。
- 27 河崎照行・上西左大信「中小企業会計の課題と展望」税研 32巻5号（2017年）3～4頁参照。
- 28 宮口定雄・杉田宗久編『中小会社の会計基準と税務』清文社（2003年）2頁参照。
- 29 武田隆二編著『中小会社の会計指針』中央経済社（2006年）31頁参照。
- 30 塩原一郎・佐藤敏昭『グローバル企業法会計』税務経理協会（2005年）273頁参照。
- 31 佐藤敏昭「会社法制の現代化要綱試案と中小規模会社の監査」税経通信 59巻4号（2004年）37頁参照。
- 32 品川芳宣「〔中小会計要領〕の制定と中小企業会計の今後の方向」税経通信 67巻5号（2012年）17頁参照。

第2章 中小会社の区分とその類型

本章では中小会社の区分とその類型として、中小会社の定義を確認する。我が国の中小会社の定義は様々な法律等で定義されている。しかし、その定義は、「公開」、「非公開」、規模基準、業種別人数基準といったように、各法律によって分類は一様ではない。そこで本章において、それらの区分を具体的に示す。これまで中小会社の区分は多くの議論がなされてきた。特に、昭和59年5月9日に法務省民事局参事官室により「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」（以下、「区分立法」という。）が公表された際は、様々な区分方法が提示されており、この区分立法についても確認することとする。

第1節 中小会社等の定義と区分

1. 会社法における中小会社の定義

本稿のテーマは、中小会社特有の状況を踏まえ論述するものであるが、はじめに、中小会社、中小企業と表現する場合の「会社」と「企業」について触れておこう。法律学小辞典によれば、「会社」とは「営利を目的とする社団法人で会社法によって設立されたものをいい、会社は資本と労力を結合し、また、社員が多数の場合には、危険を分散する機能をもっている。」（注1）としている。一方「企業」については、「一般的に経済活動を行う主体又は活動自体を意味する。前者の経済活動の主体における企業とは、一定の目的のために継続的意図により計画的に活動を行う独立した経済単位として公企業も含む広い意味で用いられる場合もあるが、狭い意味では、営利を目的とする私企業のみを指す。」（注2）としている。つまり、中小会社とは、「会社法によって設立された営利を目的とする社団法人」であり、会社法に則り営利活動を行う社団法人を示す。一方、中小企業とは、経済活動における「一般的に経済活動を行う主体」、「活動自体」のどちらかの意味を持っており、中小会社と比較すると広義の意味合いを持っているものと思われる。

会社の種類や性格などについて、その区分を扱っている基本法は会社法である。会社法はすべての日本の会社に適用する法律だからである。会社法では、投資責任の形態によって有限責任、無限責任に分けることができる。有限責任を徹底したものが株式会社であり、無限責任を徹底したものが合名会社である。本稿では、具体的に最も数が多く、そして影響力も強いと思われる株式会社を中心に取り上げていく。会社法における株式会社では、まず「公開」か「非公開」かの概念区分が重要な意味をもつ。会社法第2条第5号では、公開会社について定めている（この逆が非公開会社となる）。発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式会社の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社が公開会社である。

会社法上の非公開会社について、かつてはこれを「閉鎖会社」と呼び議論していた。昭和 56 年改正商法の立法担当者である稲葉威雄氏は、いわゆる閉鎖会社について、「アメリカの closed corporation の訳語であって、その構成員の閉鎖性・流動性に着目した区分である。「閉鎖」会社は、その所有者としての構成員たる株主・社員の数が少なく、その間に個人的な信頼関係があり、それへの新規参入が法律上困難な会社をいう。このような会社にあつては、会社の所有と経営の分化が進んでいないことが多い。これと、上場会社を典型する「公開」会社の概念が対置される。小会社と閉鎖会社とは、全く違った次元での分類であるが、実態としては、前者は後者に包含される。すなわち、小会社は、規模が小さく資本も少ないから、出資者の数は少なくてもよい。また、会社規模が小さければ、見ず知らずの者が出資することは考えられない。一方で、大規模会社であっても、株主や社員の少ない閉鎖会社はありうる。つまり、小規模会社は、「閉鎖」会社であるのが常態であるが、「閉鎖」会社は常に小規模ではない。」(注3)と述べている。すなわち、閉鎖会社の定義とは 2 点あり、1 点目が所有者としての構成員たる株主・社員が少なく、その間に信頼関係があること、2 点目が新規参入が法律上困難であることである。閉鎖会社の特徴は、閉鎖会社が株式会社であっても所有者と経営者がイコールで結ばれているため、所有と経営が分離されていないことにある。なお、閉鎖会社の概念と対置されるものとして公開会社がある。また、大規模会社であっても株主や社員が少ない会社は閉鎖会社といえる。つまり、大規模であっても閉鎖会社に該当する場合も考えられる。一方、小規模会社の場合は一般的に閉鎖会社に該当すると思われる。

次に、規模の大小区分が問題となる。資本金と負債が基準のメルクマールとなるが、会社法第 2 条第 6 項イでは、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が 5 億円以上であること、同条同項ロでは、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であることを規定している。すなわち、会社法において、株式会社は譲渡制限の有無により、「公開会社」、「非公開会社」に区別され、規模の面から「大会社」、「それ以外の株式会社」に分類することができる(注4)。我が国における中小会社は「非公開会社」であるとともに、「それ以外の株式会社」が大多数を占めているものとする。

旧商法特例法の中小会社の定義も併せ、確認しておこう。旧商法特例法第一条の二では、株式会社を規模に応じて「大」「小」と分類し次のように規定していた。

旧商法特例法 第 1 条の 2

この法律において「大会社」とは、次の各号のいずれかに該当する株式会社をいう。

- 一 資本の額が五億円以上であること。
 - 二 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以上であること。
- 2 この法律において「小会社」とは、資本の額が一億円以下の株式会社(前項第二号に該当するものを除く。)をいう。

つまり、資本金が 5 億円以上、負債総額が 200 億円以上、このいずれかに該当した場

合は、株式会社における大会社に該当すると規定されていた（旧商法特例法 1 条の 2）。そして、小会社を、資本の額が 1 億円以下の株式会社と規定していた。

また、商法以外にも小規模な法人についてみると、その企業形態に即して、①個人企業、②組合、③合同会社、④合資会社、⑤株式会社及び⑥有限会社の 6 つの制度が利用可能であった（注5）。なお、会社法施行により、会社法の下では、有限会社は株式会社制度に吸収され、代わりに合同会社制度が創設された（注6）。以上が、会社法及び旧商法特例法上の区分である。

2. 中小企業基本法における中小会社の定義

中小企業基本法では、別途異なる定義等や区分方法を採用している。中小企業基本法は、中小企業の定義について「中小企業者」として以下のように定めている。

第 2 条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

すなわち、中小企業基本法は、中小企業諸政策の対象として中小企業の範囲を限定するため、中小企業を定量的に把握し、業種別に、資本金・従業員数の量的区分をして別表のような「中小企業者」の定義をしている（注7）。

業種分類	中小企業基本法による中小企業者の定義
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

(②～④を除く)	
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
③小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
④サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

【中小企業庁 HP 参照 (<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)】

また、中小企業基本法は、中小企業基本法第 2 条第 5 項において小規模企業を「小規模企業者」として、「おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう」と示している。すなわち、上記の業種分類で示すならば、「小規模企業者」とは、製造業、建設業、運輸業、その他では、従業員数が 20 人以下の事業者としており、卸売業、小売業及びサービス業については、従業員数を 5 人以下の事業者を「小規模企業者」としている。また、小規模企業救済法も同様に「小規模企業者」を、工業、鉱業、運輸業その他の業種では、20 人以下とし、商業又はサービス業では、5 人以下としている（小規模企業救済法 2 条 1 項 1 号、同条同項 2 号）。

中小企業基本法が、会社法、旧商法特例法と中小会社の定義について大きく異なる点は、従業員数の基準を採用していることといえよう。

3. 諸外国における中小会社の定義

次に諸外国における中小会社の定義を示す。諸外国の中小会社の定義は、およそ以下の通りである。

(1) ドイツ商法典 HGB (Handelsgesetzbuch) における中小会社の定義

ドイツ商法では、会社を大中小の 3 つに区分している（ドイツ商法 267 条）。

- ・小会社は、貸借対照表総額 484 万ユーロ、売上高 968 万ユーロ、従業員数 50 人の 3 つの要件のうち 2 つを超過しない会社（ドイツ商法 267 条 1 項）
- ・中会社は、貸借対照表総額 1925 万ユーロ以下、売上高 3850 万ユーロ以下、従業員数 250 人以下のうち 2 つの要件を充たすものをいう（ドイツ商法 267 条 2 項）。
- ・大会社は、貸借対照表総額 1925 万ユーロ超、売上高 3850 万ユーロ超、従業員数 250 人超のうち 2 つ以上を超過するものをいう（ドイツ商法 267 条 3 項）。

(2) イギリス会社法 (Company Law) における中小会社の定義

イギリス会社法では、有限責任会社を公開会社(public company)と閉鎖会社(private company)に分けることができる。公開会社は一般から株式や社債を発行することによって資金調達が可能である。一方閉鎖会社はこれらの資金調達ができないこととなっている。また会社を大中小の3つに区分している。

- ・小会社は、総資産総額 326 万ポンド以下、総売上高 650 万ポンド以下、従業員数 50 人以下のこれらの要件の 2 つ以上を充たすものをいう (イギリス会社法 382 条)
- ・中会社は、総資産総額 1140 万ポンド以下、総売上高 2280 万ポンド以下、従業員数 250 人以下の要件のうち 2 つ以上を充たすものをいう。
- ・大会社は小会社、中会社に当てはまらない会社をいう。

諸外国における中小会社の定義は貸借対照表総額、総資産額及び売上高を基準として用いる。そして特質すべき点は中小企業基本法と同様に従業員数を基準の一つとして示していることである。諸外国の基準は、売上高、貸借対照表総額、総資産総額、従業員基準を用いていることから、中小会社をより具体的に理解することが可能になると考えられる。次に大小会社区分立法について確認する。

第 2 節 大小会社区分立法における区分の議論

1. 大小会社区分立法の公表

日本における会社の 99.7%は、いわゆる中小会社であり、そのうち 86.5%が小規模事業者である (注8)。こうした実態を見ると日本経済の下支えをしているのは中小会社であるといえよう。これらの中小会社の経営者の会計に対する認識は極めて低く、税法に基づく計算が経理業務の全てであるかのような感がある。

本稿は、中小会社向け会計基準を取り上げるものであるが、そもそも、同基準が設定されるに至るまで、どのような経過を辿ってきたのであろうか。その歴史は、昭和 49 年に端を発する。中小会社の法制度問題について、昭和 49 年に参議院法務委員会において付帯決議がなされた。その後、昭和 59 年 5 月 9 日に法務省民事局参事官室により「大小 (公開・非公開) 会社区分立法及び合併に関する問題点」(以下、「区分別法」という。)が公表されるに至った。当時、「会社の種類」を「会社の序列」として捉え小規模会社にも関わらず有限会社ではなく、株式会社を選択し社会的信用を得ようとする企業が数多く見受けられた (注9)。また、当時の会社法立法は主として公開会社の大規模企業を対象に、法規制を行っていた (注10)。問題状況は、本来、大規模かつ開放的な会社形態と想定された株式会社のうちその実を備えない会社が多数存在し、これについての法規制が形骸化していることであった。また、閉鎖的な小規模会社に適合した会社とされる有限会社についても、その法規制が適切なものかどうかについて見直しがされたことがないことであった (注11)。

すなわち、区分立法が公表された背景には以下の理由が挙げられよう（注12）。

- ① 法律の無視、法違反の蔓延であり、これらは遵法精神を損ね、法治国家としての存立自体を危うくする。
- ② 株式会社法は効力規定が多く、法違反はその行為の効力自体に影響を及ぼし、法律関係の安定性が損なわれる。
- ③ 計算の明確化が行われていないため、取引の相手方が会社の実態を把握できず、取引の安全が害される。
- ④ 会社制度の濫用が行われ、経済社会秩序の混乱、社会的不公平がもたらされる。
- ⑤ 法規制の対象が純化されていないため、その実態に即した法規制が困難となり、立法が適切な対応をしないまま事実上無法地帯が作りだされる。

区分立法は、このような我が国における株式会社の大多数を占める小規模、閉鎖的である会社に対して法規制を見直すことにより、形骸化されることない法規制を目指すことにあった。具体的には、公開会社と閉鎖会社、または大会社と中小会社の企業実体に即した法規制の分化を図ることを目的とした（注13）。そのためには、会社の実体に即した区分を設け、さらに、それらの区分に即した法規制を行うことが重要であった。

区分立法では、A案、B案、C案として3案を提示しており、会社区分案、最低資本金制度、外部監査に限定すると以下のようなになる（注14）。

① A案

- ・公開株式会社

「最低資本金1億円（または5千万）以上、公開株式会社には商号中に公開株式会社であることを示す文字（「公開」「募集」「特別」「一般」）を使用させて、名称の点でそれ以外の株式会社と区分させる。資本金1億円（または5千万円）以上の会社で公開会社の名称を選択したものには、大会社の特例法を含めた、株式会社法の規定を現行通り全面的に適用する。監査においては、会計監査人監査を実施する。」

- ・非公開株式会社

「最低資本金2千万円以上、名称は、会社の名称を従来通り使用させる。閉鎖会社。小会社を対象とする特例の適用も認める。監査においては、一定規模以上のものに限定的な監査を実施する。」

- ・有限会社

「最低資本金1千万円以上、監査においては、一定規模以上のものに限定的な監査を実施する」

② B案

- ・株式会社

「最低資本金2千万円以上、公開会社、非公開会社の区分はしない。会計監査人監査ないし限定監査を強制する。ただし外部監査を望まない株式会社は、有限会社に組織変更が強制される」

- ・有限会社

「最低資本金 1 千万円以上、一切の外部監査を不要にする。ただし大規模な有限会社は株式会社に組織変更が強制される。」

③ C 案

- ・株式会社

「最低資本金 2 千万円以上、公開会社、非公開会社の区分はしない。株式会社に関する規定中に閉鎖会社、小規模会社に適した規定を設けることにより、法規制の実質的分化をはかる。」

- ・有限会社

「最低資本金 1 千万円以上、有限会社を非公開会社に統合する（最低資本金は有限会社の規定による）ただし現在の有限会社は有限会社の名称を用いることができる。」

A 案について立法担当者である稲葉威雄氏は、「そこでいう公開株式会社は、いわば株式会社らしい株式会社という意味で使っているので、非公開株式会社はそれ以外の株式会社という意味で使っているのです。・・・(中略)・・・公開株式会社という選択をした場合には、本来の株式会社が受けるべき法規制を受けて、その法規制はきちんと守らなければならないわけです。株式会社として当然受けるべき厳重な規定は当然守らなければいけないこととなります。たとえば、その受けるべき規制の典型は、会計監査人の監査ですけれども、そういう選択の形で差別化することが考えられます。」(注15)と述べている。株式会社とは、社会的信頼性を得るための名称として付されるものでなく、本来、大規模会社に付すべき名称であって、法自体も小規模会社のためのものではなかった。そこで、A案は株式会社の資本金の額に準じて、株式会社を更に公開株式会社、非公開株式会社という区分を示した。すなわち、株式会社らしい株式会社である公開会社については、法律をより遵守すべきという強い意味合いが含まれていたと考えられる。

B案の特徴としては、外部監査について示している点にある。B案は、株式会社と有限会社は異なる会社であるとする基本路線を維持することを示している。また、B案が持つ外部監査の特徴について、「その両者を区別する特徴は何かというと、株式会社については外部監査が必ず要る。・・・(中略)・・・会計監査人監査だけではなくて、いわゆる外部の会計専門家による限定監査といいますか、あるいは簡易監査といいますか、そういうようなもの、「問題点」ではカッコつきの監査で外部「監査」、こう書いているものなのですが、そういう監査を受けることを両者の区別の差にしてはどうかということです。」(注16)と述べている。A案と大きく異なる点は、会社の規模に関係なく株式会社を選択するならば、例え小会社であっても、外部監査を行うことを提起していることである。また、外部監査を望まない株式会社は、有限会社に組織変更が強制されることを示しており、外部監査を重要視した提起となっている。すなわち、B案は社会的信頼性が欠如していた小規模な株式会社について、外部監査を受けることにより、真に株式会社として社会的信頼性を得ることが可能となると考えられる提起であったと考えられる。

C案については、「これは形式的に株式会社を区分・整理することは諦めよう、あるいは、そこまでしなくてもいいのではないかという発想です。・・・(中略)・・・有限会社との関係をどう整理するのかということが、また大きな問題だろうと思います。形式的に区分していくこととなると、どういう区分の基準を使っていくか。その区分の基準いかによっては、有限会社との区分が明確できない、そういうような問題も出てきて、どういうふうにその関係を整理していくかというのが、1つの問題でしょう。」(注17)と述べている。C案では、株式会社の区分について形式的には示さないが株式会社の規定に閉鎖会社、小規模の規定を設けることを示している。区分を示していないことと、外部監査について示していないことからA案B案の妥協案であると考えられる。

2. 外部監査の議論

区分立法では、外部監査について特に議論がなされた。計算書類の明確化と適正化の必要性は、大小を問わず有限責任の会社に共通するものである。一般的に、計算書類の明確化・適正化のためには、会計の専門家によるチェックが最も有効な手段であるが、小規模な中小会社に対して大規模な会社に適用される外部監査をそのまま取り入れることは困難であった(注18)。そこで、中小会社の計算書類の明確化・適正化を担保するため、大会社に行われる監査よりも簡易的な監査を行うことが提案された。この監査は、簡易監査と呼ばれた。

中小会社を対象に簡易監査を実施することに対して、多くの異議が唱えられた。

① 外部監査制度の導入について賛成の立場

- ・日本弁護士連合会(注19)

「会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものは、会計専門家による監査事項を限定した〔監査〕を強制することに賛成。」

- ・日本税理士会連合会(注20)

「会計専門家による外部〔監査〕を強制することについては、当該〔監査〕が、いわゆる正規の監査とは異なった限定された〔監査〕として、社会的に有用な制度に構成され、中小会社にも現実的に受け入れ可能な制度として、かつまた、外部〔監査〕人の負担と責任を配慮しつつ構成されるべきである。専門家〔監査〕が、いわゆる正規の監査とはその目的、範囲、手続等の面で異なる限定された〔監査〕として構成し得るならば、〔税務〕と当該〔監査〕とは両立し得ると考える。」

② 外部監査制度の導入について反対の立場

- ・日本公認会計士協会(注21)

「外部〔監査〕は、〔会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無等〕を調査することとされているが、これは、現在実施されているいわゆる正規の監査の実態を手続面から述べたのと同義である。しかも監査対象は、資産、負債、資本、収益及び費用の全項目を

含み、その狙いは、計算の明確化・適正化の担保手段である席の監査と本質において変わりはない。正規の監査では必要かつ十分な監査手続を実施しなければ、財務諸表の適正性を検証できない。しかるに提案されている外部〔監査〕では、監査手続の一部を制度的に限定したり、監査人の注意義務の程度を緩和して監査手続の簡易化が考えられている。しかし、注意義務の程度の緩和や監査手続の限定には次の問題がある。①提案では、監査人の注意義務の程度をなお検討するとされている。これは〔監査〕基準等で注意義務の緩和の方策を探るものと考えられるが、このような注意義務緩和を法的にあらかじめ制度化できるかどうか極めて疑問である。②監査の経済性は監査の鉄則であり、現在の正規の監査でも可能な限りの経済性の追及が行われている。外部〔監査〕では中規模会社の経済的負担を考慮して、それ以上の監査手続の簡易化ないし縮小が考えられているが、このような簡易化された外部〔監査〕が実質のない形式的なものとなり形骸化することは明らかである。このような簡易化された〔監査〕では財務諸表の適正性の保証は不可能となり、しかも、監査人の責任も不明確なものとなる。諸外国においても、このような監査の例はみられない。したがって、この外部〔監査〕は社会的有用性がないばかりでなく、弊害をもたらす危険が極めて高い。もし、このような外部〔監査〕を制度化したならば、監査制度全体としての水準の低下と実務上の混乱を招くこととなる。」

・日本商工会議所（注22）

「中小会社について外部監査を強制することは、それが限定された〔監査〕であっても。監査実施者、被監査会社の双方において、人的にも物的にも制約が大きく、現実的な策とは言い難い。また、限定〔監査〕がはたして責任ある監査となり得るかについても疑問があり、その実効性が疑わしい。内部監査の充実をもって対処するのが現実的であろう。」

・全国中小企業団体中央会（注23）

「外部監査は、大規模公開会社についてのみ強制すれば足りるのであって、小会社にまで強制する必要はない。簡易な監査や監査証明のような便法は、かえって監査のもつべき異議を誤解せしめ、監査制度の形骸化をもたらすものである。」

・日本内部監査協会・監査役監査研究会・「会社区分立法・合併問題」検討委員会（注24）

「〔会計帳簿の記載漏れ、不実記載〕の有無を重要な考え方を導入せずに個別的に立証することを目的とした監査は不適當である。中小会社における監査役監査の機能の確実な遂行を代行させる意味で、また、中小会社における計算書類公開の重要性から〔監査〕の必要はある。しかし、個々の事実の有無の立証には精査を要し、これは経済的に有効とは考えられない。」

このように、中小会社を対象に簡易監査を導入することに対して、各界から様々な意見が寄せられることとなった。また、監査の具体的な内容となるとかなり専門的要素を

もっていたため、法制審議会商法部会は「商法監査問題研究会」を設置し、簡易監査問題はここで審議されることとなった（注25）。審議の結果、昭和61年に報告書を取りまとめ（注26）、この報告書では、A案、B案、C案が提示された。

・A案「正規監査拡大案」

計算書類の適法性を検証する手段として公認会計士が行っている会計監査が最も有効な方法であるが、小規模な会社がこのような正規の監査を受け入れる能力はない。そのため、監査を受け入れることができる会社から徐々に監査を適用していくべきとするものである。（注27）すなわち、A案は公認会計士または監査法人による正規の監査をできるだけ拡大する案といえる（注28）。

・B案「正規監査簡易化案」、

正規の監査を中小会社に導入するためには、中小会社に合った形で正規の監査を簡素化する必要がある。正規の監査を簡素化することにより、中小会社の計算書類の適正性を担保しようとするものである。（注29）すなわち、B案は正規の監査を簡素化するため、計算書類の適法証明手続もしくは範囲または程度を限定する案といえる（注30）。

・C案「経理指導案」

中小会社は計算書類の信頼性や確実性を監査的発想から保証する以前に、取締役の会計に関する考え方や行為を牽制したり会計管理の未整備を改善することが必要である。このような見地から、会計専門家が入って、中小会社の計算書類が適法になるよう指導あるいは代行することを目的とするものである。（注31）すなわち、C案は公認会計士、監査法人、公認会計士補、税理士が、会社の会計帳簿および計算書類が正しく作成されるよう、会社の会計組織の整備に関し会計専門家として指導するものである（注32）。

法務省は各界の意見及び同研究会の報告書を基に、昭和61年改正試案を公表し、改正試案において、会計調査人制度および会計指導人制度が提案された。会計調査人による調査は、「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」（旧商法33条2項参照）を報告することを目的としている（改正試案四4c）。しかし、改正試案が創設しようとする会計調査人による調査の制度に対しては相当な反対意見があった。そこで、改正試案においては、会計調査人による調査に代えて、会計専門家による指導の制度の創設を検討し、この会計専門家による指導の制度をもって、会計調査人の調査に代えるかどうか提案された。この提案が会計指導人制度であった（注33）。

会計調査人制度、会計指導人制度についても様々な議論があったが、中小企業団体は基本的に強く反対を示し、政治レベルにおいて中小会社に関する立法全体に反対していくこととなった。結果として、平成2年の商法改正の法律案要綱では、中小会社に関する立法は、最低資本金制度と、貸借対照表等の登記所での公開制度の2つのみがかろう

じて残ることとなった。その後も政治レベルの調整・交渉が行われたが、結局、中小会社向けの法制度として残ったのは最低資本金制度のみとなった。(注34)しかし、中小規模会社の問題は平成2年以降の商法改正時において国会で附帯決議(注35)が行われ、それが現行の今般の会社法の現代化につながった(注36)。

なお、現行の会社法では、会計参与制度が創設されており、会計参与は、取締役と共同して、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類、並びに連結計算書類を作成する(会社法374条、同法435条2項)ことから、会計指導人制度を取り入れたと考えられる。我が国の中小会社法制はこのような変遷を辿った。

第1節で述べたように、現在公表されている会社法では、株式の譲渡制限の有無によって公開会社又は非公開会社とし、資本金5億円以上、又は負債総額200億円以上を大会社と示しているが、従業員数基準は採用していない。従業員基準は、会社の規模を把握する場合にとっても有効なものである。中小企業基本法では従業員数基準を採用しているので、資本金額・負債金額による会社法の区分よりも明瞭に会社のイメージが彷彿され得るが、会社法の現代化作業において大小会社の区分立法問題が審議されたにもかかわらず、従業員数の基準が採用されなかったのは疑問が残るところである(注37)。会社法は大多数の会社を対象としている法律であるので、従業員基準を採用すべきであったものと思われる。

第3節 小括

本章では、中小会社の区分とその類型について確認した。

第1節では、中小会社等の定義と区分として、中小会社を定義する関連法律を整理した。まず、会社法における株式会社では、「公開」か「非公開」かの概念区分が重要な意味をもつ。会社法第2条第5号では、公開会社について定めている(この逆が非公開会社となる)。発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式会社の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社が公開会社である。次に、会社法では規模の大小区分を規定している。資本金と負債が基準のメルクマールとなるが、会社法第2条第6項イでは、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であること、同条同項ロでは、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であることを規定している。すなわち、会社法において、株式会社は譲渡制限の有無により、「公開会社」、「非公開会社」に区別され、規模の面から「大会社」、「それ以外の株式会社」に分類することができる。わが国における中小会社は「非公開会社」であるとともに、「それ以外の株式会社」が大多数を占めているものとする。また、中小企業基本法では、中小会社を業種ごとに分類し、さらに従業員数によって区分を設けていることを示した。さらに、諸外国における中小会社の定義を示した。中小会社の定義は、中小企業基本法や諸外国において従業

員数の基準を採用していることから、我が国のすべての会社に適用される会社法にこそ、従業員数の基準を採用することによって、具体的に中小会社を理解することが可能になるため、採用すべきであったと考える。

第2節では、中小会社向け会計基準が設定されるに至るまでの経過について確認した。それは、昭和59年に遡る。昭和59年に議論された大小会社区分立法は、これまで、軽視され続けてきた中小会社の法制度を見直す重要な提起であった。これまで株式会社に対する法制度は整備されていたものの、株式会社は大会社、有限会社は中小会社という認識がされ続けてきた。その結果として本来意図していない社会的序列が生まれ中小会社は、社会的信用を得るために株式会社制度を選択するようになった。しかし株式会社は、大会社を規制する規定となっていたので、中小会社が守れる規定ではなく、法規制が軽視されることとなり、株式会社は社会的信頼性を失っていった。区分立法の議論は、中小会社に対する株式会社成りを如何に規制を行うべきかを示したものであった。その後、現行の会社法では、有限会社制度が廃止されたが、株式会社について段階的に規制を設けることや、会計参与制度の創設により法整備がされることとなった。

〔注〕

- 1 金子宏・新堂幸司・平井宣雄『法律学小辞典〔第4版〕』有斐閣（2008年）87頁。
- 2 金子・前掲（注1）172頁。
- 3 稲葉威雄「大小会社区分立法に関する諸問題（1）」商事法務 970号（1983年）3頁。
- 4 佐藤敏昭『監査役制度の形成と展望』成文堂（2010年）229頁参照。
- 5 岸田雅雄『ゼミナール会社法入門』日本経済新聞出版社（2012年）34～35頁参照。
- 6 岸田・前掲（注5）35頁参照。
- 7 高橋眞・村上幸隆編『中小企業法の理論と実務〔第2版〕』民事法研究会（2011年）4頁参照。
- 8 中小企業庁「2015年版中小企業白書について(概要)」(2015年6月)1頁参照。
- 9 倉沢康一郎「大小会社区分の意義」企業会計 35巻8号（1983年）29頁参照。
- 10 酒巻俊雄「中小企業と外部監査」別冊税経通信通巻5号38頁参照。
- 11 北沢正啓・酒巻俊雄共編『大小会社区分立法の問題点検討』ぎょうせい（1985年）4頁参照。
- 12 稲葉威雄「大小会社区分立法の基本問題—計算・監査を中心として」企業会計 35巻8号（1983年）13頁参照。
- 13 酒巻・前掲（注10）38頁参照。
- 14 青山米蔵「大小会社区分立法」白鷗女子短大論集 11巻2号（1986年）142～144頁参照。
- 15 特別対談稲葉・村山「「大小会社区分立法」なにが問題か」企業会計 36巻7号17～18頁の稲葉発言。
- 16 特別対談稲葉・村山・前掲（注15）18～19頁の稲葉発言。
- 17 特別対談稲葉・村山・前掲（注15）19頁の稲葉発言。
- 18 木内宣彦・丸山秀平『会社法改正と中小企業』三嶺書房（1987年）24頁参照。
- 19 日本弁護士会連合会「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点に対する意見(抄)」別冊税経通信通巻5号247頁参照。
- 20 日本税理士会連合会「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点に対する意見書(抄)」別冊税経通信通巻5号250頁参照。
- 21 日本公認会計士協会「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点に対する意見(抄)」別冊税経通信通巻5号252～253頁参照。
- 22 日本商工会議所「大小会社区分立法に関する意見(抄)」別冊税経通信通巻5号255頁参照。
- 23 全国中小企業団体中央会「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点に関する意見(抄)」別冊税経通信通巻5号253頁参照。
- 24 日本内部監査協会・監査役監査研究会・「会社区分立法・合併問題」検討委員会「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点に対する意見(抄)」別冊税経通信通巻5号254頁参照。
- 25 佐藤・前掲（注4）224頁参照。
- 26 商法監査問題研究会「商法監査問題研究会報告書」商事法務 1074号（1986年）5～11頁参照。
- 27 座談会「中小会社の商法監査問題をめぐって」商事法務 1075号（1986年）21頁の増田発言参照。
- 28 佐藤・前掲（注4）224頁参照。
- 29 座談会・前掲（注27）23頁の佐藤発言参照。
- 30 佐藤・前掲（注4）224頁参照。
- 31 座談会・前掲（注27）25頁の高田発言参照。
- 32 佐藤・前掲（注4）224頁参照。
- 33 並木俊守『商法・有限会社法改正試案詳解』中央経済社（1986年）137頁参照。
- 34 佐藤・前掲（注4）227～228頁参照。
- 35 平成2年の衆議院議員法務委員会において、「会計専門家による中小会社の計算の担保の制度について、更に検討を進め、関係各位の理解を求めたうえ、速やかに立法上の措置を講ずること。」との附帯決議がなされた。
- 36 佐藤敏昭「会社法制の現代化要綱試案と中小規模会社の監査」税経通信 59巻4号（2004年）31頁参照。
- 37 佐藤・前掲（注4）233頁参照。

第3章 中小会社向け会計2基準の制定とその特徴

平成13年の商法等の一部の改正により、電磁的方法によって計算書類の公表が可能となった。そのため、これまで軽視されてきた中小規模会社の会計情報の適正性が問われることとなった。当時、中小会社向け会計ルールは、定められていなかったため、その策定が急務となった。そこで、様々な団体から中小会社向け会計ルールが公表された。本章では、当時公表された中小会社向け会計ルールについて述べるとともに、その後これらのルールを統合する形で示された、「中小企業の会計に関する指針」や、「中小企業の会計に関する基本要領」の2基準について述べる。さらに、この2基準の差異についても考察することとする。

第1節 中小会社向け会計基準の制定

1. 中小会社向け会計基準の公表

中小企業庁は中小会社の新たな会計基準を作成するため、平成14年3月「中小企業の会計に関する研究会」を設置し、研究会は同年3月上旬から6月下旬まで、計7回にわたり審議を行い同年6月末「中小企業の会計に関する研究会報告書」（以下、「中小企業報告書」という。）を公表した（注1）。

中小企業報告書（注2）は中小会社が直面している会計処理問題（注3）に対して網羅的かつ体系的な指針を初めて明確にして公表したものであり、中小会社向け会計ルールの出発点となった（注4）。また、日本税理士会連合会も、「中小会社向け会計基準研究会」を設置し検討を重ね、平成14年12月に「中小会社向け会計基準」（以下、「中小会計基準」という。）を公表した（注5）。中小会計基準の特徴は、名称を「基準」とすると明確にしたことであり、中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会」において、シングルスタンダード（注6）とダブルスタンダード（注7）の結論が得られなかった論争に、中小会社のための「会計基準」を定めたことで、ダブルスタンダードの立場を示すこととなった（注8）。さらに、日本公認会計士協会も、平成15年6月、会計制度委員会研究報告第8号として、「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」（以下、「中小研究報告」という。）を公表した。この段階で、中小会社の会計ルールは、中小企業庁が公表した中小企業報告書、日本税理士会連合会が公表した中小会計基準及び日本公認会計士協会が公表した中小研究報告の3つの会計基準が並存することとなった。中小研究報告の大きな特徴は、「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なくあくまでも一つであるべきである」として、シングルスタンダードを目指すことを明確にしたことである（注9）。

2. 中小企業の会計に関する指針の制定

中小会社に関する会計基準が並存することとなり、このように複数の異なる計算書類の作成ルールが存在することに対して、「利用者である中小企業において混乱が生じかねず、それらを統合すべきである」との指摘が多方面から寄せられた（注10）。そこで、新たに会社法が制定されたことに伴い、平成17年8月に、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体により、「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小指針」という。）が公表された。中小指針は、中小指針の利用が適当である会社を会計参与設置会社と示していたが、中小指針の利用は、任意適用となっていたので、強制力はなかった。会社法施行に伴い会計参与制度が新たに設置されたことを考えると、中小指針の公表と会計参与制度は密接に関わっていると考えられる。昭和59年に、区分立法が取り上げられ、中小会社の計算書類の適正性を担保するため、昭和61年に公表した改正試案では、会計調査人制度、会計指導人制度が示されたのは上述した通りである。平成2年の商法改正では、最低資本金のみ規定されたことから、中小会社の計算書類の適正性の担保については、会計参与制度の創設につながることになる。

平成13年商法改正で計算書類の公表が電磁的方法でも認められ、再び中小会社の計算書類の適正性の担保が注目されることとなった。それを受け、平成14年に附帯決議がなされ、中小会社向け会計基準が制定された。さらに、平成17年に公表された会社法において会計参与制度が新たに設置されたこと、平成17年に中小会社向け会計基準として公表された中小指針は会計参与設置会社が利用すべきものとして示していたことから、中小会社の計算書類の適正性を担保するため、会社法において会計参与制度が設置されたようにも思われる。また会計参与は、取締役と共同して計算書類を作成することから、改正試案で示された会計指導人制度を取り入れたものとする。つまり、中小指針の公表と、会計参与制度を結び付けることによって、中小会社の計算書類の適正性を担保することで区分立法の問題に一応の終着をみたといえる。

中小指針の特徴は、「投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。本指針は、基本的に、このような考え方に基づいている。」と示している。すなわち、大会社（公開会社）の会計基準を基本として、「取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになる」とする、シングルスタンダードの考え方を示している。（注11）

中小指針はシングルスタンダードのもと、大会社向けの会計基準の簡略版として位置づけられた。また、中小指針は毎年のように改正が行われ、それは「企業会計基準」とIFRSとのコンバージェンスの結果によることに他ならなかった。（注12）

その結果、結果的に中小会社にとって使い勝手が悪いと受け止められることとなり、あ

まり普及が進むことはなかった（注13）。特に中小指針の目的では、「一定水準を保ったものとする」と示していることから、日本における大多数を占める企業規模構成のボリュームゾーンに位置する中小企業の実態に即しているとはとらえ難く、中小指針普及の阻害要因となった（注14）。すなわち、中小指針は、金融商品取引法の適用がない比較的大規模な中小会社にとっては非常に有意義な会計基準であったが、その対象から外れる中小会社にとっては、身近な存在の会計基準になることはなかった。

第2節 中小企業の会計に関する基本要領の制定

日本の会計基準がIFRSへのコンバージェンスの流れを加速させる中で、それまで日本の会計基準と足並みをそろえてきた中小指針もIFRSが求める会計処理を採り入れていき、中小会社にとって、中小指針を適用することへの負担が増加していくのではないかと懸念がされるようになり、中小会社の会計のあり方の議論が行われるようになった（注15）。具体的には、中小指針に制定に携わった4団体（日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会）による「非上場企業の会計基準に関する懇談会」（以下、懇談会という。）と、中小企業庁や日本商工会議所をはじめとする中小企業団体等から構成する「中小企業の会計に関する研究会」（以下、研究会という。）が、会計指針について報告書を取りまとめ公表した（注16）。中小会社にとって、望ましい会計のあり方について懇談会、研究会の検討内容で示された共通の認識は、中小会社の会計は国際化の影響を回避するとともに（注17）、新たな会計指針（基準）を作成することであった（注18）。

また、懇談会及び研究会とは別に、懇談会、研究会の報告を受ける策定主体として、「中小企業の会計に関する検討会」（以下、検討会という。）が設置され、さらにこの検討会の議論を支えるものとしてワーキンググループが設置された（注19）。

ワーキンググループは、平成23年2月から9回の委員会を開催して、中小会社の実態に即した新たな中小会社の会計処理のあり方の検討会が行われた結果、同年10月28日の検討会において「中小企業の会計に関する基本要領（案）」が取りまとめられた。検討結果を受けてワーキンググループと検討会の会合が開催され、平成24年1月27日の第3回検討会において、「中小企業の会計に関する基本要領（中間報告）」が取りまとめられた。そして、検討会は平成24年2月1日、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、「中小要領」という。）を公表した。（注20）

中小企業の会計に関するおもな検討会の経緯（注21）

	事務局等	成果	公表時期
	中小企業庁	中小企業の会計に関する研究会報告書	平成14年6月
	日本税理士会連合会	中小会社会計基準	平成14年12月

日本公認会計士協会		中小会社の会計のあり方に関する研究報告（指針の公表をもって廃止）	平成 15 年 6 月
「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会・中小企業の会計に関する指針作成検討委員会	日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会 他	「中小企業の会計に関する指針」	平成 17 年 8 月～ （毎年改訂）
非上場会社の会計基準に関する懇談会	日本商工会議所 日本税理士会連合会 日本公認会計士協会 日本経済団体連合会 企業会計基準委員会 他	非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書	平成 22 年 8 月 30 日
中小企業の会計に関する研究会	中小企業庁	中小企業の会計に関する研究会中間報告書	平成 22 年 9 月 30 日
中小企業の会計に関する検討会	中小企業庁・金融庁 （オブザーバー：法務省）	中小企業の会計に関する検討会報告書（中間報告） 「中小企業の会計に関する基本要領」	平成 24 年 2 月 1 日
		中小企業の会計に関する検討会報告書（最終報告） 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用策について	平成 24 年 3 月 27 日

第 3 節 中小会社向け会計 2 基準の差異

前述のような経過を辿った中小指針及び中小要領であるが、ここで、双方の会計基準における差異について比較検討を行う。

中小要領と中小指針は、ともに中小会社の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」である点で相違はない。しかし、中小要領は、中小会社の実態に即した会計ルールとされ、「取得原価主義」、「企業会計原則」および「法人税法」等を踏まえた会計基準である点で、「企業会計基準」を要約・簡素化した中小指針とは相違する。（注22）

1. 中小指針及び中小要領の体系と相違点

中小指針及び中小要領の体系と相違点の対比を示すと図表 1（筆者作成）のようになる。

〔図表 1〕 中小指針と中小要領の相違点

中小指針	中小要領
<p>【総論】</p> <p>目的（1項－3項、以下項は略す）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社は、会社法により、計算書類の作成が義務付けられている。 ・中小企業の会計に関する指針（以下「本指針」という。）は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。 ・このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。 ・このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。 <p>【各論】</p> <p>① 金銭債権（10－16）</p> <p>金銭債権とは、金銭の給付を目的とする債権をいい、これには、預金、受取手形、売掛金、貸付金等が含まれる。</p> <p>金銭債権には、その取得価額を付す。</p> <p>金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額とする。</p> <p>デリバティブ取引がある場合、その正味の債権</p>	<p>【総論】</p> <p>目的</p> <p>(1) 「中小企業の会計に関する基本要領」（略）は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。</p> <p>(2) 本要領は、計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、「一定の水準を保ったもの」とされている「中小企業の会計に関する指針」（略）と比べて簡便な会計処理を行うことが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、以下の考えに立って作成されたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計 ・中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計 ・中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計 ・計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計 <p>【各論】</p> <p>③ 金銭債権及び金銭債務</p> <p>金銭債権及び金銭債務</p> <p>(1) 金銭債権は、原則として、取得価額で計上する。</p> <p>(2) 金銭債務は、原則として、債務額で計上する。</p> <p>(3) 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とする。</p>

は、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理する。

⑧ 金銭債務（44-47）

金銭債務とは、金銭の支払いを目的とする債務をいい、これには、支払手形、買掛金、借入金、社債等が含まれる。

金銭債務には、債務額を付す。

デリバティブ取引に係る正味の債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益とする。

② 貸倒損失・貸倒引当金（17・18）

受取手形や売掛金等の債権が法的に消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合は、その金額を貸倒損失として計上しなければならない。貸倒引当金は、以下のように扱う。

(1) 金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならない。

(2) 取立不能見込額については、債権の区分に応じて算定する。財政状態に重大な問題が生じている債務者に対する金銭債権については、個別の債権ごとに評価する。

(3) 財政状態に重大な問題が生じていない債務者に対する金銭債権に対する取立不能見込額は、それらの債権を一括して又は債権の種類ごとに、過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。

(4) 法人税法における貸倒引当金の繰入限度額相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。

貸倒引当金の計上は、差額補充法によることを原則とし、法人税法上の洗替法による繰入額を明らかにした場合には、法人税法に規定する洗替法による処理として取り扱うことができる。

④ 貸倒損失、貸倒引当金

(1) 倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上する。

(2) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。

(3) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。

<p>③ 有価証券（19-24）</p> <p>有価証券（株式、債券、投資信託等）は、保有目的の観点から、以下の4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。</p> <p>(1) 売買目的有価証券 (2) 満期保有目的の債券 (3) 子会社株式及び関連会社株式 (4) その他有価証券</p> <p>有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。ただし、「その他有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額（第61項参照））は純資産の部に計上する。</p> <p>市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。</p> <p>④ 棚卸資産（25-29）</p> <p>棚卸資産には、商品又は製品、半製品、仕掛品、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のもの、その他これらに準ずるものが含まれる。</p> <p>棚卸資産の取得価額は、取得の態様に応じて購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算する。ただし、少額な付随費用は取得価額に加算しないことができる。</p> <p>棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。この場合の時価は、正味売却価額をいう。</p> <p>棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法とする。なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、用</p>	<p>⑤ 有価証券</p> <p>(1) 有価証券は、原則として、取得原価で計上する。 (2) 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。 (3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。 (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。</p> <p>⑥ 棚卸資産</p> <p>(1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。 (2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。 (3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。 (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。</p>
--	--

いることができる。

棚卸資産について、災害等による時価の下落に応じて簿価を切り下げ、かつ、その金額について重要性があるものについては、注記等により帳簿価額切下額を表示することが望ましい。

⑥ 固定資産（33－38）

固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、耐用年数にわたり毎期継続して規則的な償却を行う。

圧縮記帳は、原則としてその他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより行う。

予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、取得原価を減額しなければならない。なお、当該減損額は、減損損失として損益計算書の特別損失に計上する。

ゴルフ会員権は取得原価で評価する。ただし、時価があるものについて時価が著しく下落した場合又は時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行う。

⑦ 繰延資産（39－43）

繰延資産とは、代価の支払が完了等し、役務提供を受けたものにつき、その効果が将来にわたって発現することが期待される費用で、資産として繰り延べたものをいう。

創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費は、原則として費用処理する。なお、これらの項目については繰延資産として資産に計上することができる。

税法固有の繰延資産は、法人が支出した費用で、その支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶものをいい、会計処理を行う場合は、長期前払費用等として計上する。

⑨ 引当金（48－51）

将来の特定の費用又は損失であって、その発生

⑧ 固定資産

(1) 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。

(2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。

(3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。

(4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。

(5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。

(6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。

⑨ 繰延資産

(1) 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上する。

(2) 繰延資産は、その効果が及ぶ期間にわたって償却する。

⑩ 引当金

(1) 以下に該当するものを引当金として、当期の負

<p>が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失とし、引当金に繰り入れなければならない。</p> <p>引当金には、賞与引当金のように法的債務（条件付債務）である引当金及び修繕引当金のように法的債務でないが将来の支出に備えるための引当金がある。</p> <p>⑬ 純資産（67－71）</p> <p>純資産の部は、株主資本、株主資本以外の各項目に区分する。株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分する。資本剰余金は、資本準備金、その他資本剰余金に区分する。利益剰余金は、利益準備金、その他利益剰余金に区分する。</p> <p>その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目は、その内容を示す項目に区分し、それ以外は繰越利益剰余金に区分する。</p> <p>株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等、新株予約権に区分する。</p> <p>期末に保有する自己株式は、株主資本の末尾において控除形式により表示する。</p> <p>純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主資本の各項目の変動事由を報告するために株主資本等変動計算書を作成する。</p>	<p>担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の特定の費用又は損失であること ・ 発生が当期以前の事象に起因すること ・ 発生の可能性が高いこと ・ 金額を合理的に見積ることができること <p>(2) 賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。</p> <p>(3) 退職給付引当金については、退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する。</p> <p>(4) 中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理する。</p> <p>⑬ 純資産</p> <p>(1) 純資産とは、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいう。</p> <p>(2) 純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成される。</p>
--	---

<p>⑭ 収益・費用の計上 (72-74)</p> <p>収益については、収入(将来入金するものを含む。)に基づいた金額で商品等の販売や役務の給付を行った時に計上する。</p> <p>費用については、その支出(将来支出するものを含む。)に基づいた金額を、その性質により、収益に対応させ、その発生した期間に計上する。</p> <p>工事契約については、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。</p> <p>⑮ リース取引 (74-2-74-4)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。この場合は、未経過リース料を注記する。リース料支払時には、元本と支払利息の支払いに区分する。</p> <p>⑯ 個別注記表 (82-85)</p> <p>会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。</p>	<p>① 収益、費用の基本的な会計処理</p> <p>(1) 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する。</p> <p>(2) 費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上する。</p> <p>(3) 収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算する。</p> <p>(4) 収益及び費用は、原則として、総額で計上し、収益の項目と費用の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。</p> <p>⑩ リース取引</p> <p>リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。</p> <p>⑭ 注記</p> <p>(1) 会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する。</p> <p>(2) 本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載する。</p>
---	--

2. 目的の取扱い

中小指針は、中小企業が計算書類を作成する際に拠ることが望ましい指針を示している。更に、会計参与を設置している会社については、特に中小指針に拠り計算書類を作成することが適当であることを挙げている。会計参与を設置している会社は、比較的大規模な中小企業と考えられることから、本基準において「一定の水準」を保つことを示

していると思われる。また、中小指針は中小企業の計算書類の正確性と信頼性の確保という質的な向上を目指している（注23）。中小指針の会計処理は、「取引の経済状態が同じならば、企業規模に関係なく会計処理も同じようになる」という立場をとっている（注24）。これは、企業規模によって会計基準は異なることなく単一のものであるというシングルスタンダードの立場に拠るものである（注25）。つまり、中小指針は、シングルスタンダードの立場を明確に示していることが伺える。

これに対し中小要領は、法令等により利用が強制されるものではないが、会社法上の計算書類等の作成に当たり「一定の水準を保ったもの」とされている中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小会社を対象として、実態に即した会計処理等のあり方の取りまとめを目的として作成された。つまり、「一定の水準を保ったもの」である中小指針を更に簡便化したものという位置づけである。さらに、中小要領の特徴として挙げられるものは、中小指針の対象とならない中小会社（小規模、零細）を対象としていることから、その実態に即した目的を示していることにある。

一般的な会計の目的は中小要領、目的、箇条書き第二の「中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計」であるが、中小要領では、目的、箇条書きの第一として、「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営の状況の把握に役立つ会計」と示し、会計が如何に重要かを経営者に対して認識させるためここで第一の目的として示している。なお、中小要領は、会計参与設置会社以外の会社に限らず、会計参与設置会社にとっても「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の1つを示している（会計参与設置会社でも用いることができる）と考えることができるが、その会社の規模や取引や環境によっては中小要領に従ったというだけでは不十分な場合があることは留意する必要がある（注26）。

3. 収益、費用の取扱いの取扱い

中小要領は、収益の認識を実現主義、費用の認識を発生主義として示している。中小指針についても収益、費用の認識については同様であるが、中小要領と異なる点として、中小指針では、中小要領で示されなかった工事進行基準、工事完成基準について示していることにある。中小要領、総論・「各論で示していない会計処理等の取扱い」について「本要領で示していない会計処理の方法が必要になった場合には、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用する。」と示している。中小指針は、中小企業における一般に公正妥当な企業会計の慣行であるとされていることから、中小企業の場合には、まず中小指針において該当する会計処理がないかを検討することとなる。（注27）つまり、中小要領に記載がない場合には、工事進行基準、工事完成基準を適用する企業について、中小指針を参考にし、計算書類を作成することが可能となる。

その他、中小要領の特徴として、収益、費用の基本的な会計処理を、各論①として、始めに示しているが、中小指針では、各論⑭にて示している点にある。この相違について、伝統的な会計（注28）と、中小要領の目的の関係性を見地から河崎輝行教授は、「伝統的な会計は、損益法あるいは収益費用アプローチともよばれてきた。中小要領は、伝統的な会計に基づいているために、各論の最初に収益と費用の基本的な会計処理を掲げていると思われる。」（注29）と述べている。中小要領、総論・「目的」（1）で中小要領は、「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参考するための会計処理や注記等を示すものである」と示していることから、伝統的な会計を参考にして、収益、費用の基本的な会計処理を、各論①で示していると思われる。

4. 各勘定科目等の取扱い

a. 金銭債権及び金銭債務

中小要領において、金銭債権は取得価額を計上基準の原則とし、金銭債務は債務額を計上基準と示している。中小指針も同様となっている。中小指針では、デリバティブ取引についても示しており、中小会社でデリバティブ取引は中小会社のうち比較的大規模な会社が行う取引であることから、この点において、中小要領よりも、詳細に記載しているものと思われる。また上記に示されているもののうち、両基準で大きく異なる点は、中小要領では、受取手形に関する注記について、「受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とする。」と示しているが、中小指針 15（4）において、「受取手形割引額及び受取手形譲渡額は、注記を要求されない場合においても、それぞれ注記することが望ましい。」と示している点にある。

中小要領では「注記とする」と明確に示しているのに対して、中小指針では「望ましい」と所望として示している。中小要領「金銭債権及び金銭債務」の解説において、「なお、取得価額で計上した受取手形を取引金融機関等で割り引いたり、裏書きをして取引先に譲渡した場合は、この受取手形は貸借対照表に計上されなくなりますが、経営者や金融機関が企業の資金繰り状況を見る上で、受取手形の割引額や裏書譲渡額の情報重要であるため、受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は注記することとなります。」と解説しているように、金融機関のみでなく、経営者に対しても資金繰り情報を提供する重要性について指摘していることから、「注記とする」と中小要領において厳しい規定を設けている。（注30）

b. 貸倒損失及び貸倒引当金

貸倒損失は、取得した債権が有用性を失った時（資産価値を失った場合）、貸倒引当金は、当該債権の有用性の喪失が見込まれる時において、会計処理を行うことを示す

(注31)。貸倒損失として認識するには、①倒産手続き等により債権が法的に消滅した場合、②債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権であることの2つの認識を示しており、中小要領、中小指針共に同様の認識である。貸倒引当金は、債務者の資産状況、支払能力から、回収不能のおそれがある場合には、貸倒引当金を計上することとなる。会社計算規則第5条第4項では、回収不能(取立不能)について、「取立不能のおそれのある債権については、事業年度の期末においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない」と定めている。中小要領、中小指針は、この様な場合について、貸倒引当金を計上することと示している。

c. 有価証券

中小要領は、有価証券について、取得原価を原則としており、売買目的有価証券については、時価で計上することを示している。一方、中小指針では、有価証券を、①売買目的有価証券、②満期保有目的有価証券、③子会社株式及び関連会社株式、④その他有価証券の4つに分類し売買目的有価証券に該当するもの以外のものは、取得原価で計上することを示している。ただし⑤その他有価証券で市場価格のある株式を大量に保有している場合には、時価を貸借対照表価額とすることを示している。有価証券の評価の方法については、両基準とも相違はない。また両基準は「時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。」及び「市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。」と減損について示しており、会社計算規則と同様に、減損について強制規定として課している(会社計算規則5条3項)。そして、「著しく下落したとき」とは、市場価格のある有価証券については、少なくとも50%程度以上下落した場合をいう。(注32)

d. 棚卸資産

中小指針では、棚卸資産の詳細について示しているが、中小要領では、棚卸資産の基本的な要件を示している。

中小指針は基本的に企業会計基準(棚卸資産会計基準)の評価基準(直基準の導入)に依拠しており棚卸資産の期末評価は取得原価を原則とするものの期末時点(正味売却価額)が取得原価を下回った場合は正味売却価額とされる(低価法の強制適用)(注33)。これに対し、中小要領は会社法(会社計算規則)の評価基準(原価基準が原則)を基礎としており、棚卸資産の評価は会社法と同様に、低価法の選択適用が認められており、時価概念も購入時価と売却時価の選択適用が可能である(注34)。

棚卸資産の評価方法について、中小指針では、「棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法とする。

なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、用いることができる。」と最終仕入原価法により棚卸資産を評価する場合には、「損益の計算上著しい弊害がない場合」と示しているのに対し、中小要領では、最終仕入原価法に条件を設けることなく、評価方法の一つとして示している点にある。一般的に、最終仕入原価法を用いて行う棚卸資産の算定は簡便であり、多くの中小企業が採用していることから、中小要領では、最終仕入原価法を適用する場合には条件を設けることなく、正式な評価方法の1つとして示していると思われる。

e. 固定資産

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の3つに分類される。

中小指針の要点では固定資産について、「固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、耐用年数にわたり毎期継続して規則的な償却を行う。」と示している。中小要領8では固定資産について「有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。」と示している。さらに、中小要領では「相当の減価償却」について「一般的に、耐用年数にわたって、毎期、規則的に減価償却を行うことが考えられます。」と述べている。つまり、2基準の差異は、「規則的な償却」と「相当の償却」であるといえる。

中小会社では、大会社のように計画的な経営が難しく、利益が計上される時期は、売上の増加が想定され、この分固定資産の利用割合も多くなり、この分より多くの減価償却費を計上することが実態に合う場合も考えられる。このため、耐用年数にわたり、一定の割合等で規則的な償却を行うより、利益を多く計上する時期に多めに減価償却費を計上し、利益が隙ない時期には少なめの減価償却費を計上する方法が、中小会社の実態に合致することが考えられる。(注35) 中小要領では小規模な中小会社を対象としているため「相当の償却」を認めていると思われる。

また、中小要領では、さらに各固定資産について詳細に示している。一方、中小指針では、そのような記述はないが、圧縮記帳や、ゴルフ会員権等、更に詳細な取扱いについては示している。

固定資産の取得価額について、中小要領の解説は、購入金額に付随費用を加えて計上することと示しており、中小指針33.(1)においても「固定資産の取得価額は、購入代価等に、買入手数料、運送費、引取運賃、据付費、試運転費等の付随費用を加えた金額とする。」と示している。更に、中小指針では、少額の付随費用について、「付随費用が少額である場合は、取得価額に算入しないことができる。」と示している。中小要領では、このような記述はなく、仮に少額な付随費用がある場合は、中小要領を適用している中小会社では、中小指針の基準を参考にして処理することとなると考えられる。

f. 繰延資産（注36）

中小要領、中小指針はともに、繰延資産を、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費の 6 項目に分類している。なお、財務諸表等規則第 36 条においても、創立費、開業費、株式交付費、社債発行費及び開発費は、繰延資産に属するものと規定している。中小指針、中小要領は共にこれらの項目は、費用処理するか、繰延資産として資産計上することができることと示している。企業会計原則注解 15 では、「将来の期間に影響をする特定の費用」とはすでに代価の支払いが完了し又は支払い義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発見するものと期待される費用をいう。これらの費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。」と定めている。つまり、中小要領、中小指針は、企業会計原則と同様の定めを置いていることが伺える。

中小要領の解説及び、中小指針 41.は、繰延資産の償却期間を、創立費、開業費、開発費については 5 年以内、株式交付費、新株予約権発行費については 3 年以内、社債発行費については社債償還までの期間と示している。また、償却方法について、中小要領では示されていないが、中小指針 41.では、「繰延資産として計上されたものについては、その支出又は発生の効果が発現するものと期待される期限内に原則として月割計算により相当の償却をしなければならない。」と示していることから、中小要領を適用する会社は、中小指針を利用することとなるものと思われる。

g. 引当金

企業会計原則注解 18 では、引当金について「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」と示している。中小要領及び中小指針も同様である。

中小要領と中小指針の対比に当たり注目すべき箇所は、中小要領では、中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等についての取扱いについて示していることである。中小指針では、中小企業退職金共済等の取扱いについての記述はない。中小会社では中小企業退職金共済に加入している割合が多い。勤労者退職金共済機構が公表する中小企業退職金共済の被共済者数は、約 332 万人である（注37）。そして、中小企業白書が公表している中小会社に従事している従業員数は 3,361 万人である（注 38）。つまり、中小会社で働く 10 人に 1 人は、中小企業退職金共済に加入していることが分かる。中小要領は日本における大多数の中小会社に対して公表された基準であるので、これらを踏まえ中小要領において中小企業退職金共済等の取扱いについて示していると考えられる。

h. 純資産（注39）

企業会計原則では、貸借対照表の区分について、貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分けることを示している（企業会計原則第三の二）。そして、資本は、資本金の属するものと剰余金に属するものとに区分しなければならない（同原則第三の四の三）。剰余金とは、会社の純資産額が法定の資本の額をこえる部分をいい、剰余金は、資本剰余金と利益剰余金に分けることができる（同原則注解 19）。

企業会計基準第 5 号では、貸借対照表を資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し純資産の部は、株主資本と株主資本以外の各項目に区分している（企業会計基準第 5 号の 4）。

株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益準備金、資本剰余金は、資本準備金及び資本準備金以外の資本剰余金（その他資本剰余金）、利益剰余金は、利益準備金及び利益準備金以外の利益剰余金（その他利益剰余金）、株主資本以外の区分は、個別貸借対照表では、評価・換算差額等、新株予約権に区分している（同基準 5 号 5-7）。

会社法では、株式会社の資本金の額を、設立又は、株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした額と規定している（会社法 445 条 1 項）。そして、払込み又は給付に係る額の 2 分の 1 を超えない額は、資本金として計上しないことができる（同法同条 2 項）。また資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない（同法同条 3 項）。中小指針では、企業会計原則、企業会計基準、会社法、会社計算規則等を関連項目として列挙している。中小要領では、区分について詳細に示していないことから、純資産については、特に、中小指針を参考にすることとなると考えられる。

i. リース取引

中小要領の解説では、リース取引の会計処理について、賃貸借取引と、売買取引の 2 種類の方法を挙げており、リース取引を行った場合、どちらの会計処理を用いてもよいこととなっている。賃貸借取引とは、リース期間の経過とともに、支払いリース料を費用処理する方法である。また、売買取引とは、リース取引を通常の売買取引と同様に考え、金融機関からの資金の借入を行って資産を購入した場合と同様の処理として取扱うことをいう。

一方、中小指針 74-2.では「所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。」と示している。また、「通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。」と示しているように、賃貸借取引による会計処理も認めることとしており、原則としては、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、売買取引により、処理を行うこととなると思われる。両基準はともに、賃貸借取引に係る方法で会計処理を行った場合には、金額的に重要なものについては、リース料の注記をする必要が望ましいことを示している。

5. 注記の取扱い

会社法では、株式会社は、計算書類及び業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。計算書類とは、貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものである（会社法 435 条 2 項）。また、ここでいう法務省令で定めるものとは、株主資本等変動計算書、個別注記表である（会社計算規則 59 条 1 項）。旧商法施行規則では、小会社についての省略規定がおかれ、規模別の規制となっていたが、（旧商法施行規則 27 条）会社計算規則では、規模の大小とは無関係に、公開会社、会計監査人設置会社、連結計算書類作成会社かどうかにより適用を区分している（会社計算規則 98 条 2 項）。会社計算規則第 98 条第 1 項では注記表を、以下に掲げる項目に区分して表示しなければならないと規定している。

- ① 継続企業の前提に関する注記（会社計算規則 98 条 1 項 1 号）
- ② 重要な会計方針に係る事項に関する注記（同条同項 2 号）
- ③ 会計方針の変更に関する注記（同条同項 3 号）
- ④ 表示方法の変更に関する注記（同条同項 4 号）
- ⑤ 会計上の見積りの変更に関する注記（同条同項 5 号）
- ⑥ 誤謬の訂正に関する注記（同条同項 6 号）
- ⑦ 貸借対照表に関する注記（同条同項 7 号）
- ⑧ 損益計算書に関する注記（同条同項 8 号）
- ⑨ 株主資本等変動計算書に関する注記（同条同項 9 号）
- ⑩ 税効果会計に関する注記（同条同項 10 号）
- ⑪ リースにより使用する固定資産に関する注記（同条同項 11 号）
- ⑫ 金融商品に関する注記（同条同項 12 号）
- ⑬ 賃貸等不動産に関する注記（同条同項 13 号）
- ⑭ 持分法損益等に関する注記（同条同項 14 号）
- ⑮ 関連当事者との取引に関する注記（同条同項 15 号）
- ⑯ 一株当たり情報に関する注記（同条同項 16 号）
- ⑰ 重要な後発事象に関する注記（同条同項 17 号）
- ⑱ 連結配当規制適用会社に関する注記（同条同項 18 号）
- ⑲ その他の注記（同条同項 19 号）

そして、以下に該当する場合には、上記の項目を表示する必要はない（会社計算規則 98 条 2 項）。

- ・会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）に該当する場合には、1 号、第 5 号、第 7 号、第 8 号及び第 10 号から第 18 号までの項目（会社計算規則 98 条 2 項 1 号）
- ・会計監査人設置会社以外の公開会社に該当する場合には、1 号、5 号、14 号及び 18

号までの項目（同条同項 2 号）

- ・ 会計監査人設置会社であって、大会社であって有価証券報告書提出会社以外の株式会社については、14 号の項目（同条同項 3 号）

- ・ 連結注記表は、8 号、第 10 号、11 号、14 号、15 号及び 18 号の項目（同条同項 4 号）

重要な会計方針に係る注記、会計方針の変更に係る注記、表示方法の変更に係る注記、誤謬の訂正に係る注記、株主資本等変動計算書に関する注記、その他の注記については、注記をしなければならないこととなる。

中小要領、中小指針では、会社計算規則に則り、各必要な事項を注記することとしている。特に中小指針 88.では、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く）の個別注記表や、会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表について、注記を要する項目と、注記を要しない項目を示しており図表 2 のようになる。

〔図表 2〕 中小指針の注記事項

項目	会計監査人設置会社 以外の株式会社（公開 会社を除く）	会計監査人設置会社以 外の公開会社
継続企業の前提に関する注記	×	×
重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
会計方針の変更に係る注記	○	○
表示方法の変更に係る注記	○	○
会計上の見積りの変更に係る注記	×	×
誤謬の訂正に関する注記	○	○
貸借対照表に関する注記	×	○
損益計算書に関する注記	×	○
株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
税効果会計に関する注記	×	○
リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○
金融商品に関する注記	×	○
賃貸等不動産に関する注記	×	○
持分法損益等に関する注記	×	×
関連当事者との取引に関する注記	×	○
一株当たり情報に関する注記	×	○
重要な後発事象に関する注記	×	○
連結配当規制適用会社に関する注記	×	×

その他の注記	○	○
--------	---	---

中小指針では、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く）と会計監査人設置会社以外の公開会社について、注記が必要な項目を示しており、中小要領より、更に詳細に注記について示している。計算書類において注記を行うことは、会社の財産及び損益の状態を正確に開示するために必要な書類である（注40）。中小指針 83 では、「本指針によって計算書類を作成した場合にはその旨を注記する必要がある」と示している。中小指針は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法 431 条）として定着することが期待されるものであると同時に、「一般に公正妥当と認められる会計基準」の枠内にあることから、この記載が計算書類の信頼性を高めることが期待されている（注41）。更に、中小指針 84 において役員と会社間の取引についての注記が求められている。この場合の例としては（注42）以下ようになる。

取締役等に対する金銭債権 ×××
 取締役等に対する金銭債務 ×××

中小会社は、利益相反取引が行われる可能性が比較的高いことから、役員との取引について注記を示すことにより、利益相反取引を抑制することが可能となると考えられる。

会社法との違いは、会社法では継続企業の前提に関する注記は、注記すべきであることを示しているが中小指針において注記は求められていない。

第4節 小括

本章では、中小会社向け会計 2 基準の制定とその特徴について確認した。

第 1 節では、中小会社向け会計基準の制定について、当時公表された中小会社向け会計基準について述べた。中小会社向け会計基準の策定が求められた背景には、平成 13 年の商法等の一部の改正により、電磁的方法によって計算書類の公表が可能となったことが挙げられる。そのため、これまで軽視されてきた中小規模会社の会計情報の適正性が問われることとなった。そこで、中小企業庁は、中小会社向け会計ルールとして、「中小企業報告」を公表し、日本税理士会連合会は「中小会計基準」を公表した。さらに、日本公認会計士協会は、「中小研究報告」を公表したが、利用者から中小会社向け会計基準が 3 つ併存することで混乱が生じるため、これらの基準を統合すべきとする指摘が寄せられた。その結果、3 つの基準を統合する形で、中小指針が公表されたことを示した。

第 2 節では、中小企業の会計に関する基本要領の制定として、中小要領が公表されるに至った背景を示した。それまで公表されていた 3 基準を統合する形で示された中小指針は、毎年のように改正を重ね、中小指針の利用者に負担が増加することとなった。また、中小指針の目的において中小指針は、「一定水準を保ったものとする」と示されていたことから、

小規模な中小会社にとって利用できるものではなかった。そのため、小規模な中小会社にとって利用可能な会計ルールの作成が求められ、小規模な中小会社向け会計基準として、中小要領が公表されたことを示した。

第3節では、中小会社向け会計2基準の差異として、現在既に公表されている会計2基準である中小指針と中小要領の具体的な取扱いについて比較検討を行った。中小指針と中小要領は目的が大きく異なっており、中小指針は会計参与設置会社である中小会社を対象としていることから比較的規模の大きい中小会社を対象としているのに対して、中小要領では、それ以外のどちらかという零細規模の中小会社を対象としている。また、中小指針は、会計基準は本来1つであるべきものとするシングルスタンダードの立場を示し、中小要領は、目的が異なれば会計基準は1つではないとするダブルスタンダードの立場を示している。中小要領は金銭債権について中小指針よりも厳しい要件を求めていることから、中小要領は中小指針の簡易版という位置づけではなく、逆に積極的な開示を求めている側面があるように思われる。

以上みてきたように、中小指針はややもすると規模の大きな会社にも適用されうるくらいに幅をもたした指針である。そのため、中小指針は、中規模企業に適用されるべきである(注43)。また、将来上場会社を目指す中小会社であれば決算に当たって国際会計基準も加味した中小指針に適合した計算書類を作成することが妥当であろう(注44)。他方、中小要領は、中小指針を相当に簡便化したものと言えるが、第1章でみた多くの日本の中小会社すなわち中小企業基本法2条5項にいう小規模会社では最低限、中小要領に即した会計実務が有用と言えるであろう。

[注]

- 1 品川芳宣『中小企業の会計と税務』大蔵財務協会（2013年）7頁参照。
- 2 今回の基準の中では、「資本金の額が1億円以下の会社」を対象とするとされている。これは、商法特例法上、特別な扱いがされている「小会社」といわれているゾーンの会社である。特別座談会「[中小企業の会計に関する研究会報告書]をめぐって」税経通信 57巻13号（2002年）138頁の弥永発言参照。
- 3 中小会社は、これまで税法基準により必要な書類を作成してきたため、中小企業報告書は会計基準の面では、できるだけ税法基準を尊重した基準づくりが行われた。特別座談会・前掲（注2）135頁の武田発言参照。
- 4 品川芳宣『日税連「中小会社会計基準」の趣旨と役割』税理 46巻6号（2003年）19頁参照。
- 5 中小会社会計基準は、中小会社にとって会計の原点である記帳について示している。その理由として、記帳を基準として明示することによって、中小企業者に対し、会計に対する認識を深めるという意味のあるものであった。シンポジウム「中小会社会計基準と税務会計」税務会計研究 16号（2005年）329頁の河崎発言参照。
- 6 シングルスタンダードとは、同一の取引に対しては同一の会計処理がなされるべきであって、大会社の会計基準も中小会社の会計基準も基本的には同じであるべきとする考え方である。神森智「中小企業会計と中小企業会計監査 [その史的考察のうえに]」松山大学創立九十周年記念論文集（2013年）469頁参照。
- 7 ダブルスタンダードとは、出資と経営の分離した大会社とそれらが分離せず一体である中小会社のもつ体質・特性の相違から出発して、会計基準はそうした実態にマッチしたものであるべきとする考え方である。神森・前掲（注6）469頁参照。
- 8 品川・前掲（注1）17頁参照。
- 9 品川・前掲（注1）21頁参照。
- 10 日本税理士会連合会監修『「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック』清文社（2013年）16頁参照。
- 11 大城建夫「中小企業会計指針の役割と課題」産業情報論集 5巻2号（2009年）4頁参照。
- 12 河崎照行「[中小企業の会計]の新展開」税経通信 66巻1号（2011年）40頁参照。
- 13 赤岩茂・増山英和『図解中小企業の新会計ルール』中経出版（2012年）21頁参照。
- 14 藪下保弘「中小企業の会計基準現状と課題」『地域活性化ジャーナル』20巻（2014年3月）51頁参照。
- 15 日本税理士会連合会・前掲（注10）4頁参照。
- 16 日本税理士会連合会・前掲（注10）4頁参照。
- 17 宮城勉「中小企業の健全な発展に向けた会計のあり方」企業会計 63巻1号（2011年）51頁参照。
- 18 品川芳宣「中小企業会計の新たな展開」税理 53巻15号（2010年）167頁参照。
- 19 平川忠雄監修『中小企業の会計要領と実務』税務経理協会（2012年）2頁参照。
- 20 平川・前掲（注19）2頁参照。
- 21 座談会「中小会計要領実践活用法」税務弘報 60巻8号（2012年）61頁参照。
- 22 河崎照行「[中小企業の会計]の制度的定着化」會計 182巻5号（2012年）11頁参照。
- 23 岩崎勇『中小企業会計指針の読み方と処理方法』税務経理協会（2006年）8頁参照。
- 24 佐藤信彦「中小企業会計要領と中小指針との異同点とその関係」税研 28巻1号（2012年）33頁参照。
- 25 佐藤・前掲（注24）33頁参照。
- 26 弥永真生「[中小基本要領]会社法上の位置づけ」税務弘報 60巻2号（2012年）76頁参照。
- 27 櫻庭周平「中小会計要領の実務ポイント」速報税理 31巻10号（2012年）9頁参照。
- 28 伝統的な会計は、企業の経営成績を明らかにすることと、企業の経営状態を明らかにすることを目的としている。企業の経営成績を明らかにするためには、企業が利益を追求した結果得られた成果である収益と、そのために費やされた費用とを比較することにより行われる。収益が費用よりも大きければ純利益があったことになり、逆に収益よりも費用のほうが大きければ純損失であったことを意味する。そのための計算書が損益計算書である。次に、企業の財政状態とは、企業が所有している資産と負っている負債、両者の差額である純資産の関係を意味する。そのための計算書が貸借対照表である。河崎照行・万代勝信編著『中小会社の会計要領』中央経済社（2012年）117頁参照。
- 29 河崎・万代・前掲（注28）117～118頁。
- 30 櫻庭・前掲（注27）13頁参照。
- 31 品川・前掲（注1）180～181頁参照。
- 32 武田隆二編著『中小会社の会計指針』中央経済社（2006年）122頁参照。

- 33 河崎照行『最新中小企業会計論』中央経済社（2016年）157頁参照。
- 34 河崎・前掲（注33）157頁参照。
- 35 金子友裕「中小企業に適用可能な会計制度と法人税法における課税所得算定への影響」税務会計研究 24巻（2013年）198～199頁参照。
- 36 品川・前掲（注1）267～268頁参照。
- 37 勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業概況」56巻1号（2016年4月）4頁参照。
- 38 中小企業庁調査室「2016年版中小企業白書概要」（2016年4月）1頁参照。
- 39 品川・前掲（注1）316～318頁参照。
- 40 建設産業経理研究所 調査研究部「〔中小企業の会計に関する基本要領（案）の解説〕-中小建設企業における留意事項-」全建ジャーナル 51巻4号（2012年）52頁参照。
- 41 上西左大信『〔中小企業の会計に関する指針〕と実務』税務経理協会（2006）181～182頁参照。
- 42 岩崎・前掲（注23）191頁参照。
- 43 大城建夫「中小企業会計を巡る論点」産業情報論集 7巻1号（2010年）27頁参照。
- 44 右山昌一郎「中小会社会計基準〔中小企業会計基本要領〕〔中小要領〕と〔中小企業会計指針〕〔中小指針〕の適用及び税務申告の一体化について」税務会計研究 25号（2014年）60頁参照。

第4章 キャッシュ・フロー情報の歴史、規制及び運用

我が国の企業会計制度では、長い間、会社が公表すべき主要な財務諸表としては、貸借対照表と損益計算書だけであり、資金の流れを示す計算書の公表は任意に作成されることはあっても、法的に強制されてはいなかった（注1）。任意として公表されていた資金の流れを示す計算書類としては、資金繰表、資金収支表であった。しかし、1997年6月に企業会審議会が「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表し連結情報の充実策として、連結ベースのキャッシュ・フロー計算書の導入と個別ベースの資金収支表の廃止が提言されたことを機に、1998年3月に同審議会から「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」が公表され、従来発生主義会計の下で行われている期間損益計算中心の会計情報に加え、支払い能力の分析に重きをおいたキャッシュ・フロー（資金）に係る情報が新たな財務諸表として導入・制度化されることとなった（注2）。これらの背景には、アメリカにおいて財務会計基準審議会（Financial Accounting Standard Board）（以下、「FASB」という）が1987年に財務会計基準書第95号（Statement of Financial Accounting Standard No.95）（以下「SFAS95」という）にて“Statement of Cash Flows”を公表したことにある。本章では、キャッシュ・フロー計算書の必要性を示すとともにキャッシュ・フロー計算書の目的・資金概念・表示方法について検討を行う。また、併せて、我が国の資金管理情報の変遷とFASBが示すSFAS95についても考察することとする。

第1節 キャッシュ・フロー計算書の必要性

1. キャッシュ・フロー計算書を取り巻く財務書類の位置付け

会社は経営活動を遂行するために必要な資金を調達し、それを用いながら投資活動営業活動を行っていく（注3）。これらの活動を月次、期末に締め作成されるものが損益計算書、貸借対照表である。損益計算書は会社の収益性を表す情報として、最も重視される書面である（注4）。その作成方法は、経営成績表示目的にしたがって、会計データを抽出・編集するものであって、一会計期間における収益および費用の各項目が原則的に総額で表示され、一定期間における「フロー情報」を表示するものである（注5）。

貸借対照表は短期に返済すべき流動負債と、早期に現金回収が可能な流動資産を対比したり、返済を要する負債と返済不要の株主の割合を比較して、安全性の評価の評価に役立つ書面である（注6）。作成方法としては、財政（財務）状態表示目的にしたがって、会計データを抽出・編集するものであって、ここに示される会計情報は、決算日における資産・負債・資本についての有高情報であり、決算日という一時点における「ストック情報」を一覧表示するものである（注7）。

2. 現金主義と発生主義からみるキャッシュ・フロー計算書の必要性

従来基本的な財務諸表（会計監査の対象となる必要不可欠な財務諸表）として貸借対照表と損益計算書という二つの計算書類を掲げ、そのような財務諸表の体系に即して企業会計を「資本・利益計算の体系」としてとらえ、これを期間損益計算中心に説明するという特徴を有してきた（注8）。この期間を認識するための基準として、収益・費用の認識基準がある。収益・費用の認識基準は大きく現金主義と発生主義の2つに分けることができる。

現金主義は、製品売上などの現金収入の時点で収益を認識し、将来において費用となる資産への支出時点で費用を計上することによって、収益と費用の差額として利益額を算出する方法である（注9）。しかし、現金主義から算出される利益は、会社の経営成績の尺度を適切に示しているとはいえ、その理由として以下の2つが考えられる（注10）。

- ・ 収益の計上時点が不必要に遅らされ、会社にとって決定的に重要なのは売上の達成であり、販売後の代金回収は付随業務にすぎないにもかかわらず、売上達成時でなく代金回収時まで収益計上が延長されるためである。
- ・ 本来費用の負担と収益の獲得は因果関係で結ばれているが、現金主義では収益を認識せずに費用だけを計上する場合がある。そのため収益と費用の対応関係を無視した不合理な取扱いである。

信用取引等の発達によって、現金主義による利益計算ではこれらの様々な取引方法に対応した適切な利益を算出することができなくなったため、発生主義による利益計算方法が示された。

発生主義による収益の認識は、現金収入時点にかかわらず、財貨・用益の価値の増加である収益発生時に収益を計上することとなる。そのため、信用取引などの販売と代金の回収が異なる場合は、発生主義では取引が発生した時点で収益として認識するため、様々な取引方法が発達した現代において有効な方法とされている。

現金主義、発生主義の差異と発生主義の有用性を示す例としては、現金主義会計に基づき10年間使用する機械装置を取得した期の一時の費用とした場合には、その期の利益が過少に計上されるとともに、その後の期間において利益は過大に計上されることとなる。継続企業を前提とすると、取得した機械装置は10年間会社の営業活動に貢献するため、取得時の一時の費用とすることは合理的なものとは言えないため、発生主義会計では減価償却の手続により各期間の費用として配分される処理が行われることとなる。（注11）すなわち、現金主義では適切に表示することができなかった減価償却の費用期間配分を発生主義を用いることにより、適切に期間配分することが可能となった。発生主義は、現金主義の欠点を補うために発達したものといえる。しかし、一方で発生主義はキャッシュ・フローの変動をほとんど明らかにしていないことも指摘されていた。

上述したように、発生主義によれば、収益を認識するのは、現金収入が生じたときではなく、収益が発生した時点となる。掛売上によって利益は増加するが、売掛金を回収

しない限り、販売した会計期間に現金収入は生じない。発生主義会計は、減価償却費や償却のように、原価を会計期間に配分したり、未払給与のような見越費用を認識するため、これらの費用は純利益を減少させるが、現金支出を伴わないことから純利益とキャッシュ・フローの差異を一層広げることが問題とされてきた。(注12) すなわち、発生主義会計による損益は多くの見積もりや配分手続に基づいて算定されるものであるため、実際に会社に流入したキャッシュ・インフローがどれほどであって、それをいかなる用途に支出したのかという会社の資金繰り状況を把握することは困難であった。そして、近年特に多くみられる黒字倒産のように損益計算書において利益を計上しているにもかかわらず資金繰りに行き詰まり倒産する会社があることから、発生主義会計により計算される損益のみで得られる情報の限界が指摘されることになった。(注13)

第2節 我が国におけるキャッシュ・フロー計算書の導入に至るまでの経緯

1. 資金繰表

我が国では1953年に証券取引法に基づいて大蔵省令「有価証券の募集又は売上の届出等に関する省令(大蔵省令第74号)」(以下、「省令」という)が施行されたことにより、証券取引法が適用される企業は、有価証券報告書等で財務諸表外の情報として資金繰表を開示してきた(注14)。資金繰表は、金繰表、資金繰予算表或いは資金計画表とも呼ばれ、その目的は、将来の一定期間における資金の需要と供給を予測表示して、できうる限りの需要の調節を図るとともに、資金の不足額については調達を、資金の過剰額についてその運用を前もって計画するために作成された表である(注15)。

この場合における資金の概念は「省令」において例示していないが、現金及び預金等直接支払い手段の役目を果たすものとして一般的に解されていた(注16)。

資金繰表において表示すべき収入および支出科目は、「省令」において例示されており、収入科目は、「営業収入」、「営業外収入」、「借入金」、「増資又は社債発行による収入」、「その他の収入」であった。そして、支出科目は、「原材料費」、「人件費」、「経費」、「設備費」、「借入金返済」、「その他の支出」とし収入科目は5科目、支出科目は6科目と例示していた(注17)。その後、支出科目に「支払利息」、「配当金」、「税金」の3科目が加えられて合計9科目を示すこととなった(注18)。資金繰表の様式は図表1のようになる。

図表1 資金繰表

		X年×月
前期繰越		
収 入	営業収入	
	営業外収入	
	借入金	

	増資又は社債の発行による収入	
	その他の収入	
	合計	
支 出	原材料費	
	人件費	
	経費	
	設備費	
	貸付金	
	借入金返済	
	支払利息	
	配当金	
	税金	
	その他の支出	
	合計	
翌月繰越		

資金繰表の特徴は、収入の総額と支出の総額を記載して収支尻を導く直接法が採用されていることにある（注19）。そして作成される期間により短期資金繰表（一ヶ月）又は長期資金繰表（一ヶ月を超える）に分けることができる。一般的に、我が国では、売掛金、買掛金の決済や貸金その他の支払いが月別に締め切られて行われていたことから、資金繰りの単位を「月」とすることが最も基本的なものとなっていた（注20）。一方で、資金繰表は比較的簡便な分類であったため、貸借対照表及び損益計算書から得ることができない情報を完全に補完するものではなかった。

2. 資金収支表

資金繰表は、企業活動の多角化や国政化の進展、ディスクロージャー制度をめぐる著しい環境の変化により、企業活動の情報を的確に表さないといわれるようになった（注21）。企業会計審議会は1986年10月の「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」（以下、「中間報告」という）を公表し、資金繰り情報の改善を求めた。（注22）この中で資金情報の問題点として示されたものは、①企業活動の態様ごとの区分表示が行われていないため、資金の調達及び運用状況を的確に把握することが困難であること、②明確な作成指針が示されておらず比較可能性等が十分に確保できないこと、③資金の範囲が現預金に限定されており、企業活動の実態が十分に反映されていないことであった。（注23）そして、以下のような提言がされた。（注24）

- ・ 資金の範囲は、現預金だけでなく市場性のある一時所有の有価証券も含むものと

すること

- ・ 資金の収支は「事業活動に伴う収支」と「資金調達活動に伴う収支」に二区分し、さらに前者を収入と支出別に営業、営業外、有形固定資産等の売買、決算などの細目に分けて記載すること
- ・ 以上による様式の改善に伴い、その名称を「資金収支表」とすること

このような措置により、資金情報の改善が行われたが、資金収支表を財務諸表外として位置付けた点は従来と変わりなく、財務諸表の体系に組み込むのは時期尚早と判断された（注25）。このように、中間報告に基づき「省令」は大幅に改正された（以下、「改正省令」という）。「改正省令」は1987年4月から会社に対して、資金繰表の代わりに資金収支表を財務諸表外の情報として公表することを要求した（大蔵省令第2号 第2号様式（記載上の注意）（サ））（注26）。その後「改正省令」は1988年10月に「企業内容等の開示に関する省令」（以下、「開示省令」という）と改称された後、施行した（注27）。

「開示省令」では資金収支表の目的を、一定期間における資金収支を事業活動に伴う収支と資金調達活動に伴う収支に区分し、これらの区分ごとに収支尻を算出するとともに、これらの収支尻の合計額を期首資金残高に加算して期末資産残高を算出する形式の表であるとしている。そして、資金収支表の資金の概念は現金および預金並びに市場性のある一時所有の有価証券と示しており、現金とは、小口現金、手元にある当座小切手、送金小切手、送金為替手形、預金手形、郵便為替証書および振替貯金払出証書等を含むものとしていた。

資金収支表の様式は、まず事業活動か資金調達活動に分類される。そして、事業活動に伴う収入支出、資金調達活動に伴う収入支出に分類される。更に細分化すると次のように示すことができる。

- ① 事業活動に伴う収入（営業収入・受取利息、受取配当等収入・その他の営業収入・有形固定資産売却・投資有価証券売却・貸付金（短期を含む）回収・その他の有形固定資産売却等収入）
- ② 事業活動に伴う支出（原材料又は商品仕入・人件費支出・その他の営業支出・支払利息、割引料等支出・その他の営業外支出・有形固定資産取得・投資有価証券取得・貸付金（短期を含む）・その他の有形固定資産取得等支出）
- ③ 資金調達活動に伴う収入（短期借入金（手形借入金を含む）・割引手形・長期借入金・社債発行・増資・その他の収入）
- ④ 資金調達活動に伴う支出（短期借入金返済・長期借入金返済（1年以内に返済予定のものを含む）・社債償還・その他の支出）

資金繰表では収入科目は5科目、支出科目は9科目と示されていたことから、資金収支表は資金情報が大幅に修正されたことが伺える。また、資金の概念についても大きく見直された。

第3節 アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書の公表

1. アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書の公表と目的

キャッシュ・フロー計算書はアメリカで誕生した。アメリカにおいて財務会計基準審議会「FASB」が1987年に財務会計基準書第95号「SFAS95」を公表したことが始まりである。キャッシュ・フロー計算書が公表される以前この計算書に代わるものとして、1971年にアメリカ公認会計士協会(American Certified Public Accountants Association)の会計原則審議会(Accounting Principles Board)が発表した意見書第19号「財政状態変動の報告」(Report Changes in Financial Position)が示されていた。APB意見書19号は、すべての会社に対して、財政状態変動表(Statement of Changes in Financial Position)を財務諸表の一部として作成することを求めて以来、アメリカ企業の年次報告書(Annual Report)には財政状態変動表を貸借対照表や損益計算書とともに記載するという実務が定着してきた。SFAS95号は、このAPB意見書19号にかかわるもので、財政状態変動表に代えて、キャッシュ・フロー計算書を財務諸表の一部として開示することを求めた。SFAS95号は、1988年7月15日以降に終わる会計年度の年次財務諸表から適用されることとなった。(注28)

FASBが公表する概念報告書第1号(Statement of Financial Accounting Concepts No.1)(以下、「SFAC1」)では、財務報告の基本目的として、「財務報告は、現在および将来の投資者[present and potential investors]、債権者その他の情報利用者が配当または利息により将来受領する現金見込額、その時期およびその不確実性[uncertainty]ならびに有価証券または債権の譲渡、途中償還または満期[redemption, or maturity]による現金受領額をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない。これらの現金受領見込額は、支払い期日の到来した[obligations when due]債務を弁済し、その他の現金運用ニーズを満たし[other cash operating needs]、営業活動に再投資し、また配当金を支払うために十分な現金を生み出す企業の能力によって影響を及ぼす当該企業の能力について一般に投資者および債権者が抱えている理解によっても影響を受ける、したがって、財務報告は、投資者、債権者その他の情報利用者が当該企業への正味キャッシュ・インフロー[net cash inflows]の見込額、その時期およびその不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない。」(注29)と示している。すなわち、財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書が提供する情報の役割は、外部の利害関係者に対して会社についての将来のネット・キャッシュ・インフローの金額、タイミング、不確実性を見積もるのを助けるような情報を提供し、当該会社の活動にとまなうキャッシュ収支、借入や返済、所有者への現金配当、資本取引の状況や支払可能能力に影響を与える可能性のある諸要因に関する情報を提供しなければならないことにある(注30)。このような様々な種類の情報を提供するには、一種類の財務諸表だけではその目的を完全に果たすことが困難であるため、キャッシュ・フロー計算書を財務諸表の

一つとして示すことにより財務諸表の目的を補完することとした（注31）。しかし、キャッシュ・フロー計算書が適切な財務諸表として認められるためには、キャッシュ・フロー計算書作成ルールが明確である必要があった。とくに、キャッシュ・フロー計算書においては、キャッシュの定義が重要な意味を持っていた。そこで SFAS95 号は資金の概念を、現金および現金同等物「cash and cash equivalents」として明確に示した。まず、現金の定義は手元にある通貨だけでなく、銀行またはその他の金融機関に保有する要求払預金が含まれる「consistent with common usage, cash includes not only currency on hand but demand deposits with banks or other financial institutions」。また、現金には、要求払預金の一般的な性質をもつ、その他の種類の預金が含まれる。要求払預金の一般的な性質とは、銀行の口座主が、いつでも追加的資金を預け入れることができ、また事実上いつでも事前の通知または違約金なしで預金を引き出せることと定義している（注32）。

次に現金同等物とは、①現金に容易に変換しうる投資「readily convertible to known amounts of cash」、②利息率の変動に伴う価格変動リスクがほとんどないほど満期日が近い投資「near their maturity that they present insignificant risk of changes in value because of changes in interest rates」としている。現金同等物の例として、財務省短期証券「treasury bills」、コマーシャル・ペーパー「commercial paper」、短期金融資産投資信託「money market funds」、受入連邦資金「federal funds sold」を挙げている（注33）。これらの一時的な投資活動は、当該会社の営業活動、投資活動あるいは財務活動というより、現金管理の一部であり、キャッシュ・フロー計算書で開示することは要求されておらず、ここで挙げられた項目すべてを常に現金同等物とみなすかについては会社が方針を明確にすべきであるとしている（注34）。たとえば、金融業務を行う会社は、営業用に購入したものを除いて、短期で、流動性が高いという条件を満たす限り、すべての投資を現金同等物とみなすことができる。他方、営業活動が大部分、短期で流動性の高い投資を取扱う会社は、それらの項目のすべてを現金同等物ではなく、投資として取り扱うことができる。（注35）すなわち、現金同等物は現金の明確な定義とは異なり、どのような業務を主としているかによって会社自身が判断することとなる。なお、当時我が国の資金収支表が扱う資金の概念としている「預金並びに市場性のある一時所有の有価証券」として取り扱うものは、価格が変動する市場性のある株式等への一時的投資、長期預金のうち1年以内に支払期日が到来することになった預金、および投資有価証券のうち所有目的の変更や期間の経過により、1年以内に確実に売却することが予定されている有価証券が含まれることになるため（注36）、SFAS95号よりも広義の概念を持っていたと考えられる。

2. キャッシュ・フロー計算書の活動による分類

SFAS95号が示すキャッシュ・フロー計算書は、現金収入と現金支出を、営業活動

「operating activities」、投資「investing」及び財務「financing」の3つに分類している（注37）。収入及び支出に関する情報が3分類に表示されていれば、資金情報の利用者は、それだけで資金情報を利用しやすくなる。各活動は次のように定義している（注38）。

A. 営業活動に伴う収支「Cash Flows from Operating Activities」

営業活動には、投資活動または財務活動に含まれない他のすべての活動を含む。営業活動には、通常財貨の生産および配送ならびに用役の給付を含む。営業活動によるキャッシュ・フローは一般に純利益算定に影響する取引およびその他の事象による資金への影響を示す。

営業活動による資金収入には次のものがある。

- ① 財貨または役務の販売による収入。売掛金および受取手形（長期受取手形を含む）の回収または売却による入金額を含む。
- ② 貸付金、債券および持分証券にかかる利息および配当金収入。
- ③ 投資または財務活動以外の取引から生じたすべてのその他の収入。和解による収入「amounts received to settle lawsuits」、建物の損壊等による保険金収入「proceeds of insurance」（投資または財務活動に直接関連するものを除く）および仕入先からの返還金等「refunds from suppliers」を含む。

営業活動による資金支出には次のものがある。

- ① 製造用材料または販売用の取得のための支出。買掛金および支払手形（長期支払手形を含む）の決済を含む。
- ② 他の財貨または役務のための他の仕入先または従業員への支払
- ③ 政府に対する税金「governments for taxes」、課金「duties」、（刑事法上の）科料「fines」および他の料金または罰金「and other fees or penalties」の支払。
- ④ 借入先および他の債権者に対する利息の支払。
- ⑤ 投資または財務活動以外の取引から生じたすべてのその他の支出。和解による支払、慈善事業に対する寄付金および顧客への返還金等を含む。

B. 投資活動に伴う収支「Cash Flows from Investing Activities」

投資活動には、貸付およびその回収「collecting loans and acquiring」、および債券、持分証券「equity instruments」、有形固定資産「property plant and equipment」および会社により製品または用役の生産のために保有し、または使用される他の生産用資産（会社の棚卸資産を構成する材料を除く）の取得および処分を含む。

投資活動による資金収入には次のものがある（直接関連する保険金収入を含む）。

- ① 貸付金および債券（現金預金の等価物を除く）の回収および処分による収入。
- ② 他の会社の持分証券の処分および返還による収入。
- ③ 有形固定資産および他の生産用資産「other productive assets.」の処分による収入。

投資活動による資金支出には次のものがある。

- ① 貸付および債券（現金預金の等価物を除く）の取得のための支出。
- ② 他の会社の持分証券の取得のための支出。
- ③ 有形固定資産および他の生産用資産の取得のための支出。これには前渡金または未払金の支払を含むが、売手金融による長期未払金は財務活動による支出となる。また、支出には資産に計上される利息費用を含む。

C. 財務活動および財務活動に伴う収支「Cash Flows from Financing Activities」

財務活動には、会社所有者からの資金の受入れ「obtaining resources from owners」、所有者に対する配当金の支払および元本の返済、借入および返済その他の方法によるその決済、および長期信用による与信者からの受入れおよび返済を含む。

財務活動に伴う資金収入には次のものがある。

- ① 持分証券の発行による収入。
- ② 債券、抵当権付債券または証書の発行および短期または長期借入による収入。

財務活動に伴う資金支出は、次のものがある。

- ① 所有者に対する配当金または他の分配金の支払。会社の持分証券の再取得による支出を含む。
- ② 借入金の返済。
- ③ 長期債権者に対する他の元本返済。

なお、ここで注意すべきは法人税法等は営業活動として表示区分しなければならないことである。そして、利息および配当金の表示区分に関して、受取利息、支払利息および受取配当金は営業活動として表示区分しなければならないが、支払配当金は財務活動として区分しなければならない。(注39)しかし、これらの活動区分については異議もあった。受取利息、受取配当金については、投資活動に伴う現金収入であるから投資活動に含めることが主張され、支払利息、支払配当金は、財務活動にもとづく資金調達と関連する項目であることから財務活動に伴う現金支出に含めるべきとされた。その理由には、これらの利息、配当金は、債権者および投資者が提供した資金に対する報酬で、財務上意思決定の直接的な結果であることから、財務活動に含めることが適切であることが述べられた。(注40) SFAS95号ではこの主張が取り入れられることはなかったが、キャッシュ・フロー計算書の利用者である投資者、債権者その他の情報利用者のキャッシュ・フロー計算書に対する理解は様々であるため、仮に理解のない利用者が見た場合に、受取利息、受取配当金は投資活動に伴うものと認識される可能性が高い。また、支払利息、支払配当金についても財務活動にもとづく資金調達と関連する項目であるから財務活動に伴う現金支出に含めるべきとする主張も根拠として適切であると考えられるため、この主張は取り入れるべきであったと考える。FASBが公表したSFAS95号は、その後諸外国において影響を与えることとなった。

第4節 我が国におけるキャッシュ・フロー計算書

1. キャッシュ・フロー計算書の公表

我が国において、キャッシュ・フロー計算書が財務諸表の1つとして導入されたのは、1998年3月に企業会計審議会が「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」（以下、意見書という。）および「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準（「連結キャッシュ・フロー計算書作成基準」、個別ベースの「キャッシュ・フロー計算書作成基準」、「中間連結キャッシュ・フロー計算書作成基準」、「中間キャッシュ・フロー計算書作成基準」を含めたものをいう（意見書三、第1。）」（以下、作成基準という。）を公表したことにある。この意見書は企業会計審議会が1997年6月に公表した「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において提言した「連結情報」という観点に基づいて示されたものである。そこでは、「現金収支の状況については、連結ベースのディスクロージャーが求められていないが、連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書を導入することが適切である」とことと、「連結キャッシュ・フロー計算書の導入に伴い、個別ベースでの資金収支表を廃止する」ことが提言された。（注41）提言がなされた背景には、①キャッシュ・フロー計算書が作成される以前の資金管理情報として示していた資金収支表の問題点が指摘される。具体的に、資金収支表は資金の範囲が現預金及び一時所有の有価証券とされており、資金の範囲が広いため、会社における資金管理活動の実態が的確に反映されていないこと、公認会計士又は監査法人による監査の対象となっていないことが指摘されていた。②FASBがキャッシュ・フロー計算書を公表したことにより、キャッシュ・フロー計算書が多くの国で導入され、また国際取引が多く行われるようになり、資金管理情報の重要性が着目されるようになったことが挙げられる。（注42）このように、資金収支表から得られる情報の欠点や、国際的な資金管理情報との相違を解消するため我が国においてキャッシュ・フロー計算書の作成が制度化されることとなった（注43）。なお、作成基準が公表されたことに伴い日本公認会計士協会は、1998年6月に「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（以下、実務指針という）を公表し、実務におけるキャッシュ・フロー計算書作成の拠り所となった。

2. キャッシュ・フロー計算書の目的

キャッシュ・フロー計算書の位置付けは、「一会計期間におけるキャッシュ・フロー計算書の状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に企業活動全体を対象とする重要な情報を提供するものである。」として示している。しかし、キャッシュ・フローの状況の報告の役立ち等については、明文での言及はない。そのためキャッシュ・フロー計算書を通じて提供される情報の具体的な役割は、解釈によって補足する必要がある。（注44）その結果、以下のように示すことができる（注45）。

- (1) 会社が外部からの資金調達に頼ることなく、営業能力を維持し、新規投資を行い、借入金を返済し、配当金を支払うために、どの程度の資金を主たる営業活動から獲得したかを示す主要な情報を提供すること。(実務指針 7)
- (2) 将来の利益獲得及び資金運用のために、どの程度の資金を支出し又は回収したかを示す情報を提供すること。(実務指針 8)
- (3) 営業活動及び投資活動を維持するためにどの程度の資金が調達又は返済されたかを示す情報を提供すること。(実務指針 9)

そして、これらの情報は情報利用者が次の評価を行うのに有効であると考えられている。

- (1) 実体が将来正の純キャッシュ・フローを創出する能力の評価
- (2) 債務返済能力、配当支払能力及び外部資金調達必要性の評価
- (3) 利益とそれに係る現金収支の差異原因の評価
- (4) 投資取引と財務取引の現金的側面と非現金的側面の評価

キャッシュ・フロー計算書の情報利用者は、単に投資者、債権者その他の情報利用者に対する外部報告を目的とするのみでなく、経営者自身がキャッシュ・フロー計算書を理解、作成及び利用することによって、会社の資金情報を適切に把握することができるための指標としても有効であるといえる。

3. キャッシュ・フロー計算書が示す資金の範囲

我が国におけるキャッシュ・フロー計算書が示す資金の範囲は現金及び現金同等物としている。現金とは、手許現金及び要求払現金を指す（作成基準第二、一、1）。要求現金とは預金者の請求あるいは事前の通知によりいつでも引き出しことのできる預金をいい、流動性預金ともいう（注46）。例えば、当座預金、普通預金、通知預金が含まれることとなる（作成基準注解「注 1」）。次に現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資をいう（作成基準第二、一、2）。すなわち、価格変動リスクの高い株式等は資金の範囲から除くこととなる。現金同等物に何を含めるかについては経営者の判断に委ねることが適切と考えられるが、キャッシュ・フロー計算書の比較可能性を考慮して、取得日から 3 ヶ月以内に満期日又は償却日が到来する短期的な投資を例として示している（作成基準三、2（1））。現金同等物の判断を経営者に委ねている理由としては、ビジネスモデルによって取引先企業との間で長期の与信期間を設定する場合も想定されるため、そのような会社は比較的長期の資金計画を立てることが容易である。その場合、余裕資金について、3 ヶ月を超える期間にわたって容易に換金可能で、かつ価格変動のリスクの僅少な金融商品において運用することも可能になるためであると考えられる。（注47）なお、例として、取得日から満期日又は償却費までの期間が 3 ヶ月の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託が含まれることも示している（作成基準注

解「注2」)。現金同等物に関しては、経営者に裁量の判断を委ねているため、連結キャッシュ・フロー計算書を作成した際は、資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容並びにその期末残高の連結貸借対照表科目別の内訳、資金の範囲を変更した場合には、その旨、その理由及び影響額を注記しなければならない（作成基準第四、1及び2）。

4. キャッシュ・フロー計算書の表示区分

キャッシュ・フロー計算書は一会計期間におけるキャッシュ・フローを「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の3つに区分して表示することとなる（作成基準第二、二、1）。以下、3つの区分について確認していく。

(1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する（作成基準第二、二、1、①）例示として次のようなものがある。

- ・ 商品及び役務の販売による収入
- ・ 商品及び役務の購入による支出
- ・ 従業員及び役員に対する報酬の支出

なお、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に含まれる投資活動及び財務活動以外の取引とは、災害による保険金の収入や損害賠償金の支払いを示している（作成基準注解「注3」）。このように、この区分には営業活動によるキャッシュ・フロー（営業損益計算の対象となった取引によるキャッシュ・フロー）とその他の活動によるキャッシュ・フローが含まれるため、これらを明確に区分するために「営業活動によるキャッシュ・フロー」を一旦小計し、その他のキャッシュ・フローを続ける様式となっている（注48）。また、法人税等の支払額については営業活動、投資活動及び財務活動の結果として生じるキャッシュ・フローであるが、それぞれの活動ごとに課税所得を分割することは実務上困難であると考えられるため、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に一括して表示することとされている。そして、利益処分項目である役員賞与についても、役員に対する支出であるため、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されることとなる。（注49）

利息及び配当に係るキャッシュ・フローは継続適用を条件として、次の2つの方法の選択適用を認めている。

- ① 受取利息、受取配当金及び支払利息は「営業活動によるキャッシュ・フロー」に含めることとし、支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めて記載する。
- ② 受取利息、受取配当金は「投資活動によるキャッシュ・フロー」に含めることとし、支払利息、支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に

含めて記載する。

①の方法は、過去の意思決定の成果という共通の性質に着目し、それが事業投資の成果であるのか金融投資の成果であるのかにかかわらず、同一の区分で表示しようとする考え方に立っている。その場合、有形固定資産への投資など事業活動への投資の成果が、「営業活動によるキャッシュ・フロー」として把握されるならば、貸付けや株式取得などの投資の成果である利息や配当金の収入も同一の区分で表示することになる。また利息の支払についても同様の考え方に立った場合、過去の資金調達活動についての意思決定の結果であることから、営業活動の区分で表示することになる。②の方法は、営業損益計算に結びつく収入と支出を営業活動の区分に表示するという考え方に立っている。その場合、利息および配当金の収入ならびに利息の支出は、営業活動の区分からは除外されることになる。これらのうち利息および配当金の収入は貸付けや株式取得などの投資から得られた成果として、投資活動の区分で表示され、利息の支出は資金調達コストと同質の支出として、財務活動の区分で表示されることになる。(注50) なお、上述したように FASB では①の方式のみを採用している。我が国では異論のあった方法も認めることとして、利息や配当の区分は FASB と大きく異なる点といえよう。

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、固定資産の取得および売却、現金同等物に含まれない短期投資の取得および売却等によるキャッシュ・フローを記載する(作成基準第二、二、1、②) すなわち、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は貸付とその回収、社債または株式の買入とその売却、生産、販売に使われる固定資産、会社による商品または用役の生産販売に使用される固定資産の取得または売却などにより生じるものである。投資活動は将来の利益およびキャッシュ・フローを期待して現金を支出する活動であり、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は投資がどの程度行われたかを示すから、これを明らかにすることは、会社の将来を展望するうえで欠かすことができない。(注51) 作成基準は、例示として以下のようなものが記載されることを示している(作成基準注解「注4」)

- ① 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
- ② 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- ③ 有価証券(現金同等物を除く)及び投資有価証券の取得による支出
- ④ 有価証券(現金同等物を除く)及び投資有価証券の売却による収入
- ⑤ 貸付けによる支出
- ⑥ 貸付金の回収による収入

なお、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に独立の項目として記載し、この場合、新たに連結子会社となった会社の現金及び現金同等物の株式の取得による支出額

から控除し、連結子会社でなくなった会社の現金及び現金同等物の額は株式の売却による収入額から控除して記載する。そして、営業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローについても、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に、同様に計算した額をもって独立の項目として記載することとなる（作成基準第二、二、4）。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、資金の調達及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する（作成基準第二、二、1、③）すなわち、所有者から資本を調達し、それに対する報酬を支払い、またその投資の払戻を行うこと、資金を借り入れたり、借入金を返済すること等にとって生じるものである（注52）。作成基準は、例示として次のようなものを示している（作成基準注解「注5」）。

- ① 株式の発行による収入
- ② 自己株式の取得による支出
- ③ 配当金の支払
- ④ 社債の発行及び借入れによる収入
- ⑤ 社債の償還及び借入金の返済による支出

②にあるように、自己株式の取得に係る支出は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとされているので、これと整合的な取扱いをするために、自己株式の売却による収入も「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとなる。「投資活動によるキャッシュ・フロー」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」に表示される主要な取引ごとのキャッシュ・フローは原則として総額で表示しなければならない。たとえば、有価証券の取得と売却に係るキャッシュ・フローは相殺せずにそれぞれを総額で表示する。ただし、短期間で、かつ回転が速い項目に係るキャッシュ・フローについては純額で表示することができる。たとえば、商業紙・ペーパーの発行と償還が1会計期間を通じて連続して行われるような場合や、短期間に連続して借換えが行われる場合などにおいては、これらのキャッシュ・フローを総額表示すると、キャッシュ・フローの金額が大きくなり、かえってキャッシュ・フロー計算書の利用者の判断を誤らせるおそれがある。このため、1会計期間の純増減額で表示することができることとされている。なお、この場合は、純額であることをわかるように表示する必要がある。（注53）

5. キャッシュ・フロー計算書の表示方法

キャッシュ・フロー計算書の区分にある「営業活動によるキャッシュ・フロー」については直接法と間接法の2つの表示方法が認められている。どちらの方法を選択しても結果的に算出される金額は同じであるが、大多数の会社は間接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成している。そのため、直接法と間接法のキャッシュ・フロー計算書の様式及び作成方法を示したのち、次章において具体的な相違点を述べ考察することとする。

なお、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」については総額表示のみを認めている（注54）。

(1) 直接法

直接法とは主要な取引ごとに収入総額と支出総額を表示して「営業によるキャッシュ・フロー」を示すものである。具体的な表示として、営業収入、原材料または商品の仕入れによる支出、人件費の支出など、適当と認められる項目に分けて、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示するものである。

直接法の長所として挙げられものは、①「投資活動におけるキャッシュ・フロー」及び「財務活動におけるキャッシュ・フロー」は総額表示されることから、「営業活動におけるキャッシュ・フロー計算書」を直接法によって示すことは、表示方法に統一性が図れることにある②実際の収入、支出が集計された後、収入及び支出の項目として表示されるため営業収支の実態を適切に把握することが可能となることである。一方、短所としては、作成に手間がかかることが挙げられる。

直接法によるキャッシュ・フロー計算書は次の様式をとっている。

営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	×××
原材料又は商品の仕入支出	△×××
人件費支出	△×××
その他の営業支出	<u>△×××</u>
小計	<u>×××</u>
利益及び配当金の受取額	×××
利息支払額	△×××
損害賠償金の支払額	△×××
.....	×××
法人税等の支払額	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>×××</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××
貸付けによる支出	△×××
貸付金の回収による収入	×××

.....	<u>×××</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>×××</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入れの返済による支出	△×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	△×××
社債の発行による収入	×××
社債の償還による支出	△×××
株式の発行による収入	×××
自己株式の取得による支出	△×××
配当金の支払額	△×××
.....	<u>×××</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>×××</u>
現金及び現金同等物に係る換算差額	<u>×××</u>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	<u>×××</u>
現金及び現金同等物の期首残高	<u>×××</u>
現金及び現金同等物の期末残高	<u>×××</u>

次に、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成手順の設例を示す（注55）。
なお、売上及び仕入れはすべて掛けで行われている。

期首の貸借対照表

現金	300	資本金	300
----	-----	-----	-----

期末の貸借対照表

現金	35	買掛金	125
売掛金	250	借入金	200
有価証券	100	未払金	8
棚卸資産	200	資本金	357
有形固定資産	150	(内当期純利益	57)
減価償却累計額	▲45		<u> </u>
計	690	計	690

損益計算書

売上高	375
売上原価	<u>250</u>
売上総利益	125
販売費及び一般管理費	
人件費	16
広告宣伝費	4
減価償却費	45
	<u>65</u>
営業利益	60
営業外収益	
受取配当金	5
営業外費用	
支払利息	<u>8</u>
当期純利益	57

期首期末の貸借対照表から、比較貸借対照表を作成すると次のようになる。

比較貸借対照表

	期首	当期末	増減額
現金	300	35	▲265
売掛金		250	250
有価証券		100	100
棚卸資産		200	200
有形固定資産		150	150
(▲) 減価償却累計額		45	45
買掛金		125	125
借入金		200	200
未払利息		8	8
資本金	300	357	57

まず、営業活動によるキャッシュ・フローは以下のような仕訳の手順となる。

・営業収入

営業収入は次のように考える。すなわち、損益計算書より売上高は、375 であることから、売掛金勘定の内訳は次のようになる（売上はすべて掛けである）。

売掛金			
		現金	125
売上	375	次期繰越	250
	375		375

売上はすべて掛けで行われているため、売掛金のうち現金として回収した 125 が営業収入と理解することができる。そして、比較貸借対照表の増減額をキャッシュ・フロー計算書へ振り替えるための仕訳は次のようになる。

(借) 売上	375	(貸) 売掛金	250
		営業収入 (C/F)	125

・ 原材料又は商品の仕入支出

原材料又は商品の仕入支出については、棚卸資産の残高が 200 となっていることから当期の仕入は次のように求めることができる。

当期仕入高	Y
期末棚卸高	200
売上原価	250

$$Y - 200 = 250$$

$$Y = 450$$

つまり、当期仕入高は 450 となる（なお、仕入はすべて掛で行われている）。そして、買掛金勘定は残高が 125 であるため、当期仕入高 450 から買掛金残高 125 を減じた 325 が原材料又は商品の仕入支出となる。

買掛金			
		現金	325
次期繰越	125	当期仕入高	450
	450		450

振り替えるための仕訳は次のようになる。

(借) 仕入支出 (C/F)	325	(貸) 売上原価	250
買掛金	125	棚卸資産	200

・人件費支出

販売費及び一般管理費 65 のうち人件費に係るものが 16 である。比較貸借対照表の増減額をキャッシュ・フロー計算書へ振り替えるため次の仕訳を行う（人件費が増加しているため）。

（借）人件費支出（C/F）	16	（貸）人件費	16
---------------	----	--------	----

・その他の営業支出

販売費及び一般管理費 65 のうち、人件費は 16 であるため、65 から 16 を減じた 49 を振り替える必要がある。その仕訳は次のようになる。

（借）その他の営業支出（C/F）	4	（貸）広告宣伝費	4
減価償却累計額	45	減価償却費	45

・利息及び配当金の受取額

利息及び配当の受取額は、損益計算書に計上されている金額を振り替える。すなわち、損益計算書の受取配当金 5 を振り替える必要がある。その仕訳は次のようになる。

（借）受取配当金	5	（貸）利息及び配当金の受取額（C/F）	5
----------	---	---------------------	---

・利息の支払額

未払利息の計上は、損益計算書の支払利息の行に振り替えて、支払利息に関連する支出をゼロにする。その仕訳は次のようになる。

（借）未払利息	8	（貸）支払利息	8
---------	---	---------	---

これまでの金額を集計すると営業活動によるキャッシュ・フローは次のようになる。

営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	125
原材料又は商品の仕入れ支出	▲325
人件費支出	▲16
その他の営業支出	▲4
小計	▲220
利息及び配当金の受取額	5
営業活動によるキャッシュ・フロー	▲215

次に、投資活動によるキャッシュ・フローを求めていく。

・有価証券の取得による支出

有価証券は、比較貸借対照表から 100 増加していることが分かる。そのため、増加した 100 をキャッシュ・フロー計算書に振り替える必要がある。その仕訳は次のようになる。

(借) 有価証券の取得による支出 (C/F) 100 (貸) 有価証券 100

・有形固定資産の取得による支出

有形固定資産は、比較貸借対照表から 150 増加していることが分かる。そのため、増加した 150 をキャッシュ・フロー計算書に振り替える必要がある。その仕訳は次のようになる。

(借) 有形固定資産の取得による支出 (C/F) 150 (貸) 有形固定資産 150

最後に、財務活動におけるキャッシュ・フロー計算書を求めていく。

・借入れによる収入

財務活動によるキャッシュ・フローに該当する借入金は、比較貸借対照表から 200 増加していることが分かる。この増加した 200 をキャッシュ・フロー計算書に振り替えるため次の仕訳を行う必要がある。

(借) 借入金 200 (貸) 借入れによる収入 (C/F) 200

なお、資本金の増加額 57 については、当期純利益の獲得によるものであるから、損益計算書の当期純利益に振り替えて、当期純利益と相殺する。

(借) 資本金 57 (貸) 損益 57

以上の金額から、直接法によるキャッシュ・フロー計算書を示すと次のようになる。

営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	125
原材料又は商品の仕入れ支出	▲325
人件費支出	▲16
その他の営業支出	▲4
小計	▲220
利息及び配当金の受取額	5
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲215</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	▲100
有形固定資産の取得による支出	▲150

投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲250</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	200
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>200</u>
現金の増加分	<u>▲265</u>
現金の期首残高	<u>300</u>
現金の期末残高	<u>35</u>

(2) 間接法

間接法とは税金を控除する前の当期純利益（税金等調整前当期純利益）から一定の調整をすることによって、営業活動によるキャッシュ・フローの額を間接的に表示する方法である。すなわち、間接法はキャッシュ・フローをそのものとして捉えるのではなく、発生主義の当期純利益から出発して、期中のキャッシュ・フローに関係なく損益作用的収支として扱われた項目（非資金取引）を修正し（例えば、減価償却費は当期の支出に関連する費用ではないので、当期純利益に加算する等）、逆算的にキャッシュ・フローを組み立てる方法といえる（注56）。

間接法の長所として挙げられるものは、①間接法は、期首・期末の貸借対照表と損益計算書に記載された数値から容易に作成できること②税金等調整前当期純利益と「営業活動によるキャッシュ・フローとの関係が明示されることである（注57）。一方、短所としては、非資金取引などの減価償却費等を調整するため、キャッシュ・フロー利用者に対して理解することが困難な場合が挙げられる。

間接法によるキャッシュ・フロー計算書は次の様式をとっている。

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	×××
減価償却費	×××
減損損失	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××
受取利息及び受取配当金	△×××
支払利息	×××
為替差損益（△は益）	×××
有価固定資産売却損益（△は益）	×××
損害賠償損失	×××
売上債権の増減額（△は増加）	×××
たな卸資産の増減額（△は増加）	×××
仕入債務の増減額（△は減少）	×××

.....	<u>×××</u>
小計	<u>×××</u>
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△×××
損害賠償金の支払額	△×××
.....	×××
法人税等の支払額	<u>△×××</u>
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>×××</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××
貸付けによる支出	△×××
貸付金の回収による収入	×××
.....	<u>×××</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>×××</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入れの返済による支出	△×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	△×××
社債の発行による収入	×××
社債の償還による支出	△×××
株式の発行による収入	×××
自己株式の取得による支出	△×××
配当金の支払額	△×××
.....	<u>×××</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>×××</u>
現金及び現金同等物に係る換算差額	<u>×××</u>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	<u>×××</u>
現金及び現金同等物の期首残高	<u>×××</u>
現金及び現金同等物の期末残高	<u>×××</u>

次に、間接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成手順の上記の設例から示す（注58）。

なお、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローは直接法と同様であるため、省略することとする。

営業活動によるキャッシュ・フローは以下のような仕訳の手順となる。

まず、間接法では税金等調整前当期純利益を計算のスタートとする。設例では当期純利益57からスタートすることになる。振り替え仕訳を行うと次のようになる。

（借） 資本金	57	（貸） 当期純利益（C/F）	57
---------	----	----------------	----

非資金損益項目である減価償却費の振り替え仕訳を行うと次のようになる。

（借） 減価償却累計額	45	（貸） 減価償却費（C/F）	45
-------------	----	----------------	----

営業活動に関する資産及び負債の増減に関する振り替え仕訳を行うと次のようになる。

（借） 売上債券の増加額（C/F）	250	（貸） 売掛金	250
棚卸資産の増加額（C/F）	200	棚卸資産	200
買掛金	125	仕入債務の増加額（C/F）	125

未払利息を利息の支払額として振り替え仕訳を行うと次のようになる。

（借） 未払利息	8	（貸） 利息の支払額（C/F）	8
----------	---	-----------------	---

以上の金額から、間接法によるキャッシュ・フロー計算書を示すと次のようになる。

営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	57
減価償却費	45
売上債券の増加額	▲250
棚卸資産の増加額	▲200
仕入債務の増加額	125
小計	▲223
利息の支払額	8
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲215</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	▲100
有形固定資産の取得による支出	▲150

投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲250</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	200
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>200</u>
現金の増加分	<u>▲265</u>
現金の期首残高	<u>300</u>
現金の期末残高	<u>35</u>

間接法による営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法は、直接法が示す総額表示ではなく、税金等調整前当期純利益から所定の項目を加減算することにより算出される。これら所定の項目は、貸借対照表等式を用いると以下のように示すことができる（注59）。

貸借対照表等式は、資産＝負債＋資本と示される。そして貸借対象等式は、残高について成立すると同時に、期首と期末の間での変化についても成立する。期中変化額に△を付して表記し、資産を現金とその他の資産に区分すると次の関係式が導出される。

$$\Delta \text{現金} + \Delta \text{その他の資産} = \Delta \text{負債} + \Delta \text{資本}$$

キャッシュ・フロー計算書は、現金に代表される資金額の期中変化額とその原因を明らかにするものであるから、△現金のみを左辺に残し、△その他の資産を右辺に移動すると次のようになる。

$$\Delta \text{現金} = -\Delta \text{その他の資産} + \Delta \text{負債} + \Delta \text{資本}$$

そして、この関係式を具体化するために、設例で示した勘定科目を用いて表現し直すと次のようになる。

$$\Delta \text{現金} = -\Delta \text{売掛金} - \Delta \text{有価証券} - \Delta \text{棚卸資産} - \Delta \text{有形固定資産} + \Delta \text{買掛金} + \Delta \text{借入金} + \Delta \text{未払利息} + \Delta \text{資本金}$$

ここで有形固定資産（減価償却累計額を減じた額）の額は、

$$\Delta \text{有形固定資産} = \text{有形固定資産購入支出} - \text{減価償却費}$$

であること、△資本金の増加は当期純利益に等しいことから、これらを代入すると次のように示すことができる。

$$\Delta \text{現金} = -\Delta \text{売掛金} - \Delta \text{有価証券} - \Delta \text{棚卸資産} - (\text{有形固定資産購入支出} - \text{減価償却費}) + \Delta \text{買掛金} + \Delta \text{借入金} + \Delta \text{未払利息} + \Delta \text{当期純利益}$$

そして、右辺の項目を整理すると間接法によるキャッシュ・フロー計算書の構成項目

が右辺に表すことができる。

$$\Delta \text{現金} = \Delta \text{当期純利益} + \text{減価償却費} - \Delta \text{売掛金} - \Delta \text{棚卸資産} + \Delta \text{買掛金} + \Delta \text{未払利息} - \Delta \text{有価証券} \\ - \text{有形固定資産購入支出} + \Delta \text{借入金}$$

このように、貸借対照表等式を分解することによって、間接法によるキャッシュ・フロー計算書の構造を説明することができる。すなわち、当期純利益、減価償却費、買掛金、未払利息、借入金はプラスの符号をもつことから資金の増加項目となり、反対に売掛金、棚卸資産、有価証券、有形固定資産購入支出はマイナスの符号をもつことから資金の減少項目となる（注60）。間接法による表示方法は、減価償却費など一見キャッシュに関連しない項目を加減算しているが、貸借対照表式を用いることにより理解することができる。

第5節 小活

本章では、キャッシュ・フロー情報の歴史、規制及び運用について確認した。

第1節では、キャッシュ・フロー計算書の必要性として、現金主義と発生主義の問題点について述べた。現金主義とは、製品などの売上を現金収入時点で認識し、将来の資産への支出時点で費用を計上する。発生主義では、収益を認識するのは、現金収入が生じた際ではなく、収益が発生した際になる。現金主義の問題は、例えば10年間使用する機械を取得した際に、取得した一時時点で費用を認識するため、認識時点で過小に利益が計上され、その後の期間において過大に利益が計上されることにある。このような計上は、適切な期間配分とはいえない。一方で、発生主義では、このような機械の取得を減価償却として、費用期間配分を適切に行うことができるため、現金主義と比べ有用とされてきた。しかし、発生主義は掛売上など、現金を回収していないにも関わらず、利益が増加するため、最終的に表示される純利益と現金の差異を生じさせることにもなった。キャッシュ・フロー計算書はこの差異を把握することができるため、その必要性が求められたことを示した。

第2節では、我が国におけるキャッシュ・フロー計算書の導入に至るまでの経緯として、これまで公表されてきた資金管理情報について示した。まず、1953年に資金繰表が公表された。資金繰表は、金繰表、資金繰予算表或いは資金計画表とも呼ばれ、その目的は将来の一定期間の資金の流入出を予測することであった。しかし、資金繰表は、その様式が比較的簡便であったため、貸借対照表、損益計算書から得ることができない情報を完全に補完するものではなかった。そこで、1986年に公表された資金収支表ではそれらの情報を補うため、様式を細分化し、資金の範囲についても拡大したことを示した。

第3節では、アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書の公表として、アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書の取扱いを示した。キャッシュ・フロー計算書はアメリカにおいて、財務報告基準審議会であるFASBが財務報告基準第95号を公表したことにある。

FASB が公表したキャッシュ・フロー計算書は、現金収入と現金収支を営業活動、投資活動、財務活動の 3 つに分類し、資金情報の利用者に対して、資金の実態を活動区分別に把握できるよう示した。FASB が公表したキャッシュ・フロー計算書はその後、諸外国において影響を及ぼすこととなった。

第 4 節では、我が国におけるキャッシュ・フロー計算書として、我が国においてキャッシュ・フロー計算書が導入されるに至った経緯や、キャッシュ・フロー計算書の規定について示した。当時公表されていた、資金収支表は、資金の範囲が広く示されていたことから、会社における資金管理情報の実態が把握されていないこと、公認会計士又は監査法人の監査の対象となっていないことが問題として指摘されていた。そこで、アメリカにおいてキャッシュ・フロー計算書が公表され、各国でその導入が行われたことに伴い、我が国においてもキャッシュ・フロー計算書を取り入れ、国際的な資金管理情報の統一化を図ることを目的に導入が行われた。キャッシュ・フロー計算書で注目すべきは、営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法に直接法と間接法の選択適用をみとめていることにある。そこで、設例を用いて、営業活動によるキャッシュ・フローを直接法で作成した場合と、間接法で作成した場合を示した。

[注]

- 1 田中茂次『キャッシュ・フロー計算書』中央経済社(1999年)1頁参照。
- 2 小川恵子「キャッシュ・フロー計算書の作成」税経通信 55巻4号(2000年)388頁参照。
- 3 久保幸年「キャッシュ・フロー計算書の制度化の背景」企業会計 50巻10号(1998年)56頁参照。
- 4 桜井久勝『財務会計講義〔第16版〕』中央経済社(2015年)109頁参照。
- 5 佐藤靖「財務諸表の一つとしてのキャッシュ・フロー計算書」会計 153巻6号(1998年)34頁参照。
- 6 桜井・前掲(注4)109頁参照。
- 7 佐藤・前掲(注5)34頁参照。
- 8 杉山典之・洪慈乙「キャッシュフロー計算書の国際的制度化に学ぶ」会計 144巻6号(1993年)97頁参照。
- 9 伊藤邦夫・桜井久勝・百合草裕康・蜂谷豊彦『キャッシュ・フロー会計と企業価値』中央経済社(2004年)2頁参照。
- 10 伊藤・桜井・百合草・蜂谷・前掲(注9)4頁参照。
- 11 鈴木卓也「会計実務」企業会計 63巻10号(2011年)133~134頁参照。
- 12 鎌田信夫『キャッシュ・フロー会計』税務経理協会(1999年)1~2頁参照。
- 13 鈴木・前掲(注11)134頁参照。
- 14 永田靖『キャッシュ・フロー会計情報論』中央経済社(2010年)72頁参照。
- 15 染谷恭次郎「資金繰表の作成方法」産業経理 14巻9号(1954年)81頁参照。
- 16 太田哲三「資金繰表の検討」産業経理 14巻7号(1962年)4頁参照。
- 17 大蔵省令第74号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令」昭和28年8月第2号様式(記載上の注意)(ナ)参照。
- 18 伊藤・桜井・百合草・蜂谷・前掲(注9)55頁参照。
- 19 伊藤・桜井・百合草・蜂谷・前掲(注9)55頁参照。
- 20 染谷・前掲(注15)82頁参照。
- 21 永田・前掲(注14)72頁参照。
- 22 企業会計審議会「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について(中間報告)」昭和61年10月参照。
- 23 兼田克幸「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」税経通信 42巻1号(1987年)2頁参照。
- 24 新井清光「財務情報の充実に関する中間報告について」税経通信 42巻1号(1987年)34~35頁参照。
- 25 渡辺和夫『財務会計変遷論』同文館出版(2007年)172頁参照。
- 26 大蔵省令第2号「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令等の一部を改正する省令」昭和62年2月第2号様式(記載上の注意)(サ)参照。
- 27 大蔵省令第41号「企業内容等の開示に関する省令」昭和63年9月参照。
- 28 染谷恭次郎「キャッシュ・フロー計算書に対する会社経理担当者の意識」産業経理 52巻1号(1992年)2頁参照。
- 29 FASB, SFAC1 “Object of Financial Reporting by Business Enterprises” para37. 訳者平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社(2002年)28頁。
- 30 永田靖「キャッシュ・フロー情報の意義—FASB 概念を中心として—」会計 172巻1号(2007年)62頁参照。
- 31 永田靖・前掲(注30)62頁参照。
- 32 FASB, SFAS95 para7, footnote. 訳者鎌田信夫『キャッシュ・フロー会計の原理〔新版〕』税務経理協会(2003年)84頁参照。
- 33 FASB, SFAS95 para8,9. 訳者上野清貴『キャッシュ・フロー会計論』創成社(2001年)131頁参照。
- 34 鎌田信夫編著『資金情報開示の理論と制度』白桃書房(1991年)113頁参照。
- 35 FASB, SFAS95 para10. 訳者鎌田信夫『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房(1995年)221頁参照。
- 36 武田安弘「資金収支表の検討」産業経理 48巻4号(1989年)13頁参照。
- 37 FASB, SFAS95 para14.
- 38 FASB, SFAS95 para15~24. 訳者山田昭広「資金収支表について—FASB 基準書第95号の解説」企業会計 40巻7号(1988年)135~136頁参照。
- 39 上野・前掲(注33)133頁参照。
- 40 鎌田・前掲(注34)118頁参照。

- 41 佐藤信彦・河崎照行・齋藤真哉・柴健次・高須教夫・松本敏史編著『財務会計論 I 基本論点編 第 8 版』中央経済社（2014 年）419～420 頁参照。
- 42 兼田克幸「キャッシュ・フロー計算書の作成等に係る省令改正について(1)」税経通信 54 卷 15 号（1999 年）170 頁参照。
- 43 佐藤・河崎・齋藤・柴・高須・松本・前掲（注 41）421 頁参照。
- 44 伊藤・桜井・百合草・蜂谷・前掲（注 9）21 頁参照。
- 45 太田正博「キャッシュ・フロー計算書」税経セミナー45 卷 16 号（2000 年）135～136 頁参照。
- 46 和久友子「キャッシュ・フロー計算書の作り方」企業会計 50 卷 10 号（1998 年）65 頁参照。
- 47 佐藤・河崎・齋藤・柴・高須・松本・前掲（注 41）422～423 頁参照。
- 48 和久・前掲（注 46）66 頁参照。
- 49 森田哲彌・兼田克幸・市川育義『連結財務諸表制度詳解』中央経済社（2000 年）161 頁参照。
- 50 伊藤・桜井・百合草・蜂谷・前掲（注 9）104～105 頁参照。
- 51 染谷恭次郎『現代財務会計〔第 10 版〕』中央経済社（1999 年）248～249 頁参照。
- 52 染谷・前掲（注 51）249 頁参照。
- 53 佐藤・河崎・齋藤・柴・高須・松本・前掲（注 41）428～429 頁参照。
- 54 ただし、期間が短く、かつ回転が速い項目に係るキャッシュ・フローについては、純額で表示することができる。
- 55 伊藤・桜井・百合草・蜂谷・前掲（注 9）34～37 頁参照。佐藤・河崎・齋藤・柴・高須・松本・前掲（注 41）434～441 頁参照。
- 56 武田隆二『最新財務諸表論〔第 11 版〕』中央経済社（2008 年）881 頁参照。
- 57 小林秀行『詳解企業会計基準』ダイヤモンド社（2007 年）114 頁参照。
- 58 伊藤・桜井・百合草・蜂谷・前掲（注 9）37～39 頁参照。佐藤・河崎・齋藤・柴・高須・松本・前掲（注 41）442～444 頁参照。
- 59 桜井久勝「キャッシュ・フロー計算書の位置づけ」会計 160 卷 1 号（2001 年）56～57 頁参照。
- 60 桜井・前掲（注 4）116 頁参照。

第 5 章 中小会社向け会計基準におけるキャッシュ・フロー情報のあり方

本章では中小会社向け会計基準におけるキャッシュ・フロー情報のあり方を考察する。現在公表されている中小会社向け会計基準は、「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」である。この 2 基準におけるキャッシュ・フロー計算書の位置付けを確認するとともに、中小会社にとって適切な表示方法を考察する。そのためには、先ず中小会社向け会計 2 基準におけるキャッシュ・フロー計算書の取り扱いを述べる。そして、キャッシュ・フロー計算書の表示方法である直接法と間接法の論点を示し、中小会社の性格を勘案した後、中小会社向け会計 2 基準における適切なキャッシュ・フロー計算書の表示方法を示す。さらに、中小会社の資金管理情報の付加的試案として、資金繰予定表の有用性を示すこととする。

第 1 節 中小会社向け会計 2 基準とキャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は金融商品取引法のみが規定している。金融商品取引法が求める会計情報たる財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表である（金融商品取引法 193 条、財務諸表等規則 1 条 1 項）。一方、会社法が要求する会計情報たる計算書類は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の 4 種類であり、更に業務情報たる事業報告が加わり、更にこれらの附属明細書が必要な開示書類である（会社法 435 条 2 項、会社計算規則 59 条 1 項）（注1）。

このように、金融商品取引法では、キャッシュ・フロー計算書の開示を要求しているが、会社法はキャッシュ・フロー計算書の開示を要求していない。この理由として会社法は、大多数の会社に適用するため、必要最低限の規制のみとなっている側面が大であろう。この意味で、「中小企業の会計に関する指針」も会社法と同様にキャッシュ・フロー計算書を計算書類の一つとして要求はしていない。ただし、中小指針、各論 88 において「会社法上、キャッシュ・フロー計算書の作成は要求されていない。しかし経営者自らが会社の経営実態を把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。」と示しているように、要求はしていないが望ましい計算書類の一つとして挙げられている。中小指針が本規定を示している背景には、中小指針が企業会計基準を参考にして作成されたことや、国際会計基準の改正により中小指針も合わせるように改正を行っていることから、中小指針が目指す基準もキャッシュ・フロー計算書を要求しているためであると考えられる。なお、

中小指針を利用すべき中小会社は、会計参与設置会社と示していることから、大規模な中小会社を対象としていることが窺える。大規模な中小会社は利害関係者も多いことから、キャッシュ・フロー計算書を作成することによって、経営者が会社の実態を適切に把握し、経営に役立てようとする意図もあるように思われる。ただし、中小指針では、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の例示はされているが、キャッシュ・フロー計算書の例示は示されていない（注2）。望ましい計算書類として示しているならば、ここでキャッシュ・フロー計算書についても例示すべきであるように思われる。

一方、中小要領ではキャッシュ・フロー計算書について触れていない。中小要領の適用会社は、中小指針を利用する会社よりも小規模な中小会社を対象としているからである。この小規模な中小会社にとってキャッシュ・フロー計算書は、利用価値がないかと考えると必ずしもそうとは言えない。これまでキャッシュ・フロー計算書の有用性を述べてきたように、小規模な中小会社を対象にしている中小要領にこそキャッシュ・フロー計算書を示す必要があるように思われる。そこで、次節では、中小会社に有用なキャッシュ・フロー計算書の表示方法を考察する。

第2節 直接法、間接法の論点からみる有効な表示方法

1. 直接法と間接法の論点

これまで見てきたように、「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する直接法と、税金等調整前当期純利益に非資金項目、営業活動に係る資産及び負債の増減、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含まれる損益項目を加減して表示する間接法の2つの方法がある。直接法の最大の長所は、キャッシュ・フロー計算書を深く理解していなくても、一目で営業活動によるキャッシュ・フローの出入りを把握できることにある。例えば、設例でみるように、キャッシュ・フロー計算書の利用者は、先ず「営業収入」を一目で把握することができ、さらにそこから「原材料又は商品の仕入れ支出」がどれだけかかったか、そして「人件費支出」がいくらかかったかといったような、項目が明確に示されているため実態を適切に把握することができる。

鎌田教授は直接法の長所について、次のように述べている。

「直接法は、純利益や減価償却が現金の源泉であるというような、一般の人々の誤解を解消することに役立つ。直接法によれば、利益や減価償却費がキャッシュ・フロー計算書に表されることはない。現金収入は売上代金の回収によって生じ、また、現金支出は商品の仕入、販売費および一般管理費、税金などの支払いのために生じることを示す。多くの財務諸表の利用者は直接法による表示によって、はじめてキャッシュ・フロー計算書の目的を正しく理解するようになる。」（注3）

しかし、ここで留意すべきは、キャッシュ・フロー計算書の目的をどの視点から認識

するかによって、表示方法が異なってくるように思われる。キャッシュ・フロー計算書の直接法と異なる目的とは、間接法の長所から読み解くことができる。間接法の長所は、損益計算書上で示される利益と営業活動による正味のキャッシュ・フローとの差額に焦点を合わせていることから、利益に影響を及ぼす非資金項目などを分析することで利益の質を評価できることにある（注4）。

また、間接法によりもたらされる情報（以下、「間接法情報」という）は、損益計算書の税金等調整前当期純利益から出発するため、利益とキャッシュの差異分析情報を得られることができる。たとえば「勘定合って銭足らず」といった状態が生じている場合、間接法情報によりその構造が解明される。これは各種の実践的な意思決定におおいに役立つ情報といえる。（注5）

直接法と間接法との大きな違いは、間接法情報が財務分析のプロセスを個別具体的に示す情報であるのに対し、直接法によりもたらされる情報（以下、「直接法情報」という）は、財務分析の結果としてのキャッシュ・フローの値しか示さない点にある。直接法における「営業収入」の値は直接法情報としてキャッシュ・フロー計算書に示されるが、それが分析的に算出されるプロセスとして示されることはない。この点が直接法情報と間接法情報の大きな違いである。（注6）すなわち、直接法は「営業収入」といった項目が総額で表示されるため、利用者は一目で実態を把握できるが、どのような過程を経て総額が算出されたかについてのプロセスは表示されない。一方間接法は、非資金項目等を加減算することで求められるので、非資金項目がキャッシュ・フロー計算書に表示される理由を理解することが困難な場合がある。しかし、ある程度知識を有している利用者にとっては、間接法で作成されたキャッシュ・フロー計算書の方が利益の質を明らかにすることが可能となる。このように直接法、間接法は表示される情報には差異があり、財務諸表の利用者である、投資者、債権者、その他の利害関係者がどのような情報を求めるかによって、求められる表示方法は異なるように思われる。

本論文では、中小会社向け会計基準におけるキャッシュ・フロー情報のあり方を模索しようとしている。そのアプローチのひとつとして、「中小企業の会計に関する基本要領」が示すべき有用なキャッシュ・フロー計算書の表示方法を示すことにある。「中小企業の会計に関する基本要領」では目的、箇条書きにおいて「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」と示している。そのため、「中小企業の会計に関する基本要領」を利用する中小会社の経営者にとって有効なキャッシュ・フローの表示方法を以下に検討してみよう。

そのためまず、我が国のキャッシュ・フロー計算書が示す直接法と間接法の取り扱いを確認する。我が国では、キャッシュ・フロー計算書の表示方法を直接法と間接法の選択適用を認めており、その理由を次のように示している（意見書三、4）。

- ① 直接法による表示方法は、営業活動に係るキャッシュ・フローが総額表示される点に長所が認められる。

- ② 直接法により表示するためには親会社及び子会社において主要な取引ごとにキャッシュ・フローに関する基礎データを用意することが必要であり、実務上手数を要すると考えられる。
- ③ 間接法による表示方法も、純利益と営業活動に係るキャッシュ・フローとの関係が明示される点に長所が認められる

ここで注目すべきは、間接法を認める理由として、②直接法により表示するためには親会社及び子会社において主要な取引ごとにキャッシュ・フローに関する基礎データを用意することが必要であり、実務上手数を要すると考えられると示している点にある。この点が、我が国の大多数の会社が間接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成している理由の一つであると思われる。②が示す主要な取引ごとのデータとは具体的に、直接法では、「営業収入」や「原材料または商品の仕入支出」及び「人件費支出」等のデータを個別に作成することにある。

例えば、「営業収入」項目の編集プロセスを例として挙げる。営業収入とは、一会計期間におけるすべての収入のうち、営業活動すなわち、商品の販売活動を通じて得られたものの総額を示すキャッシュ・フロー情報である。したがって、編集対象データとしては、まず借方にキャッシュ勘定が示されている仕訳に限定される。さらに、商品販売によって生じた収入に絞り込むために、キャッシュ勘定の相手勘定に注意が向けられる。商品販売からの収入には現金売上収入のほかに売上債権の回収も含まれるため、貸方勘定として売上および受取手形や売掛金といった勘定が示されている仕訳が絞り込みの対象となる。直接法によるキャッシュ・フローの作成は、このように、キャッシュが示されている会計データを編集対象として、キャッシュ勘定の相手勘定によって絞り込みないしグルーピングを行うことにより作成することで可能となる。(注7)

一般的な会社ではこのように「営業収入」や「原材料または商品の仕入支出」及び「人件費支出」等を取引ごとに集計をしていないことから、直接法でキャッシュ・フロー計算書を作成するためにこれらの項目を新たに作り集計することに対して、実務上手数を要するため直接法を選択していない。特に、大会社では日々の取引が膨大であるため、これらの諸勘定を新たに設けることで混乱を招きかねないことがその理由の一つとして考えられよう。

一方で、実務上手数を要するにしても、直接法のみを表示方法として認めるべきとする次の意見もある。

「直接法は一部の財務諸表の作成者に新たな負担を課すことがあるが、直接法によるキャッシュ・フロー計算書は他の財務諸表から入手できない情報を提供している。この点に関連して、一部の会社は、未払金を1つの勘定に記録しているため、支払額を棚卸資産に対する支出、販売や一般管理費に対する支出、および有形固定資産に対する支出というように分離できないという批判がある。・・・(中略)・・・これはもともと正しい会計処理でなく、このような実務は改善しなければならない、直接法を選択するかどうか

かは、費用・便益基準に基づいて判断すべきであるという見解は正しい。しかし直接法を用いるための追加的費用はそれほど多額ではない。むしろ、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の明瞭性および理解可能性から生じる便益は非常に大きい。」(注8)

これまで我が国が公表してきた資金繰表、資金収支表は直接法で作成されてきたことを考えると、直接法によってキャッシュ・フロー計算書が示されることは、明瞭性や理解可能性の観点からすると非常に有用であるといえる。また、中小企業庁が公表する中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果(注9)では、中小会社が管理会計の一部として、決算書類以外で作成している会計関連書類のうち、資金繰表を作成している割合は47.2%となっていることから、表示方法が類似する直接法によって作成したキャッシュ・フロー計算書の方がより中小会社の経営者に対して受け入れられる可能性が高いように思われる。

他方、間接法が有用な表示方法でないとする意見もある。それは間接法の短所として、次のように述べられていることから理解できよう。

「税金等調整前当期純利益から始まる間接法様式を構成する項目は、現金及び現金同等物のフローを示しているわけではなく、キャッシュ・フローと収益・費用との間の金銭的差異を埋めるための調整項目であり、この調整計算プロセスを通じてキャッシュ・フローの純額計算を行っているにすぎないという点である。このことは、キャッシュ・フロー計算書の目的と整合しないことに加えて、投資活動および財務活動の区分で表示されるキャッシュ・フローとは異質な情報を提供することを意味している。」(注10)

すなわち、間接法は税金等調整前当期純利益から、必要な項目を加減算することによって求められることや、非資金項目として、減価償却費といった一見キャッシュに関わりがない項目を用いて数値が導き出されることから、単に調整計算プロセスを通じてキャッシュ・フローの数値を求めているにすぎないため、キャッシュ・フローではないとする意見である。

なお、間接法により作成されたキャッシュ・フロー計算書が他の財務諸表とどのような関係を有しているかとして、次のような意見がある。

「これは資金概念より読みとることができる。資金概念には、現金の他に現金同等物が含まれており、現金同等物は〔容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資〕と定義されている。換金可能であるということは、将来に支払手段として利用可能であることを意味している。したがって、わが国のキャッシュ・フロー計算書では、支払手段として利用可能な資金の計算が意図されている・・・わが国では当期純利益を始点として、〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕を計算している。わが国の営業概念は投資・財務活動以外の活動と定義されるので、営業損益計算の範囲よりも広がっている。したがって、〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕の計算を当期純利益から始めなければならない構造的な必然性がある。以上より、営業活動における利益とキャッシュとの結びつきを示すことよりも、支払手段としてのキャッシ

ュの増減を計算することに重点が置かれているということが出来る。その意味で、わが国のキャッシュ・フロー計算書は、損益計算書よりもむしろ貸借対照表との結びつきが強固である。しかし、貸借対照表との繋がりが強いこのようなキャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表上の当該資金の明細にすぎないという批判を免れ得ない。」(注11)

つまり、間接法によって作成されたキャッシュ・フロー計算書は、その目的が貸借対照表の明細書として認識される可能性が高く、本来のキャッシュ・フロー計算書としての有用性が低くなる。これに対し、直接法によって作成されたキャッシュ・フロー計算書は、キャッシュの流入、流出の規模まで把握することができるので、高度な会計に関する知見を有している者が少ない中小会社にとって明瞭性や理解可能性の点から有用であるように思われる。

2. 中小会社がキャッシュ・フロー計算書を導入する際に有用な表示方法

いずれの表示方法にも長所と短所があるため、どちらの方法を採用した場合には、一方の短所は損なわれるという関係にある。投資者、債権者その他の利害関係者にとって、いずれの情報が有効かという観点からみても、結論づけることは難しい。それは投資者、債権者その他の利害関係者が営業活動に関連する将来キャッシュ・フローの見積もりを行うとき、過去の利益に関連づけて行うのかは、各主観的な選好に左右される面が強いからである。ただ、営業活動に関連する主要な取引ごとのキャッシュ・フローを予測しようとする投資者、債権者その他の利害関係者は直接法から得られる情報が有用であるといえる。(注12) 特に中小会社の経営者は、実態調査から管理会計の一部として資金繰表を作成してきたことを考えると、キャッシュ・フロー計算書を中小会社に導入する際の適切な表示方法は直接法であるといえよう。

仮に直接法が強制された場合、我が国の実務においては、次のような手続きが求められるであろう(注13)。

- ①親会社と連結子会社の会計システムを統一する
- ②連結パッケージに必要な情報を織り込む方法で対応する場合には入手する情報の整理
- ③追加的な作業が必要となる連結子会社での決算スケジュールの再確認

このように連結会社がキャッシュ・フロー計算書類を直接法で作成する際は、場合によっては膨大な時間とコストを要することになる。しかし、これらの問題は中小会社特有の問題とはいえない。

我が国の大企業、中小企業、小規模事業者の割合は、2016年中小企業白書概要によると、大企業が1.1万者(0.3%)、中小企業は380.9万者(14.6%)そして、中小企業のうち小規模事業者は325.2万者(85.1%)である(なお、ここに該当する会社区分は中小企業基本法の定義をもとに区分している)(注14)。

中小企業基本法によると、中小企業とは製造業、建設業、運輸業その他の業種に属す

る事業を営むものは、資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は、常時使用する従業員数が 300 人以下としている。また、上記業種が小規模事業者となる場合は、従業員数 20 人以下としている。次に卸売業では、資本金 1 億円以下又は従業員数 100 人以下を中小企業とし、小規模事業者である場合は従業員数が 5 人以下となる。そして、サービス業では、資本金が 5000 万円以下又は従業員数 100 人以下を中小企業とし、小規模事業者である場合は従業員数が 5 人以下となる。小売業では、5000 万円以下又は従業員数 50 人以下を中小企業とし、小規模事業者である場合は従業員数が 5 人以下となる。

このように、中小企業のうち小規模事業者に該当する会社は、従業員数が 20 人以下や、5 人以下となるため、我が国における小規模事業者が 325.2 万者であることから、大多数の会社は、少人数で会社経営を行っていると思われる。また、このような小規模事業者は、連結子会社に該当する割合も少数である。つまり、直接法が強制された場合の我が国において求められる上述した実務手続は中小会社には該当しないと考えられる。

では、中小会社が直接法でキャッシュ・フロー計算書を作成した場合どのような問題が考えられるのであろうか。

この問題を探るため、中小会社の経理処理・会計情報の作成をめぐる環境の特質を示すこととする。

中小会社の経理処理の特質は次のようなものが考えられる。

- ・ 中小会社には、企業会計に関する知見を持つ者を、専従の従業員として雇用する余裕はないこと。
- ・ 経理部門等の管理部門を独立して整備し、組織的且つ継続的に、経理処理をする余裕はないこと。
- ・ 経営者も現業に専念し、間接管理部門に労力を割く余裕はなく、企業会計に関する知見を持つ者が少ないこと。

中小会社の会計情報の作成をめぐる環境の特質には、以下のようなものが考えられる。

- ・ 中小会社では、所有者＝経営者が多く、財務諸表を自社に都合の良いように粉飾するリスクが高いこと。
- ・ 中小会社は閉鎖会社で、所有者＝経営者が多く、ディスクロージャーの対象範囲が債権者や取引先に限られていること。

これらを踏まえた上で、中小会社が直接法でキャッシュ・フロー計算書を作成した場合には、次のような問題が考えられる。

- ① 企業会計の知見を専従の従業員として雇用することができないため、親族といった会計の知見を有しない者が経理を担当する場合があることから、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成が困難である。
- ② 中小会社に直接法によるキャッシュ・フロー計算書を求めた場合、新たに勘定科目を設ける必要があることから、中小会社に対して過重な負担になる可能性がある。上記①について、中小企業庁が公表する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業

経営者の意識アンケート調査結果報告」によると、中小会社の記帳を担っている担当者は、従業員が 44.9%、経営者の家族 30.7%、経営者 16.5%となっている（注15）。そして、中小会社の経理体制について、経理担当者の人員（事業主以外）でもっとも多いのが 1 人（62.3%）であり、次いで 2～5 人（29.1%）、0 人（7.4%）となっている（注16）。中小会社の経理担当者は、記帳指導について 60.8%が受けているとし、37.4%が受けていないとしている（注17）。この記帳指導を受けているもののうち、95.1%が会計専門家の記帳指導を受けており（注18）、中小会社が財務活動に関する事務を依頼している会計専門家は、税理士が 65.3%、全て社内で行っているが 17.2%。公認会計士が 10.9%、税理士・公認会計士双方が 3.3%である（注19）。これらのデータから見ると、会計専門家たる税理士、公認会計士がどのような指導を中小会社に対して行うかによって、経理担当者の会計知識の幅が異なるように考えられる。仮に、中小会社が直接法によってキャッシュ・フロー計算書を作成する際は、会計専門家の指導が重要になるであろう。

上記②については、直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成した場合、新たな勘定を設ける必要があるが、例えば、パソコン等を使用し、エクセルを利用して直接法によるキャッシュ・フロー計算書を予め作成しておき、別途、現金で仕訳が行われているもののみ抽出し自動的に反映するシステムを構築することで、直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成することが可能になるのではなかろうか。そのためには、中小会社の経理担当者がどの情報を編集するか判断する知識を有している必要がある。これは、①と同様に、会計専門家の指導が重要であるといえる。

会計事務所に会計の実務のすべてを依頼するような中小会社は、記帳を会計事務所に委託し、会計事務所がそれらの情報から貸借対照表や、損益計算書を作成し持参するまで、自身の財政状態を具体的に知ることができなかった。しかし、情報化社会の発達によってパソコンが普及したことに伴い、中小会社の 7 割はパソコンを利用し会計帳簿を作成しており（注20）、パソコンを利用した記帳頻度は 6 割が毎日作成している（注21）となっている。そのため、中小会社の経理担当者に対して会計専門家たる税理士・公認会計士が、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成方法を指導することによって、中小会社自身が直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成することが可能になると考えられる。

現在、中小会社の経理処理を大きく変えるといわれているクラウド会計ソフトが注目を集めている。クラウド会計ソフトとは、購入したソフトウェアをパソコンなどの特定の端末にインストールして利用するのではなく、インターネット経由で事業者のサーバーに接続し、Chrome や Internet Explorer のような Web ブラウザに表示して利用するタイプの会計ソフトである（注22）。クラウド会計ソフトを利用することにより経理業務の大幅簡略化が可能となる。具体的には次のような特徴を持っているためである（注23）。

① 会計データの自動作成

クラウド会計ソフトでは、ネットバイキングで閲覧・出力できる入出金データやク

レジットカード会社の明細データに基づき、解析エンジンが摘要情報を判定して仕訳の候補を自動作成する。例えば、明細データに「電車」の記載があれば「旅費交通費」と処理するものである。これにより人間が判断して仕訳を入力する作業が削減されるとともに、解析エンジンの精度が向上することでより正確な自動仕訳の生成が可能になる。

② マルチデバイス、マルチアクセス

クラウド会計ソフトではインターネット経由でサービスを利用することから、ブラウザでの操作が基本となる。また、利用環境はPCにとどまらず。スマートフォンやタブレットなどのデバイスでも作業を行うことができる。さらに、多くの会計システムが標準環境とする Microsoft Windows 以外に Mac OS の環境でも利用できる。

③ インターネットを起点としたサービス

インターネットを経由して最新の機能が提供されることから、パッケージソフトのようなバージョンアップが基本的に必要ない。また、すべての取引データはインターネット上にセキュリティの対応を施されたうえで保存される。インターネットの特性を利用して、従来なかったチャットによるサポートが実現されるのも特徴的である。

このように、クラウド会計ソフトは、経理担当者や会計事務所が行っていた比較的簡便な仕訳を自動的に行うことで、業務の大幅な簡略化が可能となる。また、様々なデバイスから会社の情報にアクセスできるため、記帳を適時・正確に行うことで、経営者自身が必要な情報を随時引き出すことができ、適切な経営判断を行うことが可能となる。

そして、クラウド会計ソフトに付随して、近年、フィンテック (FinTech : Financial Technology) という言葉が注目を集めている。フィンテックについてもクラウド会計ソフトと同様に、会計のあり方を大きく変えるといわれている。フィンテックとは、人工知能 (AI : Artificial Intelligence) (注24) を利用して財務や金融サービスを革新的に高度化するものである (注25)。フィンテックは AI 革命の一部であり、AI 革命がもたらす中核技術は以下の 3 技術である (注26)。

① IoT (Internet of Things)

IoT は、すべてのものをインターネットにつなげることを指す。IoT において重要であるのはセンサ (sensor) であり、多くのセンサで、大量のデータを瞬時に取得できる。

② ビックデータ

IoT によって、最新のデータが豊富に蓄積される。そして、そのデータを、低コストでどこでも瞬時に取り出すことができる。

③ ディープラーニング (深層学習)

IoT などによって作り上げたビックデータを使って、コンピュータ自身が継続して学習する。その学習を通じて、高度な人工知能ができあがる。AI の範疇に機械学習があり、機械学習が進化したものがディープラーニングである。

フィンテックの人工知能がクラウド会計ソフトと結びつくことで、クラウド会計ソフト

トが、外部システムと連携し、総合業務ソフトとして会社内の業務データを幅広く蓄積していく。そのため、クラウド会計ソフトには膨大なデータが蓄積されることになる。この人工知能の特徴として、機械学習によってある課題を解くために「データのどこに着目すべきか」を自ら決めることができる。つまり、クラウド会計ソフトに蓄積された大量のデータがあれば、高精度な予測や分類によって人間の能力を補完・拡張できるようになる。(注27)

これまで、会計の知見者が行っていた難易度の高い仕訳についても、人工知能を利用することで、人工知能が適切な仕訳を行うことが可能になる。そのため、クラウド会計ソフトの発達によっては、中小会社の経理担当者が行う経理業務は、クラウド会計ソフトが代替することも考えられる。そして、最終的に人工知能によって行われた仕訳によって、貸借対照表、損益計算書、さらにキャッシュ・フロー計算書が作成されることも今後あり得るものと思われる。

現段階で人工知能は、ここまでの発達は遂げていないが、インターネット上で保存するクラウド会計ソフトは大きく普及してきている。

現在会計データをインターネット上に保存することができるようになり利用する会計ソフトによっては、記帳が適時に正確に行われていれば、職場のみでなく、自宅や外出先等で会社の必要な情報を引き出し、適切な経営判断を行うことができるようになってきている。そのためには、中小会社の記帳を会計事務所が代行するのではなく、中小会社自身が記帳を行うことが重要である。

中小要領においても I.総論 8.目的にて、「本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない」と示し中小会社に対して記帳の重要性を謳っている。

上述したように、現在はパソコンの普及によって、例えばエクセルを利用し予め直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成しておき、直接法が作成される基となる仕訳すなわち、借方、貸方に現金取引がある仕訳を自動的に反映するようなシステムを構築することで直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成することが可能である。中小会社の大多数が一部の経理についてパソコンを利用していることを勘案すると、中小会社が直接法によってキャッシュ・フロー計算書を作成する環境は整いつあるように思われる。そのためには、会計専門家たる税理士・公認会計士が中小会社に対して、記帳指導を行いキャッシュ・フロー計算書の有用性を経営者に説き、作成方法を指導していく必要がある。特に、我が国の大多数の中小会社に適用する中小会社向け会計ルールである中小要領において、直接法によるキャッシュ・フロー計算書について示すことが重要である。

第3節 中小要領で示すべきキャッシュ・フロー計算書の附属書類としての資金繰予定表の作成

我が国の資金管理情報は、資金繰表、資金収支表、キャッシュ・フロー計算書と発展を遂げてきた。特に資金繰表は、現在においても一部の中小会社で作成されている。中小会社経営は厳しい時代に直面している。それは少子化に伴う人材確保、売上の伸び悩み、後継者問題等様々な問題を抱えていることにある。また、日々会社が誕生し倒産しており、一説には会社の生存率は10年で30%、20年では50%ともいわれ、実態的に見て、更に厳しいものといえよう。倒産に陥る原因は、①販売不振、②放漫経営、③他社倒産の余波、④過小資本、⑤既往のシワ寄せ、⑥売掛金等回収難等がある(注28)。このような厳しい環境を中小会社が生き抜くためには、中小会社自身が自身の資金管理情報を理解し、利用して会社経営を行う必要がある。これまで一部の中小会社では、管理会計としての資金情報である資金繰表を作成してきた(注29)実績を鑑みると、中小会社向け会計ルールとして公表された中小要領においてもキャッシュ・フロー計算書と同様に、資金繰表のうち、資金繰予定表についても示す必要があるのではなかろうか(注30)。

資金繰表は、資金繰実績表と資金繰予定表に分類することができる。資金繰実績表は、過去の資金管理情報を提供するものであるため、過去の貸借対照表・損益計算書から作成されるキャッシュ・フロー計算書と似た性格を有しているといえる(注31)。

他方、資金繰予定表は、将来の資金管理情報を提供することを目的としていることから、資金繰実績表、キャッシュ・フロー計算書とは異なる性格を有している。資金繰予定表の作成方法は、過去の実績等を利用して作成される。そのため、将来の資金管理情報をあらかじめ見積もることができ、将来どの時点で資金が不足するかを予測することができる。なお、過去の実績等から作成するため、当期に偶発的に起こる事象には対応できないが、その際に改めて資金繰予定表を作成し直すことにより、さらに具体性のある資金繰予定を把握することが可能となる。

本論文では、中小要領において、直接法によるキャッシュ・フロー計算書を示すべきことを提案した。更に、中小要領において資金繰予定表を作成することで、中小要領が中小会社の資金情報を補完することになるであろう。資金繰表は次の様式をとっている(注32)。

資金繰表

	年 月	合計							
売上高									
仕入・外注費									
前期繰越現金・当座預金									

(A)										
収 入	売上代金	現金売上								
		売掛金現 金回収								
		手形期日 落								
		手形割引								
		その他収入								
計 (B)										
支 出	仕入・外注費	現金仕入								
		買掛金現 金支払								
		手形決済								
	経費	貸金給与								
		支払利 息・割引料								
		上記以外 の経費								
仕入・外注費、経 費以外の支出										
計 (C)										
差引過不足 (D=B-C)										
財 務	借入金	短期借入 金								
		長期借入 金								
		計 (E)								
	借入金返済	短期借入 金								
		長期借入 金								
		計 (F)								

	計 (G=E-F)								
	翌月繰越現金・当座預金 (H=A+D+G)								

なお、日本政策金融公庫では、資金繰表の様式は、キャッシュ・フロー計算書のよう
に定められた様式ではなく、各会社の実態に合った様式を採用することを認めている。

次に、資金繰予定表の概念を明確にするために、その作成手順の設例を用いて整理し
ておこう。

以下の、資料を用いて 30 年 1 月から 6 月までの資金繰予定表を作成する（注33）。

貸借対照表（29 年 12 月現在）

資産		負債・資本	
現金預金	500	支払手形	1560
定期預金	500	買掛金	1400
受取手形	900	借入金	1240
売掛金	1600	資本金	3500
商品	1200		
固定資産	3000		
合計	7700	合計	7700

月別売上高・仕入高

	売上	仕入		売上	仕入		売上	仕入
29/10	1300	1300	30/1	1500	900	30/4	1400	900
29/11	1500	1400	30/2	1200	1400	30/5	1300	1100
29/12	1600	1400	30/3	1800	1000	30/6	1500	1200

前提条件として、

- ・回収条件・・・毎月月末締め、翌月末日回収/現金 40%、手形 60%（手形サイト 3 ヶ月）。
- ・支払条件・・・毎月月末締め、翌月末日支払/現金 60%、手形 40%（手形サイト 3 ヶ月）。

29 年 9 月の仕入は 1200 とする。

- ・回収した手形・・・翌月に割り引く。
- ・給料は毎月 100、ボーナスは 6 月に 2 ヶ月分支払う。
- ・諸経費は毎月 160 現金支払い。定期の積立金は毎月 10 とする。
- ・借入金の返済は、1 月から 4 月まで毎月 50、5 月から 60 とする。支払利息は、1 月から 4 月まで毎月 5、5 月から 8 とする。

- ・定期預金利息 16 を 5 月に受け取り、現金預金に入れる。

まず、資金繰予定表を作成する前に、売上と売上代金及び仕入と仕入代金の支払いの回収についての表を作成する。以下の、29 年 10 月の売上の欄には、月別売上高から 1300 が入ることになる。そして、10 月の売上は、翌月に現金 40%、手形 60%として回収することから次の算式で求められる。

$$\text{現金回収} \quad 1300 \times 40\% = 520$$

$$\text{手形回収} \quad 1300 \times 60\% = 780$$

29 年 11 月の収入の欄には上記の金額が入ることになる。また、手形は回収した翌月に割り引くため、29 年 11 月に回収した手形が 29 年 12 月に割り引くことになるので、12 月の手形割引の欄には 780 が入ることとなる。このように、月別の売上を現金回収、手形回収に分けさらに手形割引として求めていくと次の表を示すことができる。

売上と売上代金の回収

月別	売上	収入		手形割引
		現金回収	手形回収	
29 年 10 月	1300			
29 年 11 月	1500	520	780	
29 年 12 月	1600	600	900	780
30 年 1 月	1500	640	960	900
30 年 2 月	1200	600	900	960
30 年 3 月	1800	480	720	900
30 年 4 月	1400	720	1080	720
30 年 5 月	1300	560	840	1080
30 年 6 月	1500	520	780	840
1~6 月	8700	3520	5280	5400

仕入は前提条件として、29 年 9 月は 1200 であることから、当該金額を 29 年 9 月の欄に入れる。その支払いは、翌月に現金 60%、手形 40%として支払うため、29 年 10 月の支払の欄の金額は次のように求められる。

$$\text{現金回収} \quad 1200 \times 60\% = 720$$

$$\text{手形回収} \quad 1200 \times 40\% = 480$$

10 月に支払った手形サイトは 3 ヶ月であることから、30 年 1 月手形決済の欄に 10 月に支払った手形の 480 が入ることとなる。29 年 10 月以降の仕入は、月別仕入高からその金額を入れていく。その結果、以下の表を示すことができる。

仕入と仕入代金の支払い

月別	仕入	支払		手形決済
		現金	手形	
29年9月	1200			
29年10月	1300	720	480	
29年11月	1400	780	520	
29年12月	1400	840	560	
30年1月	900	840	560	480
30年2月	1400	540	360	520
30年3月	1000	840	560	560
30年4月	900	600	400	560
30年5月	1100	540	360	360
30年6月	1200	660	440	560
1～6月計	6500	4020	2680	3040

そして、これらの表から資金繰予定表を作成すると次のようになる。

	科目	30年1	30年2	30年3	30年4	30年5	30年6	計	
		月	月	月	月	月	月		
経常収支	収入	売掛金回収	640	600	480	720	560	520	3520
		受取手形割引	900	960	900	720	1080	840	5400
		受取利息					16		16
		その他							
		計	1540	1560	1380	1440	1656	1360	8936
	支出	仕入支払	840	540	840	600	540	660	4020
		支払手形決済	480	520	560	560	360	560	3040
		人経費支払	100	100	100	100	100	300	800
		諸経費	160	160	160	160	160	160	960
		支払利息	5	5	5	5	8	8	36
		その他							
		計	1585	1325	1665	1425	1168	1688	8856
	収支過不足		-45	235	-285	15	488	-328	80
その他の収支	収入	長期借入金							
		その他							
		合計							

支 出	長期借入金返済	50	50	50	50	60	60	320
	定期積立	10	10	10	10	10	10	60
	固定資産投資							
	その他							
	計	60	60	60	60	70	70	380
収支過不足		-60	-60	-60	-60	-70	-70	-380
収支過不足合計		-105	175	-345	-45	418	-398	-300
前月繰越		500	395	570	225	180	598	
翌月繰越		395	570	225	180	598	200	

このように資金繰予定表は、過去の数字を勘案し、その数字を予測して作成するものである。このアプローチは、様々な問題を抱えている中小会社にとって非常に有用な方法といえる。倒産に陥る理由には、販売不振、放漫経営、他社倒産の余波、過小資本、既往のシワ寄せ、売掛金等回収難等がある。資金繰予定表を作成することで、予定していた売上が達成できているか、また、売掛金や手形が予定通り回収できているかといった実態と計画の乖離を把握することが可能となり、会社の経営に重要な情報を得ることができる。

我が国では、1953年に資金情報を明らかにするためのものとして、資金繰表が公表された。そして今日に至るまで中小会社の資金情報の柱として一部の中小会社の経営を支えてきたと考えられる。しかし、キャッシュ・フロー計算書の公表によって、損益計算書の利益とキャッシュの実態をより正確に把握することが可能となった。これまで作成されてきた資金繰表はキャッシュ・フロー計算書よりも資金の実態を詳細に示してはいないが、資金繰表のうち、資金繰予定表については、キャッシュ・フロー計算書とは異なり、将来の資金管理情報を提供することができる。

現在、小規模会社向けの会計ルールとして公表された中小要領は、会計と税法の乖離をなくすためのものであるといわれている。しかし、中小要領の目的において、「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」と示すならば（注34）、中小要領にこそ、中小会社の経営を支えるための会計ルールとして直接法によるキャッシュ・フロー計算書について示し、更に資金繰予定表の作成についても示すことによって、中小要領の存在意義が出てくるのではなかろうか。

そのためには、先ず会計専門家たる税理士・公認会計士が、中小会社の経理担当者に企業会計にシフトした実務の重要を説き、更に、その源泉であるキャッシュを把握することの重要性について理解を促すべきである。

第4節 小活

本章では、中小会社向け会計基準におけるキャッシュ・フロー情報のあり方について考察を行った。

第1節では、中小会社向け会計2基準とキャッシュ・フロー計算書として、中小会社向け会計2基準におけるキャッシュ・フロー計算書の取扱いについて確認した。中小指針では、各論88において「会社法上、キャッシュ・フロー計算書の作成は要求されていない。しかし、経営者が自らが会社の経営実態を把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。」と示している。つまり要求はされていないが、望ましい計算書類としての位置づけであることが窺える。しかし、中小指針で例示されている計算書類は、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書のみであることから、望ましい計算書類として触れるならば、キャッシュ・フロー計算書についても例示すべきであると考ええる。一方で、中小要領では、キャッシュ・フロー計算書について触れていない。しかし、小規模な中小会社は資金調達を金融機関に依存していることが多いため、資金の実態を把握するために小規模な中小会社にこそキャッシュ・フロー計算書を導入すべきと考える。

第2節では、直接法、間接法の論点からみる有効な表示方法として、中小会社にとって有効な表示方法を考察した。これまで述べてきたように、営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法には、直接法と間接法がある。直接法の長所は、営業活動によるキャッシュ・フローが「営業収入」、「原材料又は商品の仕入支出」、「人件費支出」といったように総額で明らかにされることから、利用者にとって理解しやすいことが挙げられる。短所としては、一般的にキャッシュに関する勘定科目を新たに設ける必要があることから作成に手間がかかることが指摘されている。一方、間接法の長所は、損益計算書の税金等調整前当期純利益から非資金項目を加減算するため、利益とキャッシュの差異を分析することが可能である。短所としては、非資金項目をなぜ加減算するのか、ある程度知識を有している利用者にもみ理解することが可能であることが挙げられる。このため、中小会社でキャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、ある程度知識を有している利用者にもみ理解できる間接法ではなく、直接法で作成することが有効であると考えた。そこで、直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成することが、パソコン等を利用して可能であるかを考察した。その結果、エクセルを利用し直接法によるキャッシュ・フロー計算書を予め作成しておき、別途、現金で仕訳が行われているもののみ抽出し自動的に反映するようシステムを構築することで、直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成することが可能であることを示した。但し、そのためには一部の経理を担当している会計職業専門家が中小会社の経理担当者に対して、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成方法を指導していくことが重要である点についても明らかにした。

また、現在クラウド会計ソフトの普及により、仕訳が自動で行うことができるようにな

っており、さらにフィンテックによって人工知能が難易度の高い仕訳を自動的に行えるようになりつつある。その結果、キャッシュ・フロー計算書が直接法によって作成することがより可能になりつつあると思われる。このように、小規模な中小会社を対象としている中小会社向け会計基準である中小要領にこそ、中小会社にとって有効な直接法によるキャッシュ・フローの表示表法を示す必要があることを述べた。

第 3 節では、中小要領で示すべきキャッシュ・フロー計算書の附属書類として、資金繰り予定表の提示を示した。資金繰り表は、資金繰り実績表と資金繰り予定表に分類することができる。資金繰り実績表は、過去の情報であるため、キャッシュ・フロー計算書と似た性格を有しているといえる。しかし、資金繰り予定表は、将来の資金繰りを明らかにするものであることから、様々な要因で資金が不足に陥る可能性がある中小会社にこそ資金繰り予定表の導入を中小要領において示すべきことを提案した。

〔注〕

- 1 会社法は私的自治原則の色彩が強く、必要最低限の規制のみを定めているのに対し、金融商品取引法は市場保護であり、必要なものは全て規制する公法である。また、会社法が想定する利害関係者は、株主、債権者であるが、金融商品取引法は不特定多数の投資者の保護を目的としている点に両方の根本的違いが認められよう。
- 2 中小会社にキャッシュ・フロー計算書を会計報告の一部に取り入れたらどうかという提案があったが、中小会社の経営者は、キャッシュ・フロー計算書が公表されることで内部の実態が公表されることを恐れた。その結果、会社法が計算書類として、キャッシュ・フロー計算書を公表していない以上、中小企業の会計でキャッシュ・フロー計算書を開示書類とするには無理があるため、要請するには至らなかった。シンポジウム「会計基準の複線化と税務会計」税務会計研究 25 号（2014 年）106～107 頁の河崎発言参照。
- 3 鎌田信夫「キャッシュ・フロー会計」税務経理協会（1999 年）105 頁。
- 4 なお、利益の質とは、「会計上の利益は、減価償却方法の選択などを通じて経営者の会計政策により捻出される場合がある。意図的に捻出された利益は現金の裏付けがないことが多く、利益の質が低いと考えられている。こうした利益の捻出は、キャッシュ・フローを収益・費用に転換するプロセスで行われるため、それとは逆に利益からキャッシュ・フローへ調整するための項目と金額を示す間接法情報によって、利益の質が高いかどうかを分析することができる。たとえば非資金損益項目や営業債権・債務の増減などに異常な変動がみられる場合などには、経営者による会計政策が利益に与える影響を、ある程度、見抜くことが可能になる。」伊藤邦夫・桜井久勝・百合草裕康・蜂谷豊彦『キャッシュ・フロー会計と企業価値』中央経済社（2004 年）100～101 頁参照。
- 5 佐藤靖「財務分析情報の提供媒体としてのキャッシュ・フロー計算書」会計 164 巻 5 号（2003 年）26 頁参照。
- 6 佐藤・前掲（注 5）26 頁参照。
- 7 佐藤靖「キャッシュ・フロー情報とキャッシュ・フロー諸勘定」会計 160 巻 3 号（2001 年）17～18 頁参照。
- 8 鎌田・前掲（注 3）107 頁。
- 9 中小企業庁『会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果報告』平成 27 年 8 月 23 日参照。
- 10 伊藤・桜井・百合草・蜂谷・前掲（注 4）100 頁。
- 11 溝上達也「キャッシュ・フロー計算書における営業概念の意味」会計 165 巻 6 号（2004 年）67～68 頁。
- 12 伊藤・桜井・百合草・蜂谷・前掲（注 4）100～101 頁参照。
- 13 鈴木卓也「会計実務」企業会計 63 巻 10 号（2011 年）135～136 頁参照。
- 14 経済産業省『2016 年版中小企業白書概要』（2016 年 4 月）1 頁参照。
- 15 中小企業庁『会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果報告』（平成 24 年 8 月 23 日）13 頁参照。
- 16 中小企業庁・前掲（注 15）3 頁参照。
- 17 中小企業庁・前掲（注 15）13 頁参照。
- 18 中小企業庁・前掲（注 15）14 頁参照。
- 19 中小企業庁・前掲（注 15）4 頁参照。
- 20 中小企業庁・前掲（注 15）15 頁参照。
- 21 中小企業庁・前掲（注 15）14 頁参照。
- 22 佐々木大輔・木村康宏「FinTech×会計の現状：クラウド会計の進化」企業会計 69 巻 6 号（2017 年）48 頁参照。
- 23 原幹「経理業務：自動化を促す会計システムの進化」企業会計 68 巻 7 号（2016 年）30～31 頁参照。
- 24 人工知能（AI：）とは、人間がもつ「知能」を人工的な手段（例えばコンピュータ上の演算）により実現されたものを指すが、今日では、一定の情報処理・機械制御の場面において、人間が具体的に指示しなくても、コンピュータが自ら学習し、その学習結果をもって出力・動作を行うシステムを AI と表現することも多い。福岡真之介「AI（人工知能）の仕組み」資料版商事法務 399 号 15 頁参照。
- 25 藤田勉「金融に革新が起る FinTech の基礎知識」企業会計 69 巻 6 号（2017 年）16 頁参照。
- 26 藤田勉・前掲（注 25）16～17 頁参照。
- 27 佐々木・木村・前掲（注 22）53 頁参照。

- 28 企業共済協会『企業倒産調査年報』（2016年）16頁参照。
- 29 また、銀行は中小会社に対して直接的に将来の資金需要を表す資金繰表を求めていたため、一部の中小会社では資金繰表を作成していたと考えられる。座談会「中小会社の会計のあり方について」JICPAジャーナル14巻10号（2002年）31頁の加藤発言参照。
- 30 金融機関では、中小要領が記帳を重視していることから、経営者自身が会社の会計に随時携わることで、短いサイクルの資金繰りについて把握することを期待している。座談会「中小会計要領実践活用法」税務弘報60巻8号（2012年）69頁の野竹発言参照。
- 31 資金繰実績表は、直接法によるキャッシュ・フロー計算書と同様に、総額表示の資金量が示される。森脇彬『資金と支払能力の分析〔四訂版〕』税務経理協会（2002年）17頁参照。
- 32 日本政策金融公庫（https://www.jfc.go.jp/n/service/dl_chusho.html）2017年7月13日。
- 33 筒井英治『すぐわかる資金管理のすべて』中央経済社（2001年）80～84頁参照。
- 34 顧問先の経営に役立つ会計サービスを提供することは、多くの会計事務所にとって未経験の分野である。それは、過去の決算書ではなく、現状と未来を語る経営数値に関することだからである。そのため、今後、「経営者が理解し、自社の経営状況を適切に把握できる」会計を実践して顧問先の中小会社の成長に役立つために工夫する会計事務所と、過去の決算書を提出することに留まる旧来型の会計事務所に分類されよう。桜庭周平「〔中小基本要領〕策定の経緯・概要・影響」税務弘報60巻2号（2012年）72頁参照。

おわりに

本論文では、中小会社向け会計基準におけるキャッシュ・フロー情報のあり方をテーマに、現在中小会社向け会計基準として公表している、「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」が取り入れるべき計算書類について考察を行ってきた。中小会社向け会計 2 基準は、その名の通り中小会社に対する会計基準であることから、そのルールは、大会社が適用すべき基準と異なり、中小会社の実態や会計処理の特質に即した会計ルールとして作成された。中小会社の実態とは、資金調達を金融機関に依存していること、資本と経営が同一であり経営者は所有者であること、会計処理の特質とは、中小会社では、企業会計に関する知見を持つ者を専従の従業員として雇用する余裕がないことや、中小会社は閉鎖会社であるため、ディスクロージャーの対象範囲が債権者や取引先に限られていることであった。

このような中小会社の実態や経理処理の特質を勘案し、まず、中小指針が公表された。中小指針は目的において、「会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である」として、中小会社のうち比較的大規模な中小会社を対象として示された。一方、我が国の大多数を占める小規模な中小会社にとって難易度の高い基準となったことから、利用することが困難であると指摘がなされた。そのため、小規模な中小会社向け会計基準の策定が求められ、平成 24 年に小規模な中小会社向け会計基準として、中小要領が公表された。中小要領の特徴は、目的において、「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」と示しているように、その目的を中小会社自身に役立つ会計として第 1 の目的に挙げている。中小要領の規定は、中小指針と比べると簡便かつ簡潔に示していることから小規模な中小会社に対して公表されたものであると理解できる。しかし、中小会社の実態の 1 つに挙げられる、資金調達が金融機関に依存していることから考えると、果たして中小会社向け会計基準として公表された 2 基準は有効なものであろうか。

資金調達は、不足した資金を補うために行われる行為である。資金調達が金融機関に依存している会社は、中小会社のうち、小規模な中小会社であるといえる。そこで、資金の実態を把握できる計算書類を確認したところキャッシュ・フロー計算書が有効であるように思われた。キャッシュ・フロー計算書は、利益とキャッシュの差異を分析できることや、債務を返済する能力、資金調達を行う必要があるかを判断することができるため、中小会社にとって有用な計算書類であるように考える。

中小会社向け 2 基準がキャッシュ・フロー計算書をどのように取り扱っているのか。中小指針では各論 88 においてキャッシュ・フロー計算書を「会社法上、キャッシュ・フロー計算書の作成は要求されない。しかし経営者自らが会社の経営実態を把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。」として中小会社に対して作成することが望ましい計算書類として示している。中小要領では、キャッシュ・フロー計算書について触れていない。その理由は、中

小要領の適用会社が、中小指針を利用する会社よりも小規模な会社を対象としているからであると考えるのが相当であろう。

キャッシュ・フロー計算書を中小会社が作成した際に問題となる直接法と間接法の選択についても検討を行った。直接法と間接法はともに、長所と短所を有しているが、項目が具体的かつ総額で表示される直接法が中小会社に対して有効であると考えた。直接法でキャッシュ・フロー計算書が作成された際、中小会社では次のような問題が生じることを示した。

- ① 企業会計に関する知見を専従の従業員として雇用する雇用する余裕がないことから、親族といった会計の知見を有しない者が経理担当を行っているため、直接法による作成が困難であること。
- ② 中小会社に直接法によるキャッシュ・フロー計算書を求めた場合、新たに勘定科目を設ける必要があることから、中小会社に対して過重な負担になる可能性があること。

このような問題は次の理由によって解決することができる。現在パソコンの普及によって、中小会社の7割はパソコンを利用し会計帳簿を作成している。また、そのうち、6割がパソコンを利用して毎日記帳を行っていると示している。そのため、パソコンを利用することで直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成することが可能になるのではなかろうか。例えば、エクセルを利用し予め直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成しておき、直接法が作成される基となる仕訳すなわち、借方、貸方に現金取引がある仕訳を自動的に反映するようなシステムを構築することで直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成することが可能である。

ところで、中小会社の経理担当者の9割は会計職業専門家に従い記帳の指導を受けている。また、経理担当者の8割が税理士・公認会計士といった会計職業専門家である。ところが、無資格の経理担当者が2割いるが、彼らだけで直接事務を行っている会社もある。そして、特に会計職業専門家のチェックを受けていない。こうして、中小会社の会計・税務には、税理士や公認会計士が携わっていることが理解できる。そのため、会計職業専門家がどのような指導を経理担当者に行うかによって、経理担当者の会計知識の幅が異なるように考えられる。直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成は、作成方法を理解すればパソコンを利用することで比較的容易に作成することができよう。そのためには、会計職業専門家が、経理担当者に対して、会計指導を行い直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成方法を指導することで、経理担当者自身でキャッシュ・フロー計算書を作成することが可能になると考えられる。したがって、会計職業専門家に対しても、キャッシュ・フロー計算書とりわけ直接法によるキャッシュ・フロー計算書の研修が必要となろう。

現在の会計実務では、クラウド会計ソフトによって、インターネット上に会計データを保存することが可能になった。そのため、記帳が適時に正確に行われていれば、職場のみでなく、自宅や外出先等で会社の必要な情報を引き出すことができ、適切な経営判断を行うことができるようになってきている。また、FinTechの普及により、自動的に仕訳を行う環境

も整いつつあり、フィンテックが発達することで、これまで会計の知見者が行っていたある程度難易度の高い仕訳についても自動的に行うことが可能になっている。そのため、直接法でキャッシュ・フロー計算書を作成することが高度なものではなくなりつつあるのではなかろうか。しかし、フィンテックはまだ発展途中であるため、会計専門家たる税理士・公認会計士が中小会社に対して適切な会計指導を行うことが重要であろう。

上述したように中小要領は、目的において、「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」と示していることから、資金調達を金融機関に依存している小規模な中小会社にこそ、資金の実態を把握することが必要である。そのためには、我が国の大多数を対象とする中小会社向け会計基準である中小要領において、これまで述べてきたように直接法によるキャッシュ・フロー計算書について示す必要があると考えられる。

そして、直接法によるキャッシュ・フロー計算書と同時に、資金繰予定表についても中小要領で示すべきと考える。これまで一部の中小会社では、資金管理情報として、資金繰表を作成してきた。資金繰表は、資金繰実績表と資金繰予定表に分類することができる。資金繰実績表は、過去の情報を表示することから、キャッシュ・フロー計算書と似た性格を有しているといえる。

他方、資金繰予定表は、将来の資金繰情報を示すことから、キャッシュ・フロー計算書や資金繰実績表と異なる性格を有している。そのため、過去の資金情報はキャッシュ・フロー計算書を利用し、将来の資金繰予定は、資金繰予定表を作成することが適当であろう。資金繰予定表の作成方法は、過去の実績から作成することになるため、当期に偶発的に起こる事象には対応できないが、その際に改めて資金繰予定表を作成し直すことにより、さらに具体的な資金繰予定表を作成することが可能となる。中小会社は、様々な要因で資金不足に陥る可能性があるため、将来の資金繰情報を予測する資金繰予定表は有用な計算書類であるといえる。

中小要領は、会計と税務の乖離をなくすための基準にとどまらず、中小会社の経営者にとって有効である基準としての位置付けを示すならば、直接法によるキャッシュ・フローの作成について示すとともに、将来の資金繰を計画することが可能となる資金繰予定表の作成が、制度上も実務上も求められているものと思われる。

参考文献等一覧

【著書】

赤岩茂・増山英和

『図解中小企業の新会計ルール』中経出版（2012年）

秋坂朝則・中澤省一郎

『就任前に読む 会計参与の職務・責任とその実務』税務研究会出版（2006年）

岩崎勇 『中小企業会計指針の読み方と処理方法』税務経理協会（2006年）

伊藤邦夫・桜井久勝・百合草裕康・蜂谷豊彦

『キャッシュ・フロー会計と企業評価』中央経済社（2004年）

上西左大信『〔中小企業の会計に関する指針〕と実務』税務経理協会（2006年）

上野清貴 『キャッシュ・フロー会計論』創成社（2001年）

江頭憲治郎『株式会社法〔第5版〕』有斐閣（2014年）

岡本治雄 『財務分析の展開〔第2版〕』中央経済社（2000年）

大江晋也 『会社法と中小会社の会計』税務経理協会（2006年）

河崎照行 『最新中小企業会計論』中央経済社（2016年）

河崎照行・万代勝信編著

『詳解・中小会社の会計要領』中央経済社（2012年）

金子宏・新堂幸司・平井宣雄

『法律学小辞典〔第4版〕』有斐閣（2008年）

門田安弘編著

『管理会計学テキスト〔第3版〕』税務経理協会（2003年）

鎌田信夫 『キャッシュ・フロー会計の原理〔新版〕』税務経理協会（2003年）

鎌田信夫 『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房（1995年）

鎌田信夫編著

『資金情報開示の理論と制度』白桃書房（1991年）

鎌田信夫 『キャッシュ・フロー会計』税務経理協会（1999年）

木内宣彦・丸山秀平

『会社法改正と中小企業』三嶺書房（1987年）

岸田雅雄 『ゼミナール会社法入門』日本経済新聞出版社（2012年）

北沢正啓・酒巻俊雄共著

『大小会社区分立法の問題点検討』ぎょうせい（1985年）

小林秀行 『詳解企業会計基準』ダイヤモンド社（2007年）

郡谷大輔編『中小会社・有限会社の新・会社法』商事法務（2006年）

桜井久勝 『財務会計講義〔第16版〕』中央経済社（2015年）

佐藤敏昭 『監査役制度の形成と展望』成文堂（2010年）

- 佐藤信彦 河崎照行 齋藤真哉 柴健次 高須教夫 松本敏史編
『財務会計論Ⅰ〈基本論点編〉〔第8版〕』中央経済社（2014年）
- 品川芳宣 『中小企業の会計と税務』大蔵財務協会（2013年）
- 塩原一郎・佐藤敏昭
『グローバル企業法会計』税務経理協会（2005年）
- 畠村剛雄 『体系財務会計論』中央経済社（1991年）
- 染谷恭次郎『現代財務会計〔第10版〕』中央経済社（1999年）
- 染谷恭次郎『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社（1999年）
- 武田隆二 『最新財務諸表論〔第11版〕』中央経済社（2008年）
- 高橋眞 村上幸隆編
『中小企業法の理論と実務〔第2版〕』民事法研究会（2011年）
- 武田隆二 『中小会社の会計』中央経済社（2003年）
- 武田隆二編著
『中小会社の会計指針』中央経済社（2006年）
- 田中弘 『新財務諸表論』税務経理協会（2012年）
- 田中茂次 『キャッシュ・フロー計算書』中央経済者（1999年）
- 中小企業庁「2015年版中小企業白書について(概要)」（2015年6月）
- 中小企業庁『会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果報告』平成18年6月30日
- 中小企業庁『平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果・報告書』（平成22年11月9日）
- 土井秀生 『企業価値分析の技術』中央経済社（2005年）
- 筒井英治 『すぐわかる資金管理のすべて』中央経済社（2001年）
- 中垣昇 『財務管理論の基礎〔第7版〕』創成社（2008年）
- 中垣昇 『経営財務の基礎理論』税務経理協会（2007年）
- 永田靖 『キャッシュ・フロー会計情報論』中央経済社（2010年）
- 中村直人 『新会社法 新しい会社法は何を考えているのか』商事法務（2005年）
- 長岡勝美 『「中小企業の会計に関する指針」と税務』税務研究会出版（2006年）
- 並木俊守 『商法・有限会社法改正試案詳解』中央経済社（1986年）
- 日本税理士会連合会監修
『「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック』清文社（2013年）
- 広瀬義州 『財務会計〔第13版〕』中央経済社（2015年）
- 平川忠雄監修
『中小企業の会計要領と実務』税務経理協会（2012年）
- 平松一夫・広瀬義州
『FASB財務会計の諸概念』中央経済社（2002年）

宮口定雄・杉田宗久編者

『中小会社の会計基準と税務』清文社（2003年）

森脇彬 『資金と支払能力の分析〔四訂版〕』税務経理協会（2002年）

森田哲彌・兼田克幸・市川育義

『連結財務諸表制度詳解』中央経済社（2000年）

百瀬恵夫 伊藤正昭編

『中小企業論』白桃書房（1991年）

安平昭二 『入門企業会計』東京経済情報出版（2000年）

吉野直行・渡辺幸男編

『中小企業の現状と中小企業金融』慶応義塾大学出版会（2006年）

渡辺幸男 『21世紀中小企業論〔第3版〕多様性と可能性を探る』有斐閣（2013）

渡辺和夫 『財務会計変遷論』同文館出版（2007年）

【論文】

新井清光 「財務情報の充実に関する中間報告について」税経通信 42 卷 1 号（1987年）

青山米蔵 「大小会社区分立法」白鷗女子短大論集 11 卷 2 号（1986年）

稲葉威雄 「大小会社区分立法に関する諸問題（1）」商事法務 970 号（1983年）

稲葉威雄 「大小会社区分立法の基本問題－計算・監査を中心として」企業会計 35 卷 8 号
（1983年）

上西左大信 「中小企業の会計の今後の展望」企業会計 63 卷 1 号（2011年）

梅田誠 「キャッシュ・フロー計算書の必要性」企業会計 50 卷 10 号（1998年）

特別対談稲葉威雄・村山徳五郎

「「大小会社区分立法」なにが問題か」企業会計 36 卷 7 号（1984年）

奥村佳史 「中小企業の資金調達の実務〔公庫融資を活用する〕」税経通信 65 卷 1 号（2010年）

大城建夫 「中小企業会計を巡る論点」産業情報論集 7 卷 1 号（2010年）

大城建夫 「中小企業会計指針の役割と課題」産業情報論集 5 卷 2 号（2009年）

小川恵子 「キャッシュ・フロー計算書の作成」税経通信 55 卷 4 号（2000年）

太田正博 「キャッシュ・フロー計算書」税経セミナー45 卷 16 号（2000年）

太田哲三 「資金繰表の検討」産業経理 14 卷 7 号（1962年）

河崎照行・上西左大信

「中小企業会計の課題と展望」税研 32 卷 5 号（2017年）

金子友裕 「中小企業に適用可能な会計制度と法人税法における課税所得算定への影響」
税務会計研究 24 卷（2013年）

河崎照行 「〔中小企業の会計〕の制度的定着化」會計 182 卷 5 号（2012年）

河崎照行 「〔中小企業の会計〕の新展開」税経通信 66 卷 1 号（2011年）

- 神森智 「中小企業会計と中小企業会計監査〔その史的考察のうえに〕」松山大学創立九十周年記念論文集（2013年）
- 兼田克幸 「キャッシュ・フロー計算書の作成等に係る省令改正について（1）」税経通信 54巻15号（1999年）
- 和久友子 「キャッシュ・フロー計算書の作り方」企業会計 50巻10号（1998年）
- 兼田克幸 「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」税経通信 42巻1号（1987年）
- 企業共済協会
『企業倒産調査年報』（2016年）
- 勤労者退職金共済機構
「中小企業退職金共済事業概況」56巻1号（2016年4月）
- 久保幸年 「キャッシュ・フロー計算書の制度化の背景」企業会計 50巻10号（1998年）
- 久保幸年 「キャッシュ・フロー計算書」税経通信 54巻14号（1999年）
- 倉沢康一郎 「「大小会社区分立法」に対する各界意見」企業会計 36巻12号（1984年）
- 倉沢康一郎 「大小会社区分の意義」企業会計 35巻8号（1983年）
- 建設産業経理研究所 調査研究部
「〔中小企業の会計に関する基本要領（案）の解説〕-中小建設企業における留意事項-」全建ジャーナル 51巻4号（2012年）
- 佐々木大輔・木村康宏
「FinTech×会計の現状：クラウド会計の進化」企業会計 69巻6号（2017年）
- 佐藤信彦 「中小企業会計要領と中小指針との異同点とその関係」税研 28巻1号（2012年）
- 佐藤敏昭 「会社法制の現代化要綱試案と中小規模会社の監査」税経通信 59巻4号（2004年）
- 櫻庭周平 「中小会計要領の実務ポイント」速報税理 31巻10号（2012年）
- 佐藤靖 「財務分析情報の提供媒体としてのキャッシュ・フロー計算書」会計 164巻5号（2003年）
- 佐藤靖 「キャッシュ・フロー情報とキャッシュ・フロー諸勘定」会計 160巻3号（2001年）
- 桜井久勝 「キャッシュ・フロー計算書の位置づけ」会計 160巻1号（2001年）
- 佐藤靖 「財務諸表の一つとしてのキャッシュ・フロー計算書」会計 153巻6号（1998年）
- 座談会 「中小会計要領実践活用法」税務弘報 60巻8号（2012年）
- 座談会 「中小会社の会計のあり方について」JICPA ジャーナル 14巻10号（2002年）
- 座談会 「中小会社の商法監査問題をめぐって」商事法務 1075号（1986年）
- 酒巻俊雄 「中小企業と外部監査」別冊税経通信通巻5号

シンポジウム

「会計基準の複線化と税務会計」税務会計研究 25 号（2014 年）

シンポジウム

「中小会社会計基準と税務会計」税務会計研究 16 号（2005 年）

品川芳宣 「〔中小会計要領〕の制定と中小企業会計の今後の方向」税経通信 67 巻 5 号（2012 年）

品川芳宣 「中小企業会計の新たな展開」税理 53 巻 15 巻（2010 年 12 月）

品川芳宣 「日税連〔中小会社会計基準〕の趣旨と役割」税理 46 巻 6 号（2003 年）

商法監査問題研究会

「商法監査問題研究会報告書」商事法務 1074 号（1986 年）

シンポジウム

「大小会社区分立法のあり方」商事法務 1017 号（1984 年）

鈴木卓也 「会計実務」企業会計 63 巻 10 号（2011 年）

杉山典之・洪慈乙

「キャッシュフロー計算書の国際的制度化に学ぶ」會計 144 巻 6 号（1993 年）

全国中小企業団体中央会

「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点に関する意見（抄）」別冊税経通信通巻 5 号（1985 年）

染谷恭次郎 「キャッシュ・フロー計算書に対する会社経理担当者の意識」産業経理 52 巻 1 号（1992 年）

染谷恭次郎 「資金繰表の作成方法」産業経理 14 巻 9 号（1954 年）

竹中徹 「〔中小企業の会計に関する基本要領〕の特性と制度会計における意義」産業経理 72 巻 1 巻（2012 年）

高田橋範充・鈴木一功

「企業価値とキャッシュ・フロー」會計 164 巻 2 号（2003 年）

武田安弘 「資金収支表の検討」産業経理 48 巻 4 号（1989 年）

中小企業庁『会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果報告』平成 27 年 8 月 23 日

中小企業庁『会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果報告』平成 18 年 6 月 30 日

中小企業庁調査室

「2016 年版中小企業白書概要」（2016 年 4 月）

東京商工リサーチ

「中小企業の資金調達環境に関する実態調査」（2007 年 11 月）

特別座談会

「〔中小企業の会計に関する研究会報告書〕をめぐって」税経通信 57 巻 13 号
(2002 年)

特別対談稲葉・村山

「〔大小会社区分立法〕なにが問題か」企業会計 36 巻 7 号 (1984 年)

日本弁護士会連合会

「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点に対する意見(抄)」
別冊税経通信通巻 5 号 (1985 年)

日本税理士会連合会

「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点に対する意見書(抄)」
別冊税経通信通巻 5 号 (1985 年)

日本公認会計士協会

「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点に対する意見(抄)」
別冊税経通信通巻 5 号 (1985 年)

日本商工会議所

「大小会社区分立法に関する意見(抄)」別冊税経通信通巻 5 号 (1985 年)

日本内部監査協会・監査役監査研究会・「会社区分立法・合併問題」検討委員会

「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点に対する意見(抄)」
別冊税経通信通巻 5 号 (1985 年)

原幹 「経理業務：自動化を促す会計システムの進化」企業会計 68 巻 7 号 (2016 年)

長谷川忠一「専門家による「外部監査」のあり方」税経通信 40 巻 2 号 (1985 年)

永田靖 「キャッシュ・フロー情報の意義—FASB 概念を中心として—」會計 172 巻 1
号 (2007 年)

藤田勉 「金融に革新が起こる FinTech の基礎知識」企業会計 69 巻 6 号 (2017 年)

福岡真之介「AI(人工知能)の仕組み」資料版商事法務 399 号

万代勝信 「〔中小会計要領〕と〔中小会計指針〕の棲み分けの必要性」企業会計 64 巻 10
巻 (2012 年)

万代勝信 「わが国の会計基準の行方—金商法と会社法の分離」企業会計 63 巻 1 号 (2011
年)

右山昌一郎「中小会社会計基準〔中小企業会計基本要領〕〔中小要領〕と〔中小企業会計指
針〕〔中小指針〕の適用及び税務申告の一体化について」税務会計研究 25 号 (2014
年)

右山昌一郎「〔中小企業会計基本要領〕(中小要領)と〔中小企業会計指針〕(中小指針)の
適用について」税研 29 巻 2 号 (2013 年)

溝上達也 「キャッシュ・フロー計算書における営業概念の意味」會計 165 巻 6 号 (2004
年)

- 宮城勉 「中小企業の健全な発展に向けた会計のあり方」企業会計 63 巻 1 号 (2011 年)
- 藪下保弘 「中小企業の会計基準現状と課題」『地域活性化ジャーナル』20 巻 (2014 年 3 月)
- 弥永真生 「〔中小基本要領〕会社法上の位置づけ」税務弘報 60 巻 2 号 (2012 年)
- 山田昭広 「資金収支表について－FASB 基準書第 95 号の解説」企業会計 40 巻 7 号 (1988 年)
- 芳井清 「会社区分立法と小会社の外部監査」別冊税経通信通巻 5 号 (1985 年)
- 若杉明 「小規模会社の会計制度をめぐる諸問題」企業会計 37 巻 6 号 (1985 年)

日本政策金融公庫 (https://www.jfc.go.jp/n/service/dl_chusho.html)

中小企業庁 (<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

FASB : Financial Accounting Standards Board (FASB) ,Statement of Financial Accounting Standards No.95,Statement of Cash Flows,November 1987

FASB : Financial Accounting Standards Board (FASB) ,Statement of Financial Accounting Concepts No.1,Objectives of Reporting by Business Enterprises,November 1978